

第百五十回国
参議院法務委員会會議録第二号

平成十二年十一月二日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事
日笠 勝之君

石渡 清元君
久野 恒一君
佐々木知子君
江田 五月君
魚住裕一郎君

委員

阿部 正俊君
岡野 裕君
鴻池 祥肇君
竹山 裕君
小川 敏夫君
竹村 泰子君
角田 義一君
橋本 敦君
福島 瑞穂君
平野 貞夫君
斎藤 十朗君
中村 敦夫君

国務大臣
法務大臣

政務次官
法務政務次官

最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務
総局家庭局長

事務局側

常任委員会専門
員

政府参考人
警察庁長官
田中 節夫君

警察庁長官官房
長

警察庁長官官房
首席監察官

警察庁生活安全
局長

警察庁刑事局長

法務大臣官房長

法務大臣官房司
法法制調査部長

法務省民事局長

法務省刑事局長

法務省矯正局長

法務省訟務局長

法務省人権擁護
局長

法務省人権管理
局長

公安調査庁長官

労働省職業能力
開発局長

石川 重明君

竹花 豊君

黒澤 正和君

五十嵐忠行君

但木 敬一君

房村 精一君

細川 清君

古田 佑紀君

鶴田 六郎君

山崎 潮君

横山 匡輝君

町田 幸雄君

木藤 繁夫君

日比 徹君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○法務及び司法行政等に関する調査

(司法制度改革に関する件)

(倒産法制の見直しに関する件)

(少年犯罪の傾向と少年法改正に関する件)

(選択的夫婦別氏制度導入に関する件)

(通信傍受の実施状況に関する件)

(我が国の法整備支援に関する件)

(人権侵害の被害者救済制度に関する件)

(財団法人中小企業国際人材育成事業団の外国
人研修生受入れに関する件)

(千葉県警察官の不祥事に関する件)

(訟務検事と判事との交流に関する件)

○民事再生法等の一部を改正する法律案(内閣提
出)

○外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案
(内閣提出)

○委員長(日笠勝之君) ただいまから法務委員会
を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮
りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日
の委員会に警察庁長官田中節夫君、警察庁長官官
房長石川重明君、警察庁長官官房首席監察官竹花
豊君、警察庁生活安全局長黒澤正和君、警察庁刑
事局長五十嵐忠行君、法務大臣官房長但木敬一
君、法務大臣官房司法法制調査部長房村精一君、
法務省民事局長細川清君、法務省刑事局長古田佑
紀君、法務省矯正局長鶴田六郎君、法務省訟務局
長山崎潮君、法務省人権擁護局長横山匡輝君、法
務省人権管理局長町田幸雄君、公安調査庁長官木
藤繁夫君及び労働省職業能力開発局長日比徹君を
政府参考人として出席を求め、その説明を聴取す
ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(日笠勝之君) 法務及び司法行政等に関
する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐々木知子君 おはようございます。

自民党の佐々木でございます。

過日の法務大臣のごあいさつに関連いたしました
て、第一の司法制度改革についてまずお伺いたし
たいと存じます。

司法改革というのは以前から各種の審議や取り
組みがなされてきたようでございますけれども、
たまたま昨日、日弁連の総会が開かれて、司法試

験合格者数を年間千人から三千人にふやすことを
容認するというようなことが決議されたようでござ
います。他には弁護士から裁判官を選ぶ法曹一元
制の実現とか、陪審制の実現、さらには国民が必
要とする法曹人口の確保、専門性が高い職業倫
理養成のための法科大学院、ロースクールの創設
などの柱があるようでございます。

一般国民からいたしまして、司法制度改革とい
うのは実はよく聞くようで實際何をやっているの
かよくわからないというところが本当のところだ
ろうと思うんですけれども、一体その山というの
が、頂上というのがどのようなもので、今日のよ
うな時点にきているのか、何年後ぐらいにどのよ
うな形で実現するものなのかどうか、そういうよ
うな具体的なことを、もしわかるようでありまし
たら大臣から答え願いたいと存じます。

○国務大臣(保岡興治君) 我が国の司法制度につ
きましては、これまで改革のためのさまざまな取
り組みが司法関係者及び政府において行われてき
ておりましたが、二十一世紀を目前に控えて、社
会の多様化、国際化などの変化や規制緩和等の諸
改革の進展に伴って司法の果たすべき役割がより
一層重要なものになると考えられる状況のもと
で、内閣に司法制度改革審議会が設置されるに
至ったことは御承知のとおりだと思います。

司法制度改革審議会においては、昨年七月二十
七日に開催された第一回会議以来、これまで計三
十六回の会議が開催されたほか、本年八月に三日
間にわたる集中審議が行われておりますが、昨年
の十二月には本審議会において審議すべき論点を
司法制度改革に向けて論点整理として公表されま
して、本年一月以降現在に至るまで、各論点を大
くくりにとめたテーマごとに審議が進められて
、各委員の間で意見の一致した事項に基づいて
は審議結果の取りまとめなどの文書が作成されて

おります。また、本年十一月十四日及び二十日の各審議会において、これまでの審議結果等を取りまとめた中間報告の案文についての審議を行い、同日決定、公表することを予定されていると承知しております。

審議会は、その後、来年七月までに取りまとめることが予定されている最終意見に向けて引き続き議論を続けられる予定と伺っているところでございます。

○佐々木知子君 続きまして、第二の民事、刑事の基本法の見直しについて伺いたいと存じます。

民事に関しては、今回、民事再生法等の一部改正及び国際倒産法制の整備のための破産法の一部改正が閣法で参議院先議で提出されております。ちょっと難しいような気もいたしますが、これも、これは端的に説明しますと何を意図された法律なのか、お答え願いたいと存じます。

○国務大臣(保岡興治君) 今回提出しております倒産法関係の二つの法律案でございますが、まず住宅ローン等を抱える個人債務者の経済的再生を図るための民事再生手続の特則手続の創設と、国際的に整合のとれた財産の清算または経済的再生を可能とするための国際倒産法制の整備を目的とするものでございます。

まず、個人債務者の再生手続の新設についてでございますが、いわゆるバブル経済の崩壊後の経済情勢の悪化や企業のリストラの推進に伴って、住宅ローンを抱えた個人債務者の破産件数が急増しております。一方、現行の倒産法制ではこのような個人債務者が経済生活の再生を図るための手続が必ずしも十分ではないとの指摘がされているところでございます。

すなわち、破産法上の破産・免責手続では、債務者はその全財産を清算されることになるために、持ち家住宅を手放さなければならなくなる上、破産者という烙印を押されることによって事実上の社会的不利益をこうむることとなる一方で、債権者も債権の回収がほとんどできないとい

う問題がございます。また、民事再生法上の再生手続は主として中小企業の再生手続として構想されたものであるため、個人債務者が利用するには手続的な負担が重過ぎるなどの問題がございます。

そこで、民事再生法等の一部を改正する法律案におきましては、まず破産に瀕した個人債務者の経済生活の再生を図るための民事再生手続の特則手続として、住宅ローンを抱えた個人債務者ができる限り住宅を手放さずに再生できるようにするため、住宅ローン債権についての弁済の繰り延べを認めて、住宅に設定された抵当権の実行を制限する住宅資金貸付債権に関する特則を設けることとしたしております。

また、継続的な収入の見込みがある個人債務者が破産しないでも再生することができ、債権者も破産の場合よりも多くの債権回収をすることができ、再生手続を設ける小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則をも設けることとしております。

次に、国際倒産法制の整備についてですが、いわゆるボーダーレスエコノミーの進展に伴って、複数の国で事業を行い資産を保有する企業がふえておりまして、これに伴って、このような多国籍企業が倒産する事例も増加しております。ところが、我が国の現行の国際倒産法制では、国内で開始された破産手続などの効力は債務者の国外財産には及ばず、外国で開始された倒産処理手続の効力は債務者の日本国内の財産には及ばないという属地主義が採用されておりまして、国際的に公平、適正な倒産処理手続が行えないという批判があります。

このような中で、国際連合におきまして、三年前の一九九七年に国際倒産モデル法が採択され、加盟国に対してモデル法を踏まえた法整備が勧告されておりまして、アメリカ、EUにおいても立法作業が進められております。そこで、今回の二つの法律案におきましては、

国際的な経済活動を行う債務者について、国際的に整合のとれた財産の清算または経済再生を可能にするため、これまでの属地主義を廃棄して、我が国の破産手続や会社更生手続の効力を債務者の国外財産にも及ぼすこととするともに、外国で開始された倒産処理手続の効力を日本国内の財産に適切に及ぼすための承認援助手続を新たに設けることなど、国際主義、普及主義の立場に立った国際倒産法制を整備することとした次第でございます。

○佐々木知子君 ありがとうございます。詳しくお述べいただきました。

住宅ローンを抱えて経済的に破綻に瀕した個人債務者等は本当に困っていると思いますので、一日も早く可決、成立させたいというふうに思っております。また、グローバルスタンダード化に伴いまして企業倒産事件の国際化、これも一日も早く実現したいというふうに思っております。

次に、少年法の一部改正でございます。現行の非行少年の処遇の流れがどうなっているか、という点についてはさきんいろいろところで議論されているようでございます。果たして現行の少年法、昭和二十四年に施行になっておりますけれども、その前、日本には旧少年法、大正十一年にできたものがございましたけれども、そのもとでは非行少年はどのような形で処遇されていたのか、その少年刑事司法の流れについてお答えいただきたいと思います。

○政務次官(上田勇君) 大正十一年に制定された旧少年法の概要について御説明をいたしますが、まず同法におきましては少年法適用年齢を十八歳未満としており、少年を保護処分に付するための少年審判所が設置されておりました。もっとも、一定の重大犯罪を犯した少年や罪を犯した十六歳以上の少年は原則として少年審判所の審判に付さないこととして、検察官等から送致を受けた場合に初めて少年審判所の審判に付することとする検察官先議の制度を採用しております。

した。したがって、このような少年については、検察官が刑事処分相当か保護処分相当かをまず判断して、保護処分相当と判断したときに少年審判所の審判に付することとしておりました。

審判の結果、少年審判所が保護処分を相当と認めたときには、訓戒、少年保護司の観察あるいは矯正院への送致などの保護処分を付することなどの処分ができるものとなっております。

○佐々木知子君 つまり、少年についても検察官先議であったということで、私が調べたところによりまして、大体一割が起訴をされ、その余が審判所というところに送られて保護処分をされているというふうに承知しております。ちなみに、この制度はドイツやフランスもそうでございますし、現在の韓国もこのような制度だというふうに承知しております。

そして、なぜ日本が戦後、新しい少年法をつかったのか、その改正に至った経緯について法務省が承知しているところをお答えください。

○政務次官(上田勇君) 今、先生からのお尋ねであります。実は余り詳細な点については記録等に残っていないのが現状であります。

戦後、大正十一年制定の旧少年法の改正が行われましたけれども、司法省当局は、当初、旧少年法の骨格を維持した上で、その適用年齢を二十歳未満に引き上げるなどの内容を盛り込んだ少年法の改正草案をGHQの方に提出いたしました。これに対し、GHQの側から、検察官先議を改めること、刑事処分可能年齢を十六歳以上に引き上げることなどが提案され、折衝を経た後、少年法を改正する法律案が昭和二十三年六月に国会に提出され、同年七月に衆参両議院で可決の上、現行少年法が公布され、翌二十四年一月一日から施行されたという経緯でございます。

○佐々木知子君 随分簡単にお答えくださいましたけれども、アメリカはその当時実は国親思想という思想が隆盛でございました。国親というのは、かわいそうな親のない、監督者のいない少年に成りかわって国が少年の保護育成に尽くそうと

いう思想でございます。これは、アメリカで移民の子がいろいろふえまして、適応させるために、一八九五年イリノイ州で世界初の少年法ができて、シカゴで世界初の少年裁判所、少年裁判所というものができたというふうに私は承知しております。

アメリカで国親思想というのが始まって、だから少年は普通の成人とは違って、刑事司法の流れではなく福祉的な発想のもので処遇しようという、これは非常に今までの流れと違う流れをアメリカが始めた。そして、たまたま日本を占領していたときにアメリカはその国親思想が全盛期であった。その後に分岐を分けてきますけれども、全盛期であった。それを日本に植えつけようとして、この少年法をGHQがつくったというふうには承知しております。

今さっき、十六歳に引き上げというふうに簡単に申し上げたけれども、日本で明治四十二年にドイツにならってできた刑法では、御存じのように刑事責任年齢は十四歳でございます。それを実質十六歳に引き上げるというのは、刑事責任年齢という国の基本中の基本であることに關してダブルスタンダードがあるということになるわけです。これはもう端的に十六歳でいいやというような簡単なものでは決まてないわけで、私も国連極東犯罪防止研究所に勤めていた三年間、どれだけ質問を受けたかわかりません。どうしてこういうダブルスタンダードがあるのかということに対して答えが実は出ないんですよ。答えを出せないんです、なぜかということについて。これは私は非常に恥ずかしいことだというふうに思っております。

今ちょっと簡単に申されましたけれども、どうしてダブルスタンダードができるということにもかかわらず十六歳に引き上げになったのか。もしももう少し説明できるのであれば、していただきたいと思います。

○政務次官(上田男君) 今、委員から御指摘がありましたように、十六歳に引き上げることについてGHQの提案があったということは記録に残っているわけでありましても、その後の政府の提案理由書にもその理由に具体的に触れているわけではありましても、委員の御指摘にあったように、その辺の詳細、詳しい経緯についてはよくわかっていないというのが事実でございます。当時の国会において論議された記録もその点についてはほとんど見当たりませんし、確たることというのはなかなか申し上げられないわけでありましても、GHQの提案というところで、今、委員から御指摘がありましたように、当時のアメリカにおける考え方あるいは法律などの影響を受けたものというふうにも理解できるのではないかとこのように思っています。

も取り上げられることでございまして、どこの国でも選挙の公約になるというぐらい大きな問題であつたりするわけですが、現在、日本において最も注目されている組織的犯罪というのは一体何でしょうか、具体的にお答え願いたいと思っております。

○国務大臣(保岡興治君) 最近の犯罪の傾向を見ますと、暴力団や外国人の犯罪組織が不法な収益の獲得を目的として多岐にわたる不法活動を行っておりまして、とりわけ薬物、銃器等の大量密輸入事件が頻発している。それに、覚せい剤については、約五百六十キログラムもの大量の密輸入事件を初めとして、百キログラムを超える密輸入事件も決して珍しくない状況でございます。また、けん銃八十六丁及び実包千七百発を密輸入した事件も摘発されました。こうした銃器を用いた暴力団の対立抗争事件や発砲事件も相次いでいるわけでございます。

○佐々木知子君 それからもう一つ、オウム真理教のことについて触れられております。オウム真理教の活動については、時々報道でいろいろあるわけですが、現在どういう状況にあると把握されておられるのか。心配している国民もたくさんいると思っておりますので、そのところにつきましてお聞かせ願えればと思います。

○国務大臣(保岡興治君) オウム真理教は、現在もお麻原彰晃こと松本智津夫を崇拜、絶対視してその影響を大きく受けておって、依然として本質的な危険性を内包している上、その閉鎖的かつ欺瞞的な性格にいささかの變化も見られないものと考えています。

○佐々木知子君 法務省はなかなかお答えになれないようでございますけれども、私は、個人的なことですが、近々、少年法に関する本を出す関係でいろいろ調べていたございまして、司法大臣官房保護課が少年法改正草案をGHQ民間情報局公安奉行刑課長ルイス博士に提出した。これに対して、ルイス博士は、全米プロバエーション協会が提唱する標準少年裁判所法案、これは一九四三年版ですが、これを基本として、みずからかつて居住していたニュージャージー州の少年法制を加味した改正案を逆提案してきた。もちろん当時のアメリカで全盛だった国親思想に基づいたもので、これはもちろん旧少年法とは全く構造が違つたものでございまして、十六歳の引き上げはここに入つていたわけですが、当局はもちろん非常に抵抗したようでございまして、それも、GHQの占領下にございまして、抵抗もむなし結局ルイス案を基礎に法務庁少年矯正局が立案した法案が国会に提出され、公布、施行に至つたというふうには承知しております。このようにできた少年法だということをここでまず初めに私は定義しておきたいと思つております。

このように、暴力団等の国内の犯罪組織が外国の犯罪組織と連携して国境を越えてこうした犯罪に及ぶことも少なくなく、事犯の多様化、国際化の傾向が非常に顕著で国民生活の安全と平穩に対して重大な脅威を及ぼしております。これは治安を誇る我が国、経済も豊かで技術やいろいろな力もあります。こういった国が組織犯罪によって侵されていくということは極めて重大な兆候だと思つております。皆様にもお願いしてこういうものを絶つために組織犯罪関連三法などを成立させていただいているところでございますが、こういったものに適切な運用をもつてかかる事案がないように全力を挙げて取り組んでまいりたいと思つております。

○佐々木知子君 ぜびそのようにお願いしたいと思つております。

第四に、人権擁護行政の今後のあり方についてごあいさつがございましたけれども、人権が侵害された場合における被害者救済制度のあり方ということが調査審議されているということでございます。

○佐々木知子君 ぜびそのようにお願いしたいと思つております。

第四に、人権擁護行政の今後のあり方についてごあいさつがございましたけれども、人権が侵害された場合における被害者救済制度のあり方ということが調査審議されているということでございます。

○佐々木知子君 ぜびそのようにお願いしたいと思つております。

第四に、人権擁護行政の今後のあり方についてごあいさつがございましたけれども、人権が侵害された場合における被害者救済制度のあり方ということが調査審議されているということでございます。

○佐々木知子君 ぜびそのようにお願いしたいと思つております。

第四に、人権擁護行政の今後のあり方についてごあいさつがございましたけれども、人権が侵害された場合における被害者救済制度のあり方ということが調査審議されているということでございます。

わまっているというふうには私は憂慮しておりません。

少年犯罪の被害だけではなくて、一般に犯罪の被害者というのは犯罪の被害に遭ったという一次被害だけではなくて、後は刑事司法によって被害をこうむる、さらには報道によって非常な被害をこうむるということをよく言われておりますけれども、こういうことに対して法務省の方はどのように対処されるおつもりか、できるかどうか、そういうことも含めましてお答え願いたいと存じます。

○国務大臣(保岡興治君) 報道による人権侵害にどう対処するかということですが、これまで刑事事件や少年事件の関係者のプライバシー等の権利が侵害されたと思われるような報道が少なからずある。委員御指摘のとおりで、これはもう人権擁護の観点から憂うべきことだということに考えております。

この問題については報道の自由というものにかかわりますから、まずは報道の主体であるマスコミが報道される側の権利に配慮して、その被害を受ける方の気持ちをそななくして自主規制をするなどの取り組みが非常に望ましいと考えられますけれども、マスコミの行き過ぎた報道によって関係者の権利が侵害されたと認められる場合、中には非常に悲痛な思いを今度の衆議院の委員会被害者の方が述べられたところでもあります。

こういった関係者の権利が侵害されたと認められるような場合には、法務省は従来、人権擁護機関として、当該出版社等に対して反省と再発防止を求める勧告を行うなどの措置を講じてまいりました。しかしながら、勧告等には法的な効力がありません。そういうことで、果たしてこのような現行の救済制度で十分であるのかどうか問題があります。事実、いろいろ勧告をしても、それに

対する答えがほとんどありません。したがって、人権侵害による被害者の救済施策のあり方については、法務省に設置された人権擁護推進審議会において、昨年九月から報道による

人権侵害の問題も含めて調査審議されておりますので、その審議結果も踏まえて、勧告等の現行の救済制度で十分であるのかどうか、法的措置の必要性も含めて今後具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

○佐々木知子君 非常に大変だと思えますけれども、ぜひやっていただきたいと思えます。

第五に、出入国管理行政の充実強化について述べられておりますが、不法残留者は一時期三十万近いと言われております。最近では少なくなつて二十五万人になったと言われますが、なお非常に多く、実際に犯罪に結びついていることも多々ございます。述べられている人管体制の強化が不可欠であるというふうに私も考えておりますので、ぜひ関係省庁と緊密な連携をとって、積極的な取り組みを推進していただきたいと存じます。

ほかにも述べられていることは本場に喫緊の課題であると思ひますので、ぜひ法務省は真摯に取り組んでいただきたいと思ひます。

時間が参りましたので、次に私の同僚が少年法に關していろいろ聞かれるようでございます。

私はこれで終わらせていただきます。

○久野恒一君 自由民主党の久野恒一でございます。

私は医師でございますので、まさに理科系と文系とで全く違った畑に来て、法律関係は全く無知でございます。そういう意味では、初めてのこの委員会に入りまして困惑している状態でございます。自分でも何を質問していいかということ、一般質疑ということでもって私を感じていること、すなわち国民が感じていることをやらせていただきます。そういう意味で質問させていただきますので、保岡大臣、余りかたくならないでお答えを願えればありがたいなというふうに思ふ次第でございます。

私にとつてはいろいろとこの法律関係はわからないことがたくさんございまして、御出席の先生方はみんな専門家でございまして、そういう意味ではもう本当に素人っぽい話になろうかと思ひ

ますが、先生方にお許しを願ひまして質問に入らせていただきます。

最近では世間を震撼させるような凶悪事件、しかも低年齢の人がやっている、こういう傾向がございます。このことは社会問題としても大変なことでございますし、このまま放置していくことはできないのではないかなと私は思ふわけでござい

ます。そこで伺ひしますけれども、教育問題を含めて家庭のしつけだとか何とか、いろいろと周辺問題はあろうかと思ひますけれども、まず単純に事件が凶悪化してきた、低年齢化してきた、そのことを大臣としては一体どういうふうに対処されているのか、法律とは関係ないですけれども、ひとつよろしく願ひいたします。

○国務大臣(保岡興治君) もう先生も御指摘のとおり、この少年の非行、犯罪というのは、直接的な事案の原因というところもありますけれども、そこに至るまでの少年の育ってきた環境というもの、非常に大きく影響する。そういう意味では家庭の問題が一番大きく影響しているようでありまして、また学校教育や地域などの関係でもいろいろ今の社会の大きな抱えている問題などもあるかと思ひます。

少年事犯も戦後幾つか山があつて、最初の戦後間もないころは貧しさゆえというふうな犯行も非常に多かったように聞いておりますし、また昭和三十九年でしょうか、そのピークは、集団就職などやまたそこから生まれる都会型の犯罪あるいは学生運動に伴う少年事件と言われるようなものなどもあつた。ところが、昭和五十八年から一つの大きな山があつて、これが鎮静化するかに見えるんですね。それは多くは、遊感覚といひますか、ファッションといふんでしょいか、そういうた窃盗事件が非常にふえたということが一つの特色であります。それが鎮静化してきて、最近また増加傾向にあるというふうな状況が見られるわけ

です。

ありますが、先生方にお許しを願ひまして質問に入らせていただきます。

最近では世間を震撼させるような凶悪事件、しかも低年齢の人がやっている、こういう傾向がございます。このことは社会問題としても大変なことでございますし、このまま放置していくことはできないのではないかなと私は思ふわけでござい

ます。そこで伺ひしますけれども、教育問題を含めて家庭のしつけだとか何とか、いろいろと周辺問題はあろうかと思ひますけれども、まず単純に事件が凶悪化してきた、低年齢化してきた、そのことを大臣としては一体どういうふうに対処されているのか、法律とは関係ないですけれども、ひとつよろしく願ひいたします。

○国務大臣(保岡興治君) もう先生も御指摘のとおり、この少年の非行、犯罪というのは、直接的な事案の原因というところもありますけれども、そこに至るまでの少年の育ってきた環境というもの、非常に大きく影響する。そういう意味では家庭の問題が一番大きく影響しているようでありまして、また学校教育や地域などの関係でもいろいろ今の社会の大きな抱えている問題などもあるかと思ひます。

少年事犯も戦後幾つか山があつて、最初の戦後間もないころは貧しさゆえというふうな犯行も非常に多かったように聞いておりますし、また昭和三十九年でしょうか、そのピークは、集団就職などやまたそこから生まれる都会型の犯罪あるいは学生運動に伴う少年事件と言われるようなものなどもあつた。ところが、昭和五十八年から一つの大きな山があつて、これが鎮静化するかに見えるんですね。それは多くは、遊感覚といひますか、ファッションといふんでしょいか、そういうた窃盗事件が非常にふえたということが一つの特色であります。それが鎮静化してきて、最近また増加傾向にあるというふうな状況が見られるわけ

です。

○政府参考人(古田佑紀君) 一般的な傾向というお尋ねでございます。

先ほど大臣からも御説明申し上げましたとおり、平成七年以降、少年犯罪はトータルで見ても増加傾向にあるということが言えると思います。絶対数はもちろん昭和五十八年とかそういうふうな状態までは至っていないわけですが、人口比等も見ますとかなり高い数値になってきているという状況でございます。

もう一つ特徴的なこととして申し上げると、強盗を中心としたしわ寄せがいわゆる重大凶悪事犯、これの検挙件数が増加しているということが言えると思います。

また、個別には、委員からも御指摘がありましたが、最近でも世の中がびくつきするようないわゆる重大凶悪事犯、バスジャック事件でありますとか、殺人をしたといったような動機からと言われる事件とか、そういうようなたぐいの事件が相次いでいるという状況だと考えております。

○久野恒一君 新聞なんかで見ますと、いろんな事犯が出ておるのはわかっておりますけれども、大体そういう傾向になりつつある。無差別化というのはいま、そういうことでもって例えば世間一般の大人が、そういう非行少年のこれからやろうだなどというところを見まして何とか注意しようと思っても、最近はおやじ狩りなんという事件もございまして、そうするとなかなか大人も注意しにくい現状にあるかと思えます。そこで、実際には見て見ぬふりをしてしまう、そういう傾向が親も学校の教師もあるのではないかなというふうに思っています。

これはかえって少年非行を増長させる結果になってしまっているのではないかなと、そういうふうには思っています。これに對してどのような形で対応していったらよろしいのか、大臣、その辺のところの御所見をお願いいたします。

○国務大臣(保岡興治君) 先ほど申し上げましたとおり、少年といえども社会の一員でございます。

すから、社会に生きる者としての責任を自覚するということがやっぱり必要なことだと思います。未熟だから、まだ必ずしも完全な一人前ではないからということでも社会的な責任までなしというわけではないと思うんです。そういった意味で、私はやはりそういった規範意識というものを少年に求める手だてというのとても大事なことであつて、確かに少年を教育改善していく努力というものはいろいろ尽くされるべきだろうと思います。

少年は生育過程にありますから可塑性にも富むし、本心に立派な社会人として更生させていくというところに重点を置かなきゃならないことは事実でございますが、一方で世の中に対するけじめというのもあるということとをきちっと認識させることは大切なことで、今度の少年法の改正なども、従来の少年法の理念は変えずに、しかし一方で犯した罪の結果については認識をしていただくということで、事実認定をきちっとしようとか、あるいは被害者に審判で意見を述べる機会を設けて、そういう被害者の姿も少年に見るチャンスを持つては考えているとか、あるいは場合によっては厳しい処分、刑事的な対応も含めて、事案によっては少年に厳しい刑事司法的な対応も求められるのではないかという点について選択の幅を広げて、そうして適切な具体的な事案に応じた対応を促していくという点で、これも一つの大切な要素ではないかというふうに思っております。

○久野恒一君 ありがとうございます。大臣がおっしゃるように、確かに世相に於いてそういう施策も必要なのかもわかりません。

そこで、少子化の問題が、結局は親が子どもを大事にし過ぎて、その反面、子供が親や学校の先生あるいは社会と接する機会が必ずしも十分ではなくなっている、私はそう思うわけでございますけれども、そのために非行少年については親など周囲とのコミュニケーション、接する機会が必ずしも十分ではない、そういうふうには思っています。それが非行に走らせる原因の一つでもある。したがって、そういうような施策を一

方では立てるべきではないかなと、コミュニケーションの場をですね。そうはいっても、幾ら場をつくっても子供の方が歩み寄ってきてもくれなければどうにもならない問題とは存じますけれども、その辺の対応策をどのようにお考えになっておられるのか、ちょっとお尋ね申し上げます。

○国務大臣(保岡興治君) 保護観察の現場から見ると、最近の少年非行の特徴として、自己中心的で忍耐力に欠けているということがありまして、また、人間関係が希薄でそれぞれの少年が孤立している。面接時などの対応では比較的素直で、指導に従っているように見えますが、実行が伴わないということなどが挙げられています。

これらの原因の一つとして考えられているものは、親が子供の生活を十分に把握していないということがあつたのではないかと思います。また、自分たちの都合を優先して子供と深いかかり合いを持つ時間を失っている、持とうとしていない、子供のわがままを結局許しているという点も挙げられております。

この種の少年の保護観察に当たっては、社会福祉施設等における社会奉仕活動に参加させるなどの社会適応を促進するための指導などを行うとともに、必要に応じて少年と家族との関係の修復を図るために家族に対する援助も行っています。

また、平成十年に法務省から刊行しました少年院等の現場から少年非行をとらえた「現代の少年非行を考える」という冊子がございまして、これにおきましてもおおむね同様の事柄が指摘されておりました。その対策としては、人と人とのつながりを通じて少年たちに対して自分が必要とされているという実感を持たせるといったことが大切だと。加えて、大人が自分の成長の過程において必要であつたと感じられる経験を少年に豊富に与えていく、体験させるというようなことも有益な方法ではないかということが提言されているところでございます。

○久野恒一君 私は、このようにつまらないというか内容に乏しい質問をしておりますのは、これから

からの社会、ノーマライゼーションというものが言われております。そのノーマライゼーションの中には精神障害者もいるし、あるいはいろいろな方、障害者を持った人、そしてその中には当然犯罪者、無意識のうちの犯罪者もいるであろう、それがノーマライゼーションと言われているわけでございます。

こういう方向に今世相は進んでいっているのではないかなというふうに思うわけでございまして、そういったしますと、犯罪者とか精神障害者もいる中であつて我々ともに生活をしていかなければならない。そういったしますと、これから若年層で例えば無期懲役であつて非常にまじめであつた者が世の中に出てきてノーマライゼーションのもとに社会でもって働くようになった、ところが雇用場の場というのが本当に開かれていないんだらうか、そういうことも考えなければいけないと思ひます。

そういうふうにしてやっていきますと、この問題はこの場でディスカッションする問題ではございません。そういうノーマライゼーションに向かつていっていることを考えますと、いろいろな問題が、今、大臣がおっしゃった問題が、こういうことをやっている、こういうことをやっている、言っても、有機的に活用されなければ私は意味がないんじゃないかなというふうに思うわけでございまして、今質問ではなくてちょっと述べさせていただいているわけでございます。

本人の将来のことを考えますと、服役中だった、ちょっと言葉は悪いですけども、殺人事件など凶悪犯罪を起こして服役した、それが無期懲役になった、あるいは非常に中であつてまじめだったから出てきたと。ところが、雇用の場所が実際にはないじゃないかと。ところが、御承知のように二十歳から年金も掛けなければならない、そして医療保険も支払わなければならない。そういう中で、三十、四十になつてもし出てきた場合、介護保険も払わなければならないが、そういうものを払っていないわけでございます、現実的

には。

そうなりますと、老後の安定とかいろいろなものがその人にとって将来非常に重いペナルティーとして残っていくのではないかなというふうな危惧するものでございまして、そういう意味では、罪を憎んで人を憎まずという言葉がございしますが、要は少年にそういう犯罪を起こさせないような組織づくりが必要なんではないかなというふうな思いうわけございまして、それが少年法であるならばあるでも結構でございますけれども、その後には何かしら救済の手を差し伸べておかないと私はいけないんじゃないかなというふうな思いうわけでございます。今、年金の話とかなんとか言ったってお答えにならないと思ひますので、これはここだけのお話にておきます。

そういうわけで、近い将来には、大臣にいろいろお話ししましたそういう事案を厚生省とか労働省とかあるいはいろいろな省庁、文部省も含めて総合的にこの問題を取り上げてほしいなというふうには私は個人的に思いうわけでございますが、これは質問ではございませんでお答えはしなくて結構でございます。

○委員長(日笠勝之君) 手を挙げておられますよ。

○久野恒一君 そうですか。では。

○国務大臣(保岡興治君) 先ほど少年の非行、犯罪の原因には社会全体の要因もあると申し上げましたけれども、本当に家庭や地域社会というんでしょうか、そういうところで少年の犯罪や非行の芽をつくらぬように、あるいは芽の段階で摘むようにいろいろするとか、あるいは初期の段階でこれを改善の方向に持っていくべきにこうしたことはないわけで、そういうことの地域の力とか家庭とか学校、それらの相互の連携とか、こういう少年非行、犯罪を芽のうちにつぶすというふうな対応のできる受け皿といったものを、先生が御指摘のように、関係省庁や地方公共団体やいろいろな関係機関が力を合わせる努力が今後非常に求められているんじゃないかという気がいたしていま

すし、そういうことについて、事実、厚生省などでも既に方法等について具体的な検討や答えを求めているようです。

また、犯罪者が偏見なく社会の中で更生改善ができるように、保護司の方の全国で約五万人に及ぶボランティアのすばらしい組織もありますし、またBBSと言われるような団体の支援もあります。また、更生保護施設で、受刑者が出てきた場合に、しばらく社会に復帰できるまでそこを拠点に社会になれていくまでの間は御支援するというような、そういう体制もあります。そういった犯罪者に対する偏見をなくして社会全体で受けとめたいという、社会全体の責任として対応していこうという、これは私は日本はすぐれたものを持っていると思ひます。特に保護司の方々の組織は世界に誇るべきものだと思います。

そういうことで、先生の御指摘の点は本当に本質をついた御意見だと思ひますので、法務省としても全力を挙げて御意向に沿って努力をしていきたいと思ひます。

○久野恒一君 ありがとうございます。通告にないことを言ってみました。またお答えいただいてありがとうございます。

確かに、そういうふうな総合的に物を見ていかないと、ミクロ的に物を見ていってもなかなか犯罪というのは減らないんじゃないかなと、そういうふうな気持ちで申し上げたわけでございます。また、ぜひとも省庁横断的にこの問題は解決していただきたいなというふうな希望するところでございます。

次に、また素人っぽい話になっちゃうんですけども、いじめとかそういうものが学校などでもあります。そういうものが非常に陰湿になってまいりまして、子供の深層心理というものが非常にわかりにくいんじゃないかなというふうな思いうわけでございます。非行の原因の解明が難しくなっているんじゃないかなというふうな思いうわけでございます。

また、非行事実が争われるような場面で、現行

の少年審判手続では適切な事実認定を行うことには限界があるんじゃないかなと。聞くところによると、二割方ぐらいしか網にひっかかっていないようでございますが、それを全部事実認定いたしますと、もう本当に大変な事業になっていくんじゃないかなと。事業というのは法務省関係の方々です。

そういう意味で質問するわけでございますけれども、その辺のところを一体これからどんなふうな対応でもってやられるのか御質問申し上げますので、詳しく、事務当局でも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(安倍嘉人君) 御説明申し上げます。

家庭裁判所は創設以来五十年たったわけでございますが、この間、運用上の工夫改善を加えながら、その時々少年非行の実態を踏まえた適正、迅速な処理に努めてきたところでございます。

ただ、委員から今御指摘のございましたとおり、最近の少年事件を見ていますと、どうも事案の解明が難しい事案がふえてきているというのが率直な実感でございます。これは、動機自体を聞いてもよくわからないという事案でございますとか、あるいは少年が述べている動機と行っている行為の間に大きな乖離があるという、こういう事案が少なくないように考えられるところでございます。

こういった事件につきましては、人間関係諸科学の専門家でございます家庭裁判所調査官を中心として、その少年の持っている資質上の問題でございますとか、あるいはその置かれている環境、家庭であれあるいは学校であれ友人関係、こういったところなどをつぶさに調査いたしまして、その非行のメカニズムを的確に把握し、それを踏まえた適切な処遇選択を行うよう努力しているところでございまして、これは引き続きこういった面での努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

もう一点は、委員から今御指摘のございました

事実認定の関係でございます。多くの事件においては事実認定の関係については適正に処理されているところがございますけれども、ただ激しく事実が争われるような事案におきましてはなかなか困難な場面があるというのが実務の実感でございます。

三つの場面があるかと思うわけでございますが、まず一つは、一人の裁判官の確かな判断をするのになかなか苦勞する場面があるということでございます。これは記録が大量なものであるとか、あるいは証人が多数であったり、供述関係が相当よくそろっている、こういった状況におきましては、証拠を吟味するという観点から見た場合には、一人の裁判官ではなくして複数の目で吟味をした方がいいんじゃないか、こういう事案があるというのが一つの場面でございます。

二番目の場面といたしましては、客観的な観点からの吟味を要するという場面でございます。事実認定を行うについて、少年側の立場からと同時、少年側と異なる幅広い角度からの証拠関係の吟味が必要な場合があるように思われるわけでございます。従来、裁判官が審判を行うに当たりまして、少年と異なる観点から吟味しようと思ひますと、少年と対峙するかのよう状況に置かれることから、一人二役はなかなか難しいというのが実務の実感であるわけでございます。

三番目の点は、期間の関係でございますけれども、身柄を拘束するいわゆる観護措置と言われております期間が現在四週間に限られているわけでございます。この四週間の期間内に、証人が多数ある場合などにおきましては、的確な事実の審理を行うことはなかなか難しいのが実情でございます。とりわけ少年事件におきましては共犯事件が多くなるので、少年についての証人の数が多くなるというのが一つでございます。また少年が家裁に送致された後においてアリバイの主張をして事実を争う、こういった場合などもあるわけでございます。そういった状況の中においては、四週間以内での事実の確定がなかなか難しい

というのが実務の実感でございます。

こういった意味合いにおきまして、裁判官等におきましては現在の法制度のもとで運用上の工夫には限界がある、そういった意味での立法的手当てをお願いしたいというのが裁判官の多数の声であるというふうに承知しているところでございます。

以上でございます。

○久野恒一君 大体時間が来たようでございますが、最後に、最近の病院も医療事故がしばしば新聞に出ております。あれは氷山の一角でございまして、つっけばまだまだいっぱい出てくると思います。そういう意味では、医者は国家試験に八千人ぐらい毎年受かっているわけでございまして、司法試験の場合は千人足らず、そういう状態では今言われたようになかなか審議が濃くなっていけないんじゃないかという発言もございました。そういう意味では、当然これをふやす方向にあることは存じておりますけれども、非行少年に適切に対処するためには、法務省、検察庁及び裁判所の人的体制、そういうものは大体どのぐらい必要なのか、これを言っていたければありがたいなというふうに思いますが、よろしく願います。

○政府参考人(古田佑紀君) 検察庁の人的体制等についてのお尋ねでございますが、御指摘のように、近年、大型経済関係事犯あるいは組織犯罪その他、非常に労力を要する事件が増加しております。検察の業務が著しく増大していることは事実でございます。

そこで、法務省といたしましても、平成八年度以降、検事につきまして合計百七十二人の増員など、必要な検察体制の整備を図ってきたところでございます。また、先ほどから御議論にもなっております少年事件、これも最近、凶悪重大事犯が相次いでいるというふうなことから、これに対する一層適切な対処が求められているということも考慮いたしまして、青少年対策推進会議の申し合

わせの重点事項で捜査・検察体制を充実強化するということも含まれておりますので、こういうことも受けまして、これに対応する体制を整えるように鋭意努力中でございます。

○最高裁判所長官代理者(安倍晋人君) ただいま委員御指摘のとおり、このような困難な非行に適切に対処するためにはマンパワーの充実が大切であることはおっしゃるとおりだと思います。

そういった観点から、裁判所におきましても必要な体制整備を行うとともに、その研修などを通じて資質の向上にも努めているところでございますが、今後も引き続き努力をまいりたいと考えておる次第でございます。

○久野恒一君 済みません、時間オーバーしました。終わらせていただきます。

○小川敏夫君 小川敏夫でございます。

法務委員の一人として質問するわけでございますが、同時に民主党のネクストキャビネットの司法担当大臣という立場でもございまして、与党の施策よりも民主党の打ち出している施策の方がより国民から評価されるのではないかとということに国民に御理解いただかなければいけないという立場からも、私どもの提案している諸政策等について、あるいは今国会での法務委員会での問題点あるいは昨今の状況等についていろいろ質問させていただきます。

まず、これは質問通告をしていないんですが、昨日、日弁連の総会が開かれまして、司法改革の点につきまして法曹人口の増員などが議題となつたんですが、大変に議論が分かれて、執行部案に賛成が八千人ぐらい、反対が四千ぐらいです。か、と聞いております。司法制度改革を執行する上においては非常に意見が対立して大変な部分もあるんじゃないかと思うんですが、そうした点について、きのうの日弁連の総会の状況等を踏まえて、司法制度改革に臨む法務大臣の所感といえますか、あるいは感想等、もし述べていただければと思います。

○国務大臣(保岡興治君) かねて申し上げているとおり、二十一世紀の我が国の司法のあるべき姿ということを考えてときに、今まで我が国の成功の秘訣というのは、一つは官僚が、非常に優秀な人たを陣容に持って国内を効率よくうまくまとめ発展させてきた、これが一つの大きな力になったと思うんです。

ところが、こういうふうに行政が管理していくという行き方が、世界の新しい時代の流れというんでしょうか、これは自由とか民主主義とか市場原理とかそういうもので、一つの連なる理念で地球が覆われていくような、そういう価値観が世界に広がっていくような時代ですから、やはりそこには競争というものを支えるルールと自己責任というしっかりした土台がなきゃいけない。我が国はそういう行政が管理した国から、司法を土台とする一つの国際的な舞台に躍り出していくようなところがある、これは行政の果たしていた重要な国の基盤から司法へ大事な機能がある意味で移っていくという時代でもある。

そういうようなことで、私はその大宗を担うのはやはり弁護士先生だと。法律家というのは形式的だとか、理屈っぽいとか、冷たいとかいう印象が国民に強いのですけれども、一方で、やはり司法を正しく運用するためには、豊かな人間性とか、人間や社会の本質を正しく理解するというようなことが非常に大切で、こういう資質を持った人が初めて法律的な知識や技術を駆使できるということだと思います。

そういうことで、二十一世紀の日本の大事な基本的なインフラとしての司法の大宗を担う弁護士の先生方が、それを担うだけの人の数と質の向上を目指すという方向を今回の臨時総会で方向づけられたことは高く評価されるべきことではないだろうか。それは産みの苦しみを乗り越える議論もあると思いますが、そういうものを乗り越えながら改革は進められていくものだというふうに思います。

倍以上の数だったということは、これは大変な意味を持っていると私は受けとめております。

○小川敏夫君 民主党の方も、法曹人口の拡大ということに関してはそういう方向性を打ち出しております。

司法制度改革等につきましては、審議会が今審議中でございますし、またいざ十分議論する場があると思いますので、この程度にしたいと思いますが、民主党の考えとしては、やはり司法というものをより国民に身近に利用しやすい、あるいは国民の声がダイレクトに反映されるような、そういう制度づくりをしたいという基本方針で臨んでおります。そのことを申し上げまして、またいざ議論させていただきたいと思っております。

少年犯罪について、いわゆる少年法の問題に関連しましてお尋ねしようかと思つたんですが、既にはかの委員の方からの質問等で大分議論がありましたので、まずポイントだけお伺いしたいと思います。

少年犯罪の現状ですが、数がふえているという意味の増大化あるいは事件の悪質化ということがしばしば出てくるんですが、ただ数字からいってどうも少年の犯罪の件数そのものは必ずしもふえていない、あるいは先ほどの答弁にもありましたように昭和五十八年の方が多かったので、それに比較すればまだ少ないというふうな問題がありました。

あるいは悪質化というと、私の少年時代ですからもあざつと三十五年ぐらい前ですか、そのころにも首を切る事件とか通り魔が突然何の関係もない被害者に危害を加えるというふうな、高校生が小学生の男性器を切り落としたりしたなというそんな通り魔事件もあったりして、そういう特異な悪質事件というのは別に今現在になつて突然起こつたんじゃないかと、前からあったようにも思っています。そういうことを考えると、今少年法を変えないといけないというほどの緊急性は余りないのではないかと私は思っているんですが、そこ

ら辺のところの大臣の御認識はいかがでございましょうか。

○国務大臣(保岡興治君) これは今度の選挙を通じて国民に触れる機会が非常に身近にあったわけですから、恐らく多くの国会議員が少年法の改正については国民の関心が非常に高いと感ぜられたと思います。

これは国民の世論に情緒的に流れてはいけないうという御指摘もありますが、しかしながら、少年犯罪の数の推移を見ても、先ほども申し上げましたけれども、戦後間もないころは貧しさが一つの大きな要因、第二の山は、先ほど申し上げたように集団就職とか学生事件というものが一つの特色、五十八年の犯罪傾向もどうも世の中が変わってきたことによる傾向が大きく動き出したと。それは鎮静化するかに見えるけれども、またそれが増加傾向に転じていることは私は注意を要することだと思ふんです。

そして、私は、戦後の日本の社会を見ても、やはり大人全体の風潮としても、自由や平等や権利は非常に大切なことで、これは最大限尊重する姿勢、まだこれが熟していないところもありますから、もうと熟していくようなプロセスも必要だと思ひますが、一方で、やはりそれに内在する義務とか責任とか、こういった社会性というんでしょうか、ルールというんでしょうか、こういった側面も私は社会全体がもっと大切に、そういう折り目、けじめをきちっとできる社会でなければ将来はないと思ふんですね。その辺のところの戦後の反省というものを私は社会全体でもすべきだ、そういった社会全体のありようというものが最近の少年犯罪のベースにあるんじゃないだろうかというふうに思ふてなりません。それが一つ。

それともう一つは、少年といえども社会の一員である、したがって行った行為の責任はきちっととるべきだというのは、やっぱり被害に遭われた方々の率直な気持ちであろうと思ひますし、また、社会の一般的な予防という点からいってもそ

ういった機能は決して無視してはならない要素だと思ひます。

そういう意味で、今度の少年法改正というのは、そういった世の中のあるいは時代の要請を踏まえた検討である。そして、とりあえず与党で緊急にまとめた内容あるいは閣法の成立していなかった部分を取り入れていただいた一つの成果としてこの国会に提案されているものであって、今度の少年法改正は私はこういった傾向の犯罪対策の一助たり得るものだというふうな考へていこうところでございします。

○小川敏夫君 私が感じるのは、少年法というのは犯罪あるいは非行を犯した少年についてどう対処するかというこの手続法規でございします。そうすると、そもそも根本は、犯罪や非行を犯した少年をどう処遇するかということよりも、そもそもなぜ少年がそのような犯罪や非行に走るのか、すなわち少年犯罪を的確にとらえて少年犯罪そのものが減るような措置を講じることが根本の問題ではないかと思ひます。

そういう意味で、どうも少年法を改正すればまさにそれが少年犯罪対策なんだというふうな世論も誤解している面があるんじゃないかと思ふんです。先ほども大臣のお言葉の中でそういった基本的な認識の点は十分持っておられるというふうな聞いておりますが、どうでしょうか、少年法の改正の問題と少年犯罪の防止、減少の問題、これとの関連についてお考えをお聞かせいただきたいのでございします。

○国務大臣(保岡興治君) これはもう先生も御質問の中でそういうお考えがどこかにあるように感ずるんですが、私は、少年犯罪というのは、社会全体という大きな背景もあるし、また地域社会のあり方とかあるいは学校教育、一番近いところでは家庭の問題が一番大きいと思ふんです。こういったことなど、やはり総合的に原因は求めなきゃならないし、またそういった少年の犯罪の芽になるようなあるいは原因になるようなものをどう取り除くかということについては、やはりこれ

に当たる関係者が協力し合つて、それをいい方向に持っていく受け皿というものの工夫もとても大切だと思ひます。

また同時に、起こってしまった犯罪については、先ほど申し上げたように、もちろん少年の更生改善、社会復帰ということも大きな少年の特性をとらえた大切な努力だと思ひますが、一方で、少年が犯した罪の社会における取り扱いという、これまた本質的ないろいろな問題を含んでおりますから、そういったことについての対応というものもきちっとしていくことが大切だと思ひます。

○小川敏夫君 私も犯罪を犯した少年をそのまま放置してよいとは全く思ひていないわけでございまして、一般論として、少年にきちんと自覚を促していただく、あるいは被害者あるいは社会の立場に立ったそうした観点から対処するという、そのことについては私は異論を持っておりません。

ただ、では少年院で処遇するいわゆる今の少年法における保護措置が、これは少年に対して何の自覚も求めないのか、あるいは社会がその非行を犯した少年に対して対処してほしいという期待に全然こたえていないのかという、決してそうではなくて、まず警察に捜査をされて家裁に送致される、そしてそこで少年院収容その他の保護処分を受けるということは、十分に少年に対してその行為の自覚を促してあるし、あるいは社会も少年に対する対処がなされていると考えていると思ひますので、これはあえて保護処分ではなくて、あるいは少年院ではなくて少年刑務所という刑罰でなくてはならないという必要性は必ずしも乏しいんじゃないかと思ふんですが、法務大臣、その点はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君) 私は、さっきも申し上げたように、少年審判などで少年事件を扱うときに、やっぱり起こした結果の意味を少年によくわからせるといふことは非常に重要なことで、そういった意味では事実認定というものがきちっとできる仕組みを工夫していくことも大切だと。これ

は先ほど裁判所からお話があったとおり、非常に短い期間に少年の調査からいろいろな複雑な関係者も多い事案を一人の裁判官が少年と向き合つて全部の答えを適正に求めるというのはなかなか大変だということ言われましたけれども、今度の少年法改正などはそういう点に着眼した改善点も工夫をいろいろしているところでもありますし、私は一方でまた保護処分だけでなく場合によっては刑事処分をせざるを得ないような少年も事案によってはあるだろうと思ひます。

これは、犯罪の刑事的な対応というものは、一般予防というものもありますし、それから被害者の感情というものをどう配慮するかということもありますし、したがってそういう刑事的な対応というんですか、刑事処分のような対応というものは少年になくていいかという、決してそうではないことも先生が御理解いただいているとおりだと思ひますし、要は適切に事案に応じた対応をするということ、そのために選択の幅や置かれていようという審判をする場をより合理的で適切なものに工夫していくことに尽きると思ひます。

○小川敏夫君 今、一般予防というお話がありましたが、確かに少年に対していわゆる犯罪や非行に対する処遇を厳しくすれば一般予防効果があるだろうということはあえて否定しませんが、別の見方をして、そうした非行、犯罪を犯した少年の悪性を刑務所ということによって固定化させて、さらにまたその少年が少年あるいは成人になって再犯を犯すということよりも、やはり過ちを犯した少年がしっかりと保護矯正して再犯を起さないということによって犯罪を減らすという意味の社会防衛といひますか、そういう観点の見方もむしろ重要なことと思ふんですが、そういった点については法務大臣はいかがでございしょうか。

○国務大臣(保岡興治君) それは先生御指摘のように非常に重要なことで、少年事犯というものはそういうことをよく考えて対応していくことにす

るべきだということが少年法の一つの大きな理念で、そのことについてはみんな一致しているし、今度の少年法改正もその点に変更を加えるものではないということと審議をしてきていると承知しております。

○小川敏夫君　それから、先ほどの大臣の答弁の中で、現行少年法は事実認定についての系統規定が不十分であるというお話をいただきましたが、その点で与党案で改正点があるんですが、今の制度、現行少年法の制度あるいは与党案のその改正点を見ますと、結局、捜査記録がすべて審判を行う裁判官に送られてくるということと、どうも事実の有無を判断する上において裁判官の予断排除、あるいは刑事訴訟法で定められた証拠の能力の問題等がございませんで、さらにその場において検察官が立会すると、どうも事実認定が少年に負担を与えるような方向で、あるいは不利益な方向で短期間に解決してしまうんではないかという不安を持っておるんです。

そういう意味で、民主党は対審構造に基づいた事実認定手続を設けるような修正案を衆議院で提出したんですが、そうした事実認定のあり方について大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君)　先生も御案内のとおり、現在の少年法というものは少年審判というものを職権主義的な審問形式で行うということで、より柔軟な、形式にこだわらない、少年法の実質に照らして柔軟に対応できるような方法をとっているわけです。

これを当事者主義の対審構造ということに変えるということは、私は非常に審判の本質を大きく転換することになるんじゃないかと思えます。そういう意味で、少年審判の審判の方式も、和やかに行なわなければならない等の方式についての規定もありますけれども、やはり成人と同じような対審当事者構造、当事者主義の構造、厳格な証拠あるいは伝聞法則というものを取り入れた成人と同じような審理のあり方は決して少年事件には必ずしもいい意味でなじまない、私はそういうふう

思っております。

○小川敏夫君　そうした点、私どもの考え方と異なるわけでございますが、少年法の審議が間もなく始まりますので、またそのときにゆっくり議論させていただきたいと思えます。

次に、民主党は民法の成人年齢あるいは公職選挙法に基づく選挙権の付与、それから少年法の適用年齢も含めて成人年齢を十八歳に引き下げるべきではないか、いわゆる十八歳、十九歳の現在少年に對して、責任も持つてもらって、権利も与えるが責任も自覚していただくという発想で提案しておるわけでございますが、こうした考えについて法務大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君)　民法の成人年齢でございますけれども、これを満十八歳に引き下げるべきであるという提案がされていることは承知しております。

成年年齢のあり方は国民生活に大きな影響を与えるものでございまして、その引き下げの問題については、人が独立して完全な法律行為を行なう程度に精神的にも社会的にも成熟するとい一般に認められるべき年齢に関する社会的な考え方というものを踏まえる必要があると思っております。また他の法律における年齢の扱いなどとの関連を含めた幅広い観点から十分な論議を尽くすべきテーマだと思えます。そういったふうに理解をしておりますのでございまして。

○小川敏夫君　私も十分な論議を行うべき案件であることはよく認識しております。ぜひそうした議論の場を設けるようにしていただけたらと希望いたします。次の質問に移ります。

また、同様に、民主党はほかの政党との共同提案で、民法を改正して夫婦別姓制度というものを採用すべきではないかと提案しております。この点についても、これまでの日本の伝統的な家庭制度という問題もあって反対意見もあるというところですが、私どもの案は全員が夫婦別姓にしようというのではなくて、選択制でございまして、どうしてもその必要がある人について、あるいは

それを希望する人についてそれを認めていいのではないかとような制度でございまして。また、これを認めることによって、その弊害というものも私どもの考えるところ余りないように思いますので、ぜひこれを早急に審議して採用していただけたらと思っておりますが、その点について法務大臣のお考えはいかがでございましょうか。

○国務大臣(保岡興治君)　選択的夫婦別姓の導入については、国民の各層や関係各方面に先生も御指摘されたとおりさまざまな議論があつて、国民の意見が大きく分かれている状況にあるものと認識しております。

例えば、この問題に関する平成八年の総理府による世論調査の結果、これいとも我々申し上げるんですが、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成の意見が三二・五％、反対の意見が三九・八％、通称の使用を認めるべきとする意見が二二・五％となっております。また、地方自治法第九十九条の規定に基づいて地方議会から提出される意見書には選択的夫婦別姓制度に関するものがございますけれども、これは現時点までに法務省に提出された意見のうち、導入に積極的な意見が五十三件、慎重ないし消極的な意見が三百八十八件と圧倒的に多い数になっているんです。

このように、この問題については国民の意見は大きく分かれていることがうかがわれるわけでありまして、民法は基本法であつて、法務省といったしましては、特に御指摘の問題のように社会や家族のあり方など国民生活に重大な影響を及ぼすべき事柄でございまして、大方の国民の理解を得ることができようような状況で法改正を行うのが相当であるというふうに考えています。

したがって、この問題については国民各界各層で議論が今後深まることを期待したいと考えておりますが、関係各方面における御議論の動向も見守りながら適切に対応してまいりたいと思っておりますところでございます。

○小川敏夫君　この点についても、ぜひまず議論すること自体を積極的に進めていただきたいと申し述べさせていただきます。

また、同じ民法改正の中で相続の点でございしますが、非嫡出子の相続分を嫡出子の二分の一ということにしておりますが、これはどうも生まれた子供のことを考えますと、いわゆる嫡外子かどうかという身分によって不公平な、不平等な扱いをするということと、私はどう考えても憲法に、法のものとの平等原則に違反するのではないかと。ですから、これは早急に同じとするべきではないかというふうには思っております。

確かに、家庭の中で生まれた子供とそうでない子供は父親に対する財産の寄与の程度とかさまざまな違いがあるかもしれませんが、それは個々具体的にその状況に応じて実際の遺産分割の中でしんしゃくすればいいことでありまして、そうした前提の相続分という法律で決めた相続分については差別を設けるのは、これは不適切というよりもはっきり違憲ではないかと私は思っております。したがって、早急にこの点についても民法を改正すべきだと思っておりますが、法務大臣のこの点のお考えはいかがででしょうか。

○国務大臣(保岡興治君)　憲法に違反していないかという御指摘もございましたけれども、先生ももちろん御案内のとおり、最高裁はこの点について憲法第十四条第一項に反しないという判断を平成七年七月五日の大法院での判決で述べているわけで、民法上、嫡出でない子と嫡出である子の相続分に差異が設けられている。この点の解消についても、先ほどの選択的夫婦別姓の問題と同じように国民の意見が大きく分かれております。

平成八年の総理府による世論調査の結果では、これに賛成の意見が二五％、反対の意見が三八・七％、どちらとも言えないとするものが三〇・八％となっております。

先ほど申し上げたように、こういう種類の問題については国民の大部分の理解のもとに法改正を進めていくというのが相当であると思えますので、今後、国民の間で議論が深まり、一定の方向が生まれていることを受けて我々としても適切に対処

してまいりたいと思っております。

○小川敏夫君 どうも法務大臣がどう考えるかという具体的な賛否のお考えをいただけたのが残念ですが、あるいはいただけたのかもしれないが、いずれにしろ早急にぜひ議論することが必要ではないかと思っております、その点を要望いたします。

次に、通信傍受法、昨年の夏にこの参議院でも大変な状況の中で成立したわけでございますが、その点についてお尋ねします。

まず、警察庁の方にお尋ねしますが、実際にこの法が施行された後、これを実施したという例は現在までのところあるのをごいいますか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 通信傍受の実施の有無につきましては、これを公にいたしますと、そうした捜査上いろいろ支障があるということと、答弁を差し控えていただきたいと思いますというところで御理解いただきたいと思います。

○小川敏夫君 私は具体的個別の案件について行っているかどうかを聞いているのではなくて、実施例があるかどうかについてお伺いしておるわけでございます。

また、この法によりまして国会に報告義務がある、これは随時じゃなくて、たしか年に一回だったと思いますが、そうした事項でございいます。具体的な捜査に影響するとは思えないので、ぜひお聞かせいただければと思うんですが。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 傍受の実施の有無だけでございまして、随時質問にお答えしていくということになりますと、実施の時期が明らかとなりかねず、また傍受の対抗措置をとられかねないということで、捜査に支障を生じさせるおそれもあるわけですから、そこで、傍受の実施状況につきましては、法で定められた国会報告において一括して報告させていただきたい、このように考えております。

○小川敏夫君 私どもはこの通信傍受法を即時廃止すべきだという法案を提出してあるわけでございますが、これはそもそもこの通信傍受法が、そ

もそもそういう捜査方法はいかぬという議論ももちろんございますが、それだけではなくて、その通信傍受のあり方、これは昨年さんざん議論したんですが、いわゆる立会人制度等とかそういう問題、さまざまな問題があるのではないかとというふうに思っていますので、その廃止を求めているんです。例えば通信事業者の一部にはこの通信傍受法による立会人になることを拒否するという態度を明確にしたようなところもあったと報道されております。

それで、私どもは、実際に立会人の協力というのがこの通信傍受法では大変に大きな、通信事業者にとつての負担となつておりますので、そういった点、スムーズに実施されているのかどうか、大変に関心があるところでございます。

そういった意味で、通信傍受を実施した場合、立会人の協力がスムーズに得られているのかどうか、こういったことも聞きたいものですから、ぜひそういった点も踏まえて、この通信傍受法の実施状況についてお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 再度同じ答弁で申しわけありませんけれども、先ほどの答弁と同様でございますが、傍受の実施の有無につきましては、それを質問の都度答弁していく、お答えしていくということが特定されてしまうという危険性もあるわけでありまして、そうなりますと非常に捜査に支障があるということで、国会の報告のときに一括して答弁させていただきたい、このように思います。(発言する者多し)

○小川敏夫君 ちょっと大変に納得できないお話なんですが、まずそれに関連して……(発言する者多し)

今の点、納得できませんので、ぜひ答弁を具体的にいただくよう協議していただきたいと思います。

速記をとめていただきますようにお願いいたします。(発言する者多し)

○委員長(日笠勝之君) 速記をとめてください。(速記中止)

○委員長(日笠勝之君) 速記を起こしてください。

○小川敏夫君 通信傍受法の審議の際に、とにかく通信傍受の捜査手法を取り入れるに当たっては、覚せい剤事犯が非常に増大しているというようなきまざまな点が強く指摘されたんですが、実際、通信傍受法の対象となる犯罪、四種類あるんですが、これにつきまして直近の趨勢はいかがなんでしょうか。ふえているのか、減っているのか、横ばいなのか、教えていただければと思います。

○政府参考人(五十嵐忠行君) まず、薬物関連事犯の關係でございますが、今年九月末までに通信傍受の対象となる薬物犯罪で検挙した人員は七百二十四人、前年同期比で五百十人増であります。また、本年九月末までの押収量につきましては、覚せい剤が六百三十二・二キログラム、同じく前年同期比でございますが五百三十一・二キログラムの減、コカインが七キログラムで、同じく〇・四キログラムの減、ヘロインが一・四キログラムで、同じく前年同期比〇・七キログラムの増、それから大麻が三百一十七・六キログラムで、前年同期比で百四十一・〇キログラム増となっております。また、検挙人員、押収量ともに高水準で推移しております。また、検挙事例を見ましても、依然として暴力団、外国人グループが組織的に薬物の不正取引に深くかかわっているという状況が見られるところであります。

次に、銃器関連犯罪についてでございますが、まず九月末までのけん銃使用凶悪事件の発生件数でございますが、これは百二十三件ということで前年同期比十一件の増、うち強盗事件は九十件というところで前年同期比十四件の増となっております。また、本年九月末までのけん銃密輸入事件による押収丁数は二十八丁ということで、前年同期比十五丁の増となっております。けん銃の密輸入事件につきましては、四年連続でフィリピンル

トの摘発が見られるところであります。ちなみに、本年九月末までのけん銃の押収丁数は五百六十八丁、前年同期比で百二十八丁減、暴力団の武器庫の摘発は七件、二十八丁ということで、前年同期比六件、三十丁の減となっております。

次に、集団密航関連事犯についてでございますが、本年九月末までの集団密航者を不法入国させる行為など及び集団密航者の輸送、收受等の罪の検挙人員でございますが、十五人ということで、前年同期比で五十一人の減となっております。また、最近の集団密航の態様は、従来の密航船を仕立てた大規模なものから、一般の貨物船やコンテナ等を利用して少数規模で潜伏する方法や不正取得した査証を使用するなど、手口が巧妙化、多様化する傾向があります。

最後に、組織的殺人ですが、本年二月に施行された組織的犯罪処罰法第三号第一項第三号を適用して検挙した事例は現在までのところございませ

以上でございます。

○小川敏夫君 今、覚せい剤の押収量が六百三十二キログラムあって、これは前年同期比よりも五百三十二キログラム減ったというふうに聞いたんですが、それでよろしいわけですね。ちょっと確認します。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 再度申し上げますが、覚せい剤が六百三十二・二キログラム、前年同期比で五百三十一・二キログラムの減でございます。

○小川敏夫君 どうも通信傍受法の審議のときを思い出すと、覚せい剤の押収量がこんなにふえた、こんなにふえた、件数はそんなにふえていないんだけど、押収量がふえたということを非常に強く主張されて、だからどうしても通信傍受法が必要なんだという議論があったと思うんですが、どうもほかの数字を見るとそれほど特筆すべき増減はないように思うんです。覚せい剤はほぼ半減になっているわけで、そうすると、どうも通信傍受法を施行しなければならないというよう

な状況は、数年前に比べて特段強まったというよりも、逆に覺せい刺の押収量を見れば必要性は減ったんじゃないかとも思えるんですが、数字的なものは別として、法務大臣に所感を伺いたいんです。

この通信傍受法について廃止あるいはさまたげなそういう背景事情の点もございしますが、あるいは乱用防止策とか見直した方がいい点が多々あると思うんですが、法務大臣、どうでしょう、廃止や見直しの考えはございしますでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君) 法律を廃止する考えは全くありません。この法律は先生がおっしゃるように厳格かつ適切な運用が必要であることはもちろんでありますし、そういうことはきちっと踏まえた上、断固とした決意で組織的な犯罪に対処してまいりたいと思っております。

先ほど私も申し上げましたが、本当に組織犯罪というものをとらえてこれを検挙していくには、やはり相当の武器を持つ必要がある。そういうことについての必要性というものは、国民的な立場でもこれは必要不可欠なことだというふうに認識しております。

○小川敏夫君 この中の一言のやりとりじゃなくて、通信傍受法の廃止を含めたあり方について議論の場をぜひ設けていただきたいというふうに希望しておきます。

次に、警察庁の方にお尋ねします。

いわゆる前科前歴に関する記録、この情報の開示についてお尋ねしたいんですが、これまでの、例えば国会の参議院の予算委員会での質疑では、原則開示しないけれども例外として開示することがあるという趣旨の御答弁をいただいておりますが、そうすると、例外的に開示する場合はどのような場合にこれを開示するのか、御説明いただきたいんですが。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 犯罪経歴の使用の關係でございしますが、これは犯罪捜査等のために必要な場合に限定されまして、このような目的以外での犯罪経歴の開示は原則として行わないという

ことをこの間答弁したところでございします。

ただし、海外への渡航や海外での事業のために外国政府から犯罪経歴証明を求められる場合がありますが、このような場合には、その求めに応じなければ本人に著しい不利益が生ずることが明らかで、ほかに方法がないことが明らかであることから、犯罪経歴を開示することにより得られる利益と開示しないことと守られる利益、これを比較考量した上で、例外的な措置として犯罪経歴証明を本人に交付することがございます。

○小川敏夫君 本人に報告するということがありますが、それはそういう証明書を発行するということですね。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 相手国から要請されるものですから、本人に犯罪の証明書を渡して、その人が相手国なりに渡す、こういうこととございします。本人に交付するというところでございします。

○小川敏夫君 今のお話をお伺いしまして私は思っています、今述べられた事情と比較して、例えば総理大臣が何らかの疑いを持たれた、あるいは総理大臣が国会で答弁した内容についてそれが真実であるということを証明する必要があるというような場合、それがまさに唯一の方法であるというような場合に、これは総理大臣である人がそういう必要性で求めれば、そうすると、これは犯罪経歴に関する証明書を交付してもいいように思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 実際には具体的な要請を踏まえて検討すべきものであります。一般論として申し上げれば、犯罪経歴に関する情報は犯罪捜査等の警察の任務遂行のために警察が収集、保有しているものでありまして、先ほど申し上げましたように、これを開示すれば自後の警察活動に支障を来すものであることから、このような目的以外でこれを開示することについては特に慎重な判断を要すると、このように考えてお

ります。

○小川敏夫君 いや、一般論はいいんですけれども、例外的に証明書を発行することがあるということ、具体的な例として先ほどお話しになったわけですが、それで、それに比較してまた私は一つの具体的な例を例示しているわけですが、内閣総理大臣をしている個人がそうした犯罪があるのではないかと。しかし、ないということでは民事訴訟を起している。まさにそうした犯罪があるかないかを、つまりその方本人からいえばなかったことを証明する唯一の手段だと思わなければならない。また、国会でもないということを言っておるわけですが、それを、あるかないかを証明する唯一の手段であると思うわけです。

ですから、そうした方が、つまり犯罪に関する証明をしてほしいということでは証明を求めてくれれば、やはり応じる立場にあると思うんですが、どうでしょう、私が指摘した例の場合に、御本人がそういう証明を求めてきた場合に、これは応じることになるんでしょうか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 個別具体的にそういう要請があればその時点で考えたい、検討したい、このように思います。

○小川敏夫君 先ほど、一般的な例として、国民が海外渡航をするに当たって相手国からその証明を求められるような場合には発行するというようなことでした。

では、国民が民事訴訟を提起して、これも一般論で聞いているわけですが、国民が民事訴訟を提起して、その犯罪に関して立証しなくてはならない、あるいは立証義務があるかどうかは別にしまして、そのことが訴訟における争点であるという場合に、これを証明する資料として使用するからその証明を出してほしいと求めてきた場合、これは応じることになるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 先ほど外国政府からの犯罪証明を求められた場合について申し上げました。この場合は、その求めに応じなければ本

人に著しい不利益が生ずることが明らかで、ほかに方法がないことが明らかであることからということ、先ほど申し上げました。犯罪経歴を開示することにより得られる利益と開示しないことで守られる利益を比較考量した上で、例外的な措置として犯罪経歴証明書を本人に交付するということがあります。

民事訴訟の關係で、例えば調査囑託、先ほど小川議員が例を出されましたけれども、このような例外措置を講じるべき事由が認められなかったという判断で犯罪経歴の開示は行わなかったものであります。

○小川敏夫君 どうも何か議論がかみ合っていないような感じがするんですが、今具体的に裁判所からの調査囑託に応じなかったことについての点がございしました。外国から証明を求められた個人に対してはそういう求めがあれば個人の利益のために証明するというところでございしますが、国民が民事裁判を起した、その訴訟において裁判所が調査囑託を決定したという場合、どうしてその調査囑託に応じないんでしょうか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 民事訴訟法による調査囑託では、一般に被囑託者に回答の義務があるというところは承知しております。

しかし、先ほど来申し上げておりますように、犯罪経歴に関する情報は犯罪捜査等の警察の任務遂行のために警察が収集、保有しているもので、このような目的以外での犯罪経歴の開示は原則として行わないものであります。したがって、今回の民事裁判における調査囑託についてもこれに依拠することはできないということと判断したものであります。これは民事訴訟の調査囑託があった場合に犯罪照会です、犯罪開示する場合の基本的な考え方でございます。

○小川敏夫君 例えば森総理大臣の場合、ちょっと今具体的な年数がわからないんですが、四十年前ぐらい前のことだと思わんですが、その四十年前の犯罪のことについてこれを裁判所に答えることがどのような捜査に障害があるんでしょうか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 犯罪経歴に関する

情報は犯罪捜査等の警察の任務遂行のために警察が収集、保有しているものでありまして、この中には捜査上の参考となる情報も含まれています。

したがって、その記載事項や保存期間を明らかにした場合、現に警察が保有している捜査情報の内容が明らかとなり、被疑者等が警察の捜査への対抗手段をとることが予想され、事後の警察活動に支障を来すおそれがあるということでもあります。

また、犯罪経歴は個人のプライバシーに最も深くかかわるものでありますので、このような理由から、犯罪経歴に関する情報は一般に非開示、原則として非開示としているものでございます。

○小川敏夫君 ですから、まず一点、捜査に障害があるということですが、ですから私は聞いておるわけで、四十年前の、四十年前かちょっと正確な年数はわかりませんが、ざっとそのくらい、四十年前ぐらいのこのこと、その捜査の結果、捜査があったかどうか、に基づく結果を今明らかにすることが現在の現実の捜査についてどのような障害があるのかと聞いておるわけです。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 前回のときに答弁したところでありまして、犯罪経歴は個人のプライバシーに最も深くかかわり、公務員法上の秘密に当たるとともに、これを開示すれば自後の警察活動に支障を来すものであります。したがって、犯罪経歴に関する情報は、その収集、保有の目的以外で開示することは特に慎重な判断を要するものであり、原則としてできないということと考えているものでございます。

○小川敏夫君 だから、質問に答えていただけないと思うんですが、先ほどのお話ですと、国民が海外渡航するに当たって渡航先の国から証明を求められた場合にはその利益を考えて証明することがあるということですね。その場合に、捜査の障害というようなことは考えるんですか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) これは捜査の障害とかそれを全部含めた上で総合的にいわれる比較

考量したということでございます。

○小川敏夫君 今度のこの裁判所の調査嘱託を、回答を拒否した件については、では今度は具体的に聞いておるわけですか。一般論じゃなくて私は個々具体的に話として聞いておるわけですが、この調査嘱託について、ではそれを答えることについていかなる捜査上の支障があったのか、これを具体的に説明してくださいと聞いておるわけですか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 回答することにつきましては、プライバシーの問題とか、それから捜査上の支障とか、守秘義務に違反するかどうかとか、その辺を総合的に考えて判断しているわけでありまして、捜査上の支障だけということではございません。

○小川敏夫君 だから、質問に答えていただけないんですよ。今、捜査上の必要とか、プライバシーとか、守秘義務とか言われましたね。私はそのどれにも当たらないと思っているから、まず一つずつ順番に聞いておるわけです。

ですから、捜査上の支障というのは具体的にあるのかないのか。あるとすればどういうふうにあるのか聞いておるわけです。私はないと思っているんです。あるはずがないから、だから、ないものを一般論ですりかえて、あるかのようにお答えになっているので、私はないという前提で聞いておるわけです。ですから、どのような捜査上の支障があるのか、具体的に教えてください。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 犯罪経歴の保存期間につきましては、先ほども保存期間についても捜査上の支障があるということでも申し上げたわけでありまして、出すことによりまして保存期間の関係も明らかにされるおそれがあるということでございます。

○小川敏夫君 全然質問に答えていただけないんですかね。出すか出さないかは、ですから、犯罪に支障があるかどうか、プライバシーを侵害しないか、それから何か守秘義務に反しないかどうか、この三

つのことを言われましたよね。だから、その三つのことで、ではその三つの要件、この森総理の裁判に関する裁判所の調査嘱託、これを拒否したのはこの三つの理由のどれですか。すべてですか、それともその中の一つですか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 先ほど申し上げましたように、出すことによって得られる利益と失われる利益、それを比較考量して判断したものでございます。考慮する場合の判断要素としては、委員に申し上げたようなことが含まれておるということでございます。

○小川敏夫君 いや、だから質問に全然答えていないんですよ。いいですか、森喜朗さんが「噂の真相」を相手に名誉毀損で損害賠償を求めた裁判、その裁判において裁判所が犯歴を出すように調査嘱託を求めたわけです。これについて、その回答を、回答という内容を、やっぱり回答になるのかな、だから、要するにその調査嘱託に抵触することを拒否したわけです。ですから、その拒否した理由について聞いておるわけです、具体的に。その拒否した理由がどれなのか。今言われた捜査上の支障なのか、プライバシーの問題なのか、守秘義務の問題なのか、どれなのかと聞いておるわけです。だから、全然質問について答えをいただけないんですよ。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 犯罪経歴はプライバシーに深くかかわり、個人情報の中でも特に重要なものであります。犯罪捜査等の警察任務の遂行のために警察が収集し、保有しているものであります。したがって、犯罪情報の使用は犯罪捜査等のために必要な場合に限定され、この目的以外の犯罪経歴の開示は原則として認められないということでございます。

例外的に犯罪経歴を犯罪捜査等以外の目的で開示する場合はその必要性等を慎重に判断するわけでありまして、具体的には、開示することのメリット、開示により得られる公益、その際のポイント、その求めに応じなければ本人に重大な不利益が生じる、あるいは警察の保有する犯罪経歴

を開示する以外にその求めに応じる方法がない、いわゆる非代替性でございます。それから、開示することのデメリット、非開示により守られる公益であります。具体的には、警察の保有する捜査情報を開示することによる捜査の支障あるいは本人のプライバシーの重大な侵害等を比較考量いたしまして、前者が後者を上回る場合にのみ必要最低限の事項を開示するということが可能になる、こういうことを基本的な考え方として対応しているものでございます。

○小川敏夫君 速記をとめていただきたいんですが。私は一般論はもう既に答えは聞いておるわけですが。その一般論を聞いた後、個々具体的に実際の裁判において調査嘱託の回答を拒否したわけですから。その拒否したのがどういう理由なのかということも再三聞いておるわけですが、もう五回も六回も聞いておる。それに対して具体的なことは何にも答えられないで、実質質問に関係ない一般論をまたすると述べて時間だけ延びておるわけです。

ですから、これは私が聞いた具体論について端的に答えるように、実質的には私の質問に何にも答えてないわけですので、この点についてもし何か答えるようにぜひ委員長の方から指示していただきたい。あるいは、もし答えないのであれば答えるべきだということでも理事会で協議していただきたいと思っております。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 渡航証明の関係の犯罪経歴でございますけれども、これは本人に証明書を渡すわけですね。ただ、この犯罪経歴が一般にオープンになるということになりますと、要するに第三者の捜査の協力が得られなくなるといふ心配があるわけでありまして、そういった面で捜査に支障があるということが考えられるわけでありまして、また、プライバシーの問題とか守秘義務の問題があるということで解除していかないということでございます。原則として解除していかないということでございます。

○小川敏夫君 では、ここで時間を一たん区切って、また休憩後にしたいと思ひます。
○委員長(日笠勝之君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。
午後零時十二分休憩

午後一時十五分開会

○委員長(日笠勝之君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○小川敏夫君 警察庁の方に重ねてお伺いします。が、通信傍受法施行後、実際に通信傍受を実施した例がございましたでしょうか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) お尋ねの件でございますが、この法制度が対象としております犯罪は組織的にかつ密行的に敢行されるものであります。したがって、八月十五日の施行から間もないことや、お尋ねの都度実施状況を御説明した場合に、現在内々に捜査中の事案について傍受が実施されているのではないかとといった捜査実態を犯罪者に推測されて内偵捜査の妨げとなるなど捜査活動への影響少なからざるところがあることから、答弁を控えさせていただきますというふうに思ひます。ぜひとも御理解を賜りたいと存じます。

なお、傍受の実施状況につきましては、法定められた国会報告において御報告をさせていただきますと思ひます。

○小川敏夫君 私自身は答弁をいただきたいので、ただいまの答弁は納得しませんが、ただ一つ申し上げておきますと、年に一度国会での報告が義務づけられておりますが、これは、それをすればあとと答えなくていいということではなくて、最低それをやらなくてはならないという話ですので、今回の、きょうのこの私の質問に関しては、施行後

間もないという特殊事情ということを考慮して、この点に関する質問は終わらせていただきます。

次に、森喜朗さんが「噂の真相」を相手に起こした民事訴訟におきまして、裁判所が森喜朗さんの犯歴について調査嘱託をしたことについて、その回答を拒否したということについてでございますが、そうした犯歴を回答することについて、答える場合、答えない場合の原則について一般論をお答えいただきました。

拒否する場合について、捜査の支障、プライバシー、守秘義務との兼ね合いという三点の御説明をいただきましたが、では、この森喜朗さんの裁判、裁判所が求めた調査嘱託について回答を拒否したのは、そのどの要件に該当するから拒否したのであるまいでしょうか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 先ほど答弁申し上げましたが、考慮する場合にプライバシーの関係、それから捜査上の支障、それから守秘義務の関係ということを申し上げました。

その引き合いとして渡航証明をちょっと例に出して説明したいと思ふんですが、渡航証明の場合は、例えばプライバシーの関係について言いますと、これはあくまでも本人の申請であると、出さないと本人の不利益になるということ。それから、出た場合にこれは密封して本人に渡します。外国政府に直接渡すものではないと存じます。そういうことで、公になるといふことももちろん心配ないわけですが、今回の民事訴訟の場合は、その点を考えますと、まず本人からの申請でないというところがございます。このプライバシーについてどう判断をしたらいいのかというのには必ずしもこちらの方で判断できないというのがございます。

それから、現在、民事訴訟の過程でございますので、プロセスでございますので、訴訟上犯歴が公になる。公になった場合にそのプライバシーへの影響というの、これは当然我々としては考慮せにやいかぬということがあるわけでありまして、そういうことも踏まえまして、プライバシー

の関係についてはプライバシーの問題もありというところでございます。

それから、守秘義務の関係であります。我々につきましては何をしてもいいというわけにはなっておりません。例えば昭和五十六年の最高裁の第三小法廷の判決があるわけでございますけれども、これにつきましては、「前科等の照会文書」につきましては、ここでちょっと飛ばします。が、「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」とあったにすぎないものであり、このような場合に、市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたると解するのが相当である。ということでありまして、裁判所から調査嘱託が出たからさう何でも回答していいという状況にはなっていない、守秘義務の関係も考慮しなさいかぬと、そういうことを踏まえまして回答しなかつたというものでございます。

○小川敏夫君 プライバシーと守秘義務の点、いいただきました。そうすると、念を押しますと、捜査に対する支障という要素はなかつたということよろしいわけですか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) これは先ほども申し上げましたけれども、これを出していきますと保存期間がわかつてしまふというのが一つ気になるわけでございます。

それと一つ、先ほどちょっと言い落としたかもしれませんが、渡航証明の場合は調査項目といひます。これについて、今回については調査項目も相当多いということで、その辺も捜査への影響というのが大きいかどうかというふうに考えておるわけでございます。

○小川敏夫君 具体的に犯歴カードそのものを出せばいいので、余り関係ないんじゃないか。逆に、特にその争点となる犯歴は一つの検挙歴だけです。それから、全くその項目は多くはないと思ふんですが。

まず、プライバシーの点ですが、調査嘱託を求めた裁判所が、そもそもその調査嘱託に反対した原告の意見を排除して、重大な公益に関することだからということでプライバシーの点は調査嘱託の支障にはならないと裁判所が判断した上で調査照会をしておるわけですが、そうすると、警察庁は裁判所の判断に従わないということになるんでしょうか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 裁判所がどう判断をされて調査嘱託をされたかということについては、我々は承知しておりません。

○小川敏夫君 では、プライバシーの問題はその御本人、この件については森喜朗さんですが、森喜朗さんが自分のプライバシーよりも公開されることの方が大事だからプライバシーの点で犯歴の公表については拒否しないでほしい、こういうふうに出ればよろしいわけですね、プライバシーの点に關しては、森喜朗さんが公表についてそれを同意すればよろしいわけですね。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 仮定の問題でございますので仮定で答えますと、本人が承諾しているということになればそういうことになろうかと思ひます。

○小川敏夫君 守秘義務の点に關しても、その守秘義務を上回る公益上の必要があればこれは当然よろしいということになると思ふんですが、その点、いかがでしょうか。

○政府参考人(五十嵐忠行君) それは個別具体的な判断になろうかと思ひます。

○小川敏夫君 時間なので、犯歴の点についてで質問を終えたいと思ひます。

ちょっとお昼に、おもしろい資料がありました。「無事故無違反の証」と、これはプライバシーは放棄していると思ひますので、江田五月さんが無事故無違反であるというこの証明を岡山県警察と自動車安全運転センターからいただいております。

これは交通、つまり道路交通法に関する犯歴証明の一つだと思うんですが、そういうことについて

ではどうですか。案外、道路交通法に限っては非常に、安易にというのはおかしいけれども、幅広くこういう証明書を出していると思うんですが、これも一つの犯罪証明じゃないんでしょうか。ちょっと御意見を聞かせたいんですがいいんですけれども、警察庁の方に、犯罪に關して。

○政府参考人五十嵐忠行君 今、先生から話を伺ったんですけれども、どういう経緯でそういうのをやっているのかわかりませんので、ちょっと答弁しにくいのですが。

○小川敏夫君 犯罪に關して絶対的に出せないということではなくて、出す場合があるということ、それからそうした具体的な一般論について大分お答えいただきましたので、大分わかりましたところがありますが、なおこの点については、個別なことについてはまた別の機会にさらにお尋ねしたいということをお申し述べて、本日の私の質問はこれで終わらせていただきます。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

先般の所信のごあいさつ、決意を込められたお話を拝聴したところでございますが、課題が山積している法務行政でございます。最近耳新しい言葉と言ったらちょっと私の不勉強がばれてしまふんですが、法整備支援ということが一生懸命取り組まれているようでございますが、法整備支援、これはどういうことなのか、ちょっと御説明をいただければ幸いです。

○政務次官(上田勇君) お答えいたします。

法務省で行っております法整備支援とは、外国が実施する基本法制、司法制度及びこれらを運用いたします法律家制度の基本的インフラ整備及びこれに携わる人材の育成を支援するものでありまして、具体的には外国におきますこれらの基本的なインフラの整備に携わる専門家などに対しまして、我が国の法制度及びその運用のシステムを紹介したり、またこれらの専門家が法律及び運用システムを構築するに当たりまして助言をするなどの内容となっております。

○魚住裕一郎君 我が国は、明治維新以降、それまでの律令体制という中国法制を中心にした法体系から近代西洋的な法制度を移入してきた。その中で、大変な努力の積み重ねで今の我が国の法体系があるわけでございますが、私から見ても、日本の法制度が、例えば難しい漢字もいっぱいございまして、現代用語にもなっていない我が国の制度でございますけれども、日本が外国に法整備の支援をする意義と申しますか、それは那边にあるのでしょうか。

○政務次官(上田勇君) 今、委員からも御指摘がありましたように、我が国におきましても、明治維新以降、欧米の法制度に学びながら我が国の実情に合致した独自の法制度を構築してきたわけでございます。

そうした経験を生かしまして、これから法整備を必要とするアジアの地域の諸外国というのは、我が国同様、欧米とは若干異なったような法律文化を持っていることなどから、我が国によります協力というのはこうしたアジア地域の諸外国が法整備を進める上で有益なものであるというふうに考えております。

他方、我が国にとりましても、協力によりましてアジアの国との共通の法的基盤を築くことができるという意味では大きな意義があるというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 日本も、明治以降の法律制度をヨーロッパから受継するに際し、ドイツ大陸法系を中心にしながらもイギリス法的なものも入れておりますし、また戦後においてはアメリカ法の影響力が大きいと思うんですね。一つの法律の中でも、アメリカ的な要素もあれば大陸法的な要素もあるというような状況にあるわけですね。

アジアの諸国においても、昔の旧植民地時代の宗主国の法体系もあれば、また近年の国際化の波をかぶっているわけで、その中で、例えばベトナムもかなり一生懸命やっておられると思います。ベトナムは昔はフランスの影響が大きかったんじゃないか。あるいはマレーシアも、ルック

イーストというふうに言っておられますけれども、英連邦のもとでモノローの支配する地域だというふうには私は思いますが、特に私も日本が積極的に支援するのはどの辺になるのかなと、まだちょっと理解がなかなかあったところでありまして。

法整備支援といっても大きく分けて民事、刑事あると思うんですが、刑事ではどういうようなことを中心に支援をされているんでしょうか。先ほど佐々木理事の方からアジ研という言葉も出たと思うんですが、そういうことも活用しながらやっているのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○政務次官(上田勇君) 今、委員のお話にありましたように、刑事、民事両面あるわけでありまして、刑罰、刑事につきましても、法務省では、国連と日本政府との協定に基づきまして昭和三十七年から法務総合研究所国際連合研修協力部が運営いたしますアジ研、国連アジア極東犯罪防止研修所におきまして、アジア太平洋諸国等の刑事司法関係実務家を対象にいたしまして犯罪の防止あるいは犯罪者処遇に関する国際研修などを実施しているところでございます。

○魚住裕一郎君 では、民事的にどうでしょうか。今、先議案件で外国倒産処理手続云々の法律が出ていますところでございますが、確かに同じような法制度が、倒産法制度もあればかなり有益だなとは思いますが、その点はいかがですか。

○政務次官(上田勇君) 民事の面では、最近市場経済化が進んでいるわけでありまして、特に近年、市場経済化への円滑な移行とそれに伴います国際商取引の活性化が必要になってきております。自国の民商事関係法令及びその実効的な運用システムを整備することが急務となっている特にアジアを中心とした発展途上国からも非常に要請が高いわけございまして、それにこたえる形で、平成六年度から、法務総合研究所を主たる実施機関といたしまして、先方の法律専門家等を招聘いたしましたり、あるいは我が国からも専門家

を先方に派遣するというようなことを行って、日本の法制度の仕組み、その運用の実情等を紹介させていただくと同時に、直接民法、民事訴訟法等の起草作業にも協力するというようなことをさせていただいているところでございます。

○魚住裕一郎君 我が国においても、例えば商法を考えてみても、利益を上げるためのそういう法人制度、会社法、それについても旧ドイツ法的な考え方からアメリカ法的な考え方大きく考えを変えていくべきではないかというようにことが国内的にも、新聞記事に書いているわけでございますが、そういう点はいかがなんでしょうか。

つまり、中国大陸を見ても共産主義市場経済というんですか、そういうような状況がございまして、この日本の法制度がそのままだと、逆を言えば、デファクトスタンダードみたいなことはアメリカ法的なことなんじゃないのかなとは思いますが。

○政務次官(上田勇君) 特に会社関係の法制につきましては、企業活動がグローバル化する中で極力統一、あるいはそれに共通するような形で整備をしていくことが望ましいのは、もう委員御指摘のとおりだろうというふうに思います。ただ、今お話にもありましたけれども、法律制度はその国の経済、社会、文化の全体を形づくっている枠組みの一つでありますし、背景としましていろいろ歴史的な背景とかが異なっているわけでありまして、外国の法制度を参考にしながら主體的に決めていかなければいけないものだろうというふうに思っております。

我が国におきましてもそのような取り組みをかつてしてきたわけでありまして、法整備の支援を実施するに当たりましては、我が国の制度や考え方を一方的に押しつけるというだけではなくて、支援を必要としている国の実情をよく理解した上で支援を行って協力していくということに留意する必要があるのではないかとこのように思っております。

また、効果の面でいえば、こうした法整備の効

果というのはなかなか短期的にあらわれるものではないかもしれませんけれども、そういう短期的な見方だけではなくて、相手の国が今後自立的な発展を行うための基礎となるような地道な支援を行い続けていくことが重要だろうというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 おっしゃるとおりだと思います。相手の文化を大事にしながらということですが、ただ、法制度というのにはある意味では文化そのものみたいな部分があって、しかしながら謙虚に広めていくみたいな、そういうようなことなのかなと、そんなことも実は考えておりますが、今度何か国際協力部というのができるんでしょうか、この法務総合研究所の中に。これは規模はどういうようなことになるのでしょうか。

それから、大阪の方に設けられるということのようですが、地方分権の時代ですから何も東京ということではないんですが、何で大阪なのかということをおっしゃって御説明いただけますか。

○政務次官(上田勇君) 今、委員からの御質問にありますが、今大阪に新たな部署を設置する予定で検討させていただいているところでございます。法務省としては、アジアを中心とした発展途上国に対して民法、商法分野の法整備支援を実施するために大阪に関係機関を設けるということが適当ではないかということで、今準備をさせていただいているところでございます。

なぜ東京でなくて大阪なのかということですが、いままでも、それはいろいろ地理的なことや既存の施設の態様などを考えてそういう方向が適当であろうというふうに考えているところでございます。

○魚住裕一郎君 確かに地元財界でありますとか今まで関西方面の各大学等が積極的にかかわってきたということもあるのかなというふうに私も考えるところでございまして、小さな規模から出発するのかもしれないんですが、大いにしっかりやっていただきたいというふうに希望を申し述べておきたいと思っております。

続きまして、法務大臣のあいさつの中で、二十一世紀は人権の世紀だということで、人権侵害の被害者救済制度ということで具体的施策を策定してまいりたいというお話でございました。

十月に日弁連の人権シンポジウムがございまして、たまたま当日は参議院において、正常かつ正常とかいろいろ立場によって違うのでございしますが、時間ができたものですから人権シンポジウムに参加してまいりました。お隣の江田五月先生も御一緒に参加していただいたわけでございますけれども、国内人権機関、そこで議論してきたことは、かなり具体的に、法務の人権擁護というよりはもっと一まとまりの人権機関をつくるべきではないかというふうなお話でございました。

いろいろ資料を見ますと、国連でのパリ原則というのがあるんですが、一九九三年の国連総会決議でございまして、その中では、この機能として人権救済機能、それから人権教育機能、そしてまた政府等への政策提言、そういう機能を持つべきだというふうに承知をしているところでございします。法務大臣のあいさつの中では、救済制度の確立のためというふうなお話でございしますが、この教育機能でありますとか提言機能といいますが、その辺は大臣としていかがお考えでございしますか。

○国務大臣(保岡興治君) 人権機関のあり方については、今、先生が御指摘のように、国連総会において承認されたパリ原則等が示されていますけれども、これらを踏まえて、人権擁護推進審議会において人権救済制度のあり方について今御審議をいただいているところでございます。

その中でも、人権救済機関のあり方についてさまざまな議論が行われておると承知しておりますが、今、先生がおっしゃった人権救済機関の独立性とか、あるいは人権啓発及び政策提言を含んだ所掌事務のあり方など、いろいろ議論が行われているものと承知しております。このパリ原則などでも指摘されているところに沿って行われて

いるわけでございますけれども、こういったパリ原則の指摘などは非常に重要な指摘だというふうに承知しております。

○魚住裕一郎君 今のお話にありました審議会でございますが、今後どういうような予定といたしまするか、現在の進捗状況と、それからいつどんなことをやって、最終報告というんでしょうか、それはどういう形になりますでしょうか。事務当局で結構です。

○政府参考人(横山匡輝君) お答えいたします。人権擁護推進審議会におきましては、昨年九月から諮問第二号であります人権救済制度のあり方に関して本格的な調査審議を行っております。諸外国の取り組みに関する海外調査や関係団体からのヒアリング、関係省庁からの行政説明等を経まして、本年七月二十八日に今後議論すべき論点を整理を終え、これを公表したところであります。

九月からはこの論点整理に掲げられた各論点についての審議が進められておりまして、今月末ころを目途に人権救済制度充実のための基本的な考え方を中間取りまとめとして公表し、広く国民の皆様のご意見を伺う予定であると承知しております。

また、答申の時期についてでございますが、現時点ではまだ審議会では明らかにされておられませんけれども、法務省としては来年の半ばころまでには答申をいただけるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○魚住裕一郎君 今審議をやっている最中ではございしますが、例えば人権教育というように面につきましてはどのような議論が出ていまいしょうか。

いろいろな話によれば、例えば裁判官とか検察官、あるいは拘禁施設の職員はしっかり人権教育をすべきではないか、人によって弁護士までしっかり人権教育をやった方がいいんじゃないかという気もするところではございますけれども、この教育面はいかがでしょうか。

○政府参考人(横山匡輝君) ただいま委員が御指摘されました人権教育・啓発の基本的なあり方に関しましては、人権擁護推進審議会では、これは諮問第一号として調査審議を進めまして、昨年の七月に答申を取りまとめ提出しております。その中で委員御指摘のような問題についても触れられておりまして、現在は諮問第二号について、被害者救済のあり方に関して今調査審議しております。

現在の調査審議の中におきましては、救済に当たる機関、これを人権救済機関と呼ぶとしますと、この人権救済機関がこの救済のほかにも所掌すべき事務があるのではないかとというように議論の一つとして、ただいま言いましたような人権啓発も所掌すべきではないかというふうなことが今議論の内容として出てきているところでございます。

○魚住裕一郎君 また、先ほど御紹介しました政策提言機能といいますが、そういう中には政府あるいは立法府に対する提言でありましか、あるいは国際機関との連携とかあるいはNGO、NPOですか、人権活動を一生懸命やっているところ、そういう連携というふうなことも言われているところではございますが、この提言機能につきましては審議会の中でどんなような議論が出ていますか。

○政府参考人(横山匡輝君) ただいま委員が御指摘されました政府への提言機能、あるいは国連等の人権関係機関との連携等の問題、これにつきましては、先ほど申し上げました七月にまとめられました「今後議論すべき論点の整理」の中でも、この人権救済機関が所掌すべき事務の一つとして、そのようなもの、政府への提言、あるいは国連等の人権関係機関との協力あるいはNGOとの連携、そういうふうなものも掲げられておりまして、それについて今議論されておるところであります。そういう状況でございます。

○魚住裕一郎君 では、組織面はどうなんでしょうか。国内人権機関といった場合、どういうよう

な組織が模索されているのか。あるいは単に今までの行政府の一部門というよりは、やはり独立性というようなことも要請されてくるのではないかと思うんですが、この点はどうですか。

○政府参考人(横山匡輝君) 先ほど来申し上げておりますこの論点整理の中では、一つの柱として救済機関の組織体制のあり方が取り上げられております。

その中のさらに一つの項目としまして、まず救済の措置や調査手続・権限の充実強化に対応して、人権救済機関の組織体制をどのように整備すべきかという中で、一つとして、一現行の内部部局型の組織の充実で対応可能か。何らかの独立性を有する合議制又は独任制の組織を考える必要があるか。、こういう論点が掲げられておりまして、この論点に沿って現在審議が行われているところでございます。

○魚住裕一郎君 人権救済といっても、する側、される側一方だけということじゃなくて、人権同士がぶつかるような事案も出るだろうというふうに思います。政府の方で検討をされております個人情報保護法の問題でも、報道の自由との関係で大変注目をされ、議論されているところでございますが、例えば先ほど議論されました報道被害という場合、表現の自由、報道の自由とその犯罪被害者の人権という問題がぶつつかってくるんだらうというふうに思うところであります。

また、人権といっても、個別の人権によって要素が、いろんなことを配慮しなきゃいけないのかなというふうに思っております。ところであります、例えば信教の自由の場合もかなり個別にデリケートな問題が出てくる、さらに学問の自由についてもかなり配慮しなきゃいけないだろうなというふうに思いますが、人権救済といっても、個別のどの程度まで細かく議論がされているんでしょうか。

○政府参考人(横山匡輝君) 論点整理の中では、人権侵害の類型(こと)にどういった救済措置が相当な

のかというような観点から議論されておりまして、その中の類型としましては、大きく分けますと、差別の問題、虐待の問題、さらに公権力の問題、マスメディア等のメディアの問題等の類型、それからまたいろいろ人権侵害に共通する部分抽出して、それについての共通項目についての検討というふうな形で、今そういう類型に沿っていろいろと審議が進められているというところでございます。

○魚住裕一郎君 人権救済制度ですから、救済を何らかの形で人権機関というところが行動を起こして、行政処分まではいかないでしょうけれども、いろんなことをやるんだらうな。当然言うことを聞いてもらわなきゃ困るわけで、裏づけというものをいろいろ考える必要があろうかと思いますが、その点はどういうことが考えられているんでしょうか。

○政府参考人(横山匡輝君) その点につきましては、この論点整理の中では、救済の措置の項目では「検討対象となる救済手段・手法の例」としまして、任意的なものであります相談、あっせん等から調停、仲裁、勧告・公表、命令・裁定、訴訟援助等の項目が掲げられておりまして、こういう項目に掲げられた措置等につきまして、その可否あるいは当否等について議論が進められているところでございます。

それからもう一点、対外的にいろいろ活動する中では、調査手続、調査権限の問題がありますけれども、これにつきましても、実効的な救済を図るためにはどのような調査手続あるいは調査権限が必要か、またその調査の範囲についてはどう考えるべきか、このような観点から今議論が進められているというところでございます。

○魚住裕一郎君 人権教育・啓発という側面からいって、先ほど局長がちらっとおっしゃった諮問第一の関係で、いわゆる人権教育・啓発の推進法というものを与党内からも提案するというような状況かというふうに認識しておるところでございますが、この諮問第一に關連

する人権教育・啓発という側面と、それから国内人権機関 先ほどの論点整理の中で出てきている人権教育という部分との関連性といえますか、それはどういうふうに関連されるんでしょうか。つまり、国内人権機関も、先ほど申し上げた救済機能 教育機能というものも入ってきますと、諮問第一でやってきた人権教育というのがあるわけですが、重なっちゃうといいますが、この点はいかがですか。

○政府参考人(横山匡輝君) これはまさに現在調査審議中のことでありますけれども、昨年七月に出ました諮問第一号に關します答申では、まず人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための方策、いろいろな施策について提言されておるわけでございます。

一方、ただいまは人権侵害の被害者の救済に關する制度との関係でいろいろ調査審議が進められているわけでありまして、この救済に当たれる機関があわせてこの人権啓発を所掌すべきではないかという議論が今そういう観点から行われているところであります。そこでもし、これはまさに仮定の話でございますけれども、そこら辺が積極というふうになるとすれば、当然、一号の答申に出ましたいろいろな施策等につきましてもそういう機関があわせ担当すべきではないかというような議論も、これはまさに審議会の中の議論のあり方ですけれども、そういうような議論も中には出てくるのかと、このように考えておるところでございます。

○魚住裕一郎君 しつかり議論をしていただきたいなと思って、期待を持って注目していきたいと思っております。

○橋本敦君 私は、今問題になっておりますKSDの関係法人でありますアイム・ジャパン、これについて伺いたいと思います。

アイム・ジャパンは外国人研修生の第一次受け入れ機関として法務省から認定されている業界大手と聞いておりますが、その点は間違いありませんか、法務省。

○政府参考人(町田幸雄君) 間違いありません。

○橋本敦君 報道によりますと、このアイム・ジャパンから研修生のあっせんを受ける傘下の企業は約千五百社、かなりのものですね。これまで外国人研修生はインドネシアを中心としたしまして約一万四千人を受け入れている、こういう実情と伺っておりますが、これも事実ですね。

○政府参考人(町田幸雄君) 平成四年から本年の九月までの間の合計で今御指摘のような数字だと思っております。

○橋本敦君 問題は、このアイム・ジャパン傘下の受け入れ企業の大半で、外国人研修生を受け入れた後で、その研修生に旅券の保管依頼書を半ば強制的に書かせて、研修生の旅券、パスポートを企業が預かって取り上げておる、企業が一括して保存をしておる、こういう状況が明らかになつて、この問題について法務省がこれは問題だということに対応されたという状況があるわけですね。

なぜこういうことをするのか。逃走防止という観点からするならば、いわば我が国戦前の問題になったタコ部屋労働というところにもなるし、国際社会から見ても、こういうことをやっているのかということが人権上の問題として問われかねない重大な問題です。

そこで伺いますが、法務省が平成十一年二月に作成された、私も手元にいたしておりますが、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」、これがあります。いいのをつくられております。このところで「不適切な方法による研修生の管理の禁止」という項目がありますが、どう書いてあるか御指摘いただけますか。

○政府参考人(町田幸雄君) 「第二次受け入れ機関も、研修生の失踪等問題事例の発生の防止を口実として、宿舎内に閉じこめたり、旅券及び外国人登録証明書を持ったりという不適切な対応を行っているけません。これらは研修制度の趣旨に反するばかりか、法令違反に問われることにもな

りかねません。」そのように書いてあります。

○橋本敦君 法令違反にも問われかねないというのは、具体的にはどういうことですか。

○政府参考人(町田幸雄君) 先ほど委員が御指摘になりました労働関係法令、あるいは直接は直結しないと思いますが、入管法の旅券の関係法令に違反する、そういう趣旨でございます。

○橋本敦君 要するに、外国人研修生を正當に受け入れて、その研修生の旅券を預かって企業が保管するというのは、まさに逃亡防止にも役立つというのを考えたのかもしれないし、合理的理由が全くないどころか、全く人権侵害に類することになる。法務省がわざわざこの指針をつくられて、そういうような意味で外資証あるいは旅券を預かったりする、こういう行為は不適切だということをはっきりとおっしゃっているのは私は正しいと思うんですね。

ところが、このアイム・ジャパン傘下の受け入れ企業の大半でこういうことが行われていたというところは、これは国際的にも極めて恥すべき、また我が国の指針からいってもこれに違反する重大な問題ですが、どういう指導をなさいましたか。

○政府参考人(町田幸雄君) 委員も御指摘のような点は私どもも問題だと思ひまして、口頭で繰り返し指導をいたしました。

○橋本敦君 それは指針に反し人権侵害の疑いがある、そういうことはやめなさいと、こういう趣旨を伝えたということですか。

○政府参考人(町田幸雄君) 委員御指摘のとおりです。

○橋本敦君 昨年十二月にこのことを伝えた当時、理事長は問題の古関さんであったことは間違いない、御存じですね。

○政府参考人(町田幸雄君) 理事長はそういう人であるということは知っております。

○橋本敦君 その十二月の法務省の指導に対してアイム・ジャパンは、言いかえれば古関理事長はどう対応しましたか。

○政府参考人(町田幸雄君) 私どもの方から口頭での指導を行ったわけですが、必ずしもその趣旨が十分理解されていないということで、私どもの方からは古関理事長直接ではなく、同財団の研修担当の理事に対して文書をもって、再度注意というのはいかがでしょうか、指導をしたということでございます。

○橋本敦君 あなたの方が研修担当の責任者に対してしたと言えども、この法人の責任者は古関さんですから、会社に対して指導したんでしょ。担当者に個人的に指導したんじゃないですね。はっきりしてください。

○政府参考人(町田幸雄君) 当然のことながら、研修担当の理事がいれば窓口でありますから、窓口を通してその法人に対してしたということでございます。

○橋本敦君 十二月に口頭で注意され、三月に文書で注意した。その文書の中身は、概要は。

○政府参考人(町田幸雄君) 受け入れ企業において旅券を保管していること等、そのことにつきまして受け入れ企業が研修・技能実習生の旅券を保管管理することは人権侵害につながる場合があること等から、それについてやめるようにという内容、その他何点かでございます。

○橋本敦君 その文書の指示に対してアイム・ジャパンは誠実に対応しましたか。今はどうなっていますか。

○政府参考人(町田幸雄君) 近々、同財団から当局に対して改善の報告がされるものと承知しておりますが、当局としてはその報告内容をよく検討しまして、その報告された内容が今後きちっと履行されるかどうか、そういったことも注視した上で、改善の実効が上がり、同財団の研修がより一層適正に行われるように今後とも指導してまいりたいと考えております。

○橋本敦君 大臣、お聞きのように、このKSD、そしてアイム・ジャパン、余りにもひどいじゃないですか。去年の十二月に口頭で注意した、ことしの三月に文書で注意した。それに対し

ていまだに誠実な回答もないんですよ。本当に政府の指導、人権侵害があるというこの問題に対して、アイム・ジャパンはまさに不誠実きまるんじゃないですか。何でこんなことになっているんだ。私は、これは本当に許せないことだと思ひますよ。

外国人研修生に対する人権侵害のおそれがある」と法務省は言っているんですから、だから少なくともこの文書による指導に対して直ちに誠実な答えをし改善処置をとるのが、これが本来当然だと思ひますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(保岡興治君) 今、局長から述べたとおり、近々報告が来るものと思ひますが、この点についてはしっかりした対応にさらに努めてまいりたいと思ひます。

○橋本敦君 大臣がそうお答えにならざるを得ないほど不誠実きまわりますね。

そこで、お配りしております質問資料の二をこらんいたしたいんです。

このアイム・ジャパンを調べてみますと、古関忠男氏が理事長ですけれども、役員はほとんど見てください、全く天下りですね。例えば法務省の場合は、これまでに地方の入管局長が天下りをしています。それから、そのほか労働基準局長、また県警本部長、地方の税関長、元大使、警視庁方面本部長、こういう方が天下っていますね。

入管の問題で指導された当のアイム・ジャパンには入管局長である人たちが天下って理事をやっているんですよ。何ということですか、これは一体。何のために天下ったんですか。入管局から適切な指導を受ければ、入管局長であった者が天下っているその人は直ちにそのことを誠実に恥じて、直ちに対応するのが当たり前でしょう。役人がほとんど天下って、逆に政府の施策をなめてかかっているとしたか言いがありませんよ。こんなことを許してよろしいですか。

私はこういうことは天下りの政府とのなれ合いを疑わせる重大な問題だと思ひますが、大臣、この実態についてお考えがありますか。入管局長が天下っているんですよ、それで入管局の指導を言ったように誠実に対応していないんですよ。こんなことが行政として、政治として起こっているんですか。

○国務大臣(保岡興治君) それぞれ御指摘の資料に、元地方入国管理局の局長が就職しているようですが、その経緯は私もよくわかりません。今お話をあつたばかりでよくわかりませんが、先ほど局長からお話しもし、私もお約束したとおり、今御指摘のパスポートの預かりの問題については適切に対応するように努めてまいりたいと思ひます。

○橋本敦君 適切に対応をすぐしないということに天下りした官僚と行政とのなれ合いがある、疑いがある、大変な問題だということを指摘しているわけです。

労働省に伺いますけれども、このアイム・ジャパンは労働大臣認可の財団法人であることは間違いないですね。

○政府参考人(日比徹君) そのとおりでございます。

○橋本敦君 このアイム・ジャパンは、許可申請がなされたのが九一年、平成三年の十一月二十五日、許可がなされたのが十二月二日、その月に登記がされておりますが、この事実関係も間違いないですね。

○政府参考人(日比徹君) そのとおりでございます。

○橋本敦君 このアイム・ジャパンがどういうふうな設立されたかという問題については、配付させていたしております資料三がございしますが、KSDの三十年史、この中にいろいろ出てきます。アンダーラインをしておりますので、後でお読みいただければ事情がわかりと思ひますけれども、このアイム・ジャパンの基本財産を公開された基本財産で内訳を見ますと、基本財産は一億円。その内訳は、KSD豊明会が六千万円、KSDそのものが三千万円、その他個人が一千万円となっています。言ってみれば、KSD関係、

豊明会とKSDの丸抱えの公益法人だということ
が明らかですね。

その設立からもそうなんです。このKSDの三十
年史を見てみると、平成三年から四年にかけ
て、設立された時期ですが、この時期の活動を記
述しておりますが、「国際化への一歩」という項
目があります。この項目の冒頭に、「KSDは積
極的な事業展開と並行して、この時期、もうひと
つの注目すべき動きを開始していた。」と、こう
書いて、外国人労働者の雇用問題について、「外
国人研修制度を大幅に規制緩和し、研修生の就労
に道を開くのが最も近道である」との結論に達し、
豊明会はただちに対外活動に入った。」と、こう
書いてありますね。

そして、関係する必要な「法改正のために、
国会を動かす必要があった。そこで豊明会は、平
成二年五月から数度にわたって有力国会議員と懇
談会を開催、制度の変更を迫った。」それで、九
月に豊明会有志によって豊明会中小企業政治連
盟、今問題の豊政連が結成され、この問題につ
いて豊政連が先頭に立って活動することになった。
その豊政連は平成三年五月十四日、総決起大会を
開いて、大会終了後、豊政連は法務、外務、労
働、通産の四省を訪れて積極的に陳情を行い、活
動を開始したと、こうはっきり書いてあります
ね。

これらの運動の結果として、この三十年史によ
りますと、「入管法の規制緩和を促し、「外国人技
能実習制度」(平成五年四月施行)という新制度
の実現に大きな貢献をした。」こう書いてありま
す。そして、これに先立つ平成三年、九一年十二
月に、外国人研修生受け入れを主目的とした新財
団アイム・ジャパンを設立したと、こうなってい
るわけですね。

労働省に伺いますが、このアイム・ジャパンの
設立に当たってKSDや豊政連からこのようない
ろんな働きかけがあり、要請があった事実は間違
いないんじゃないですか。

○政府参考人(日比徹君) 当時のことでございま
すのでつばさには承知いたしておりませんが、こ

の財団の設立に向けてKSDなりその関係者の
方々がやってもらったのは事実として確認してお
りますし、その過程では恐らく当然のことながら
財団設立に向けての働きかけはあったらうと思
います。

○橋本敦君 今お認めになったとおりですね。

それで、そういうふうにして、この申請が先
ほど私が指摘したように十一月二十五日になされ
て、わずか七日後ですよ、たった一週間でも許可さ
れているんですよ。普通、私どもいろいろな法
人の問題やあるいは認可の問題、いろいろ要請す
ることがありますよ。しかし、官庁のいろいろな調
査その他で一週間でも認可、許可してもらおうとい
うのは聞いた例がないくらい速いんですよ。異例で
すよ。労働省、全く異例の速さだと思いませんか。

○政府参考人(日比徹君) 設立許可申請日から設
立の許可日までは、今、委員御指摘のような期間
でございます。

それで、公益法人の許可についての一般的な事
務の取り扱いを申し上げますと、申請があります
ればこれは速やかに許可をするというのが行政手
続の一般的なやり方だと思えます。それで、通常
どうしているかといいますと、公益法人の場合、
ところが寄附行為等がきちんと必ずしも整ってい
ないことが多くございます。

したがって、この件も形式的な意味の申請
日から許可日まで短縮でございますが、私どもが
その当時のことを若干、これきちんとしたもの
が残っておりませんが、いつごろから相談があつた
のだからかということ、精査したわけではござ
いませぬけれども、私どもが把握しております
のは、同じ平成三年の夏ごろには寄附行為の案なる
ものがつづられて、事前の相談を受けていたのは
ほぼ間違いのないというふうなことでございま
し、事前の相談期間がその前にあつたということ
でございます。

○橋本敦君 今のあなたの話は先ほど私が三十年
史で言ったこととびたつと合うんですよ。三十年
史では、平成二年五月ごろから数度にわたって有

力国会議員と懇談をし要請したと、こうある。い
いですか。だから、始まっていたわけですよ。だ
から、そういう有力国会議員の紹介があり話が
あったので、下調べも済んで、そして出てきたと
きにはわずか一週間でも認可するというスピード
ぶりになっていた、こういうわけですよ。

普通はなかなかそうはいかない。役所というの
は慎重に検査し、検討し、資料を調べ、容易なこ
とで設立ということの許可はしないので、皆さん
苦労しているんですよ。

そこで、次の質問に移りますけれども、労働
省、資料四をよく見てください。これは何のリス
トかといいますと、九一年、この申請が行われた
年、この年にKSD秘書室から古閑理事長と担当
の柴田理事の連名であつた文書です。これはお歳
暮發送先リスト、こういうことでお歳暮を送つて
よろしいかというリストです。事実またこのとお
り行われた。

ここに氏名が掲載されているのをごらんくださ
い。当時ですよ。労働大臣、元労働大臣、それか
ら現職の事務次官、それから現職の官房長、秘書
課長、そしてこういつた申請を受け付ける窓口
になる総務課長、それから職業能力開発局担当の
大臣官房審議官、それからあとは労働基準監督、こ
れも担当ですから、この関係の審議官、職業能力
開発局長。以下、ずらつと並んでいるでしょう。

当時の現職官僚、まさに政治家六名、労働省は二
十七名、元労働省事務次官経験者四名、大蔵省事
務次官など現職官僚六名、こうなっているわけ
です。全部で四十三名。

これを特、A、それからB、こうなっているん
ですが、調べたところによりますと、特は二万七
千円相当です。お歳暮としてもかなりのものでは
よ、二万七千円相当。Aは九千円相当、Bは七千
二百円相当、こうなっているんです。贈答の時期
は、これはこの許可を受けて、我々の調べでは九
年十一月、まさにアイム・ジャパンが設立の許
可申請をし、許可が行われた十二月二日、その時
期にまさに合致してお歳暮という名目でこういう

のが送られているわけですよ。いいですね、労働
省。

こういうように、アイム・ジャパンというま
さに労働省認可の法人がつくられる過程で、これだ
け関係者、現職の役人、高級官僚及び労働大臣
がこういうところからお歳暮をこれだけ受けてい
る。便宜を図らずにおれぬじゃないですか。も
らって知らぬ顔するというようなことができま
すか。こんなものを歳暮として受けてよろしいん
ですか。労働省、どう思いますか。

○政府参考人(日比徹君) 今、資料で拝見しま
した件でございますが、私も労働省はその当時
も含めて綱紀粛正の徹底を図っておりましたけ
れども、今御指摘のような点、平成三年当時の
労働省幹部がKSDからお歳暮というものを受
取っていたとしますれば、非常に遺憾なことだ
と思っております。

現在は、御案内のとおり公務員倫理法もござ
いまして、職務に係る倫理の保持を図っておるこ
ろでございますけれども、なお一層綱紀の保持に
努めてまいりたいと考えております。

○橋本敦君 現在はそうですが、当時は受け取
っていたんでしょう。今の伊藤事務次官、このリス
トの中にも伊藤さんの名前が当時総務課長として
出てくる。伊藤事務次官は記者会見で、その当
時、歳暮をアイム・ジャパン、KSDから受け
取っていたという事は、これは否定されていま
せんね。不明であつたというようにおっしゃ
っているというように新聞で見ましたが、間違いな
いんじゃないですか。

○政府参考人(日比徹君) 今般、週刊誌等でリス
トが出た際、私どもの方ではその件につきま
してOBの方も含めましてお尋ねをいたしました。

○橋本敦君 現職もあるでしょう。今の現職の人
もね、OBだけじゃなくて。

○政府参考人(日比徹君) はい。リストに載つて
いた方々につきましてお尋ねをいたしました。
十年近い前のことなので、きちんと記憶してお
るという方はおられませんでしたが、つまり受け

取ったという記憶を必ずしも持っている人はいませんでしたが、先ほど委員が次官の御発言を御指摘いただいたように、私どもの次官も、定かには覚えていない、しかしリストに載っていることとすれば、受け取っていないと言いつけるかという問題については定かでないで、受け取っていたとすれば非常に申しわけない、遺憾なことだということを言っております。ほかの者も同様でございます。

○橋本敦君 受け取っていないとは言いつけるかというように聞いていいでしょう。はっきりしてください。責任持って答えてくださいよ。

○政府参考人(日比徹君) 受け取ったという記憶はないが、受け取っていないと断言することもできないというところは認めております。

○橋本敦君 受け取っているんですよ。たくさんもらっているからわからぬのかもしれないが、リストはあるんだから。

だから、こういうように歳暮攻勢を役所にかけるということもけしからぬが、そういうことで歳暮はたくさんもらい、そして政治家からも豊政連を通じていろんな働きかけがあり、そういうことの中でKSDはまことにずさんなことをやり、KSD関連のアイム・ジャパンという財団法人も人権侵害を法務省の指針に反してまで侵すようなことを関係企業にやらせるといふ、そういうことまで起こって今まで何のチェックもできなかった。これは国政上の重大問題ですよ。この問題で法務省入管局は文書で指導したが、いまだ返事がなし。これからちゃんとやらせると大臣も言いましたけれども、生ぬる過ぎますよ、実際。私はここに今の国政上の乱脈が政官業癒着の中にあるということを厳しく指摘せざるを得ません。

労働省の総務課長当時、Aランクで歳暮をもたらした伊藤庄平事務次官は、十月三十日の記者会見で、このパスポート一括保管という人権侵害として法務省から指導された問題については労働省としても指導を徹底したい、こう述べておられますが、労働省としてはこの人権侵害の問題について今後どのように調査をし、指導を徹底するつもりですか。

○政府参考人(日比徹君) パスポート保管の件、私も把握ができておったことはまず申しわけないと思っております。

今後の問題でございますが、私ども、実態解明といえますか、進行形のものでございますので、いわゆるアイム・ジャパンの方でも是正措置に踏み切っておるやに聞いておりますが、その間の事情をきちんと把握いたしまして、このようなことが起こらないよう必要な指導に十分努めてまいりたいと思っております。具体的にはいろいろやり方があるかと思っております。

○橋本敦君 具体的ないろいろやり方は任せます。だから、きっちと事情を調査し、指導し、その結果について、どういう調査をし、どういう結果であり、どういう指導をしたか、報告をしていただくことを私はお願いしておきますが、いいですね。

○政府参考人(日比徹君) 私ども報告するにやぶさかじゃございませんが、報告の仕方等いろいろあるかと思っておりますので、また御指示いただければと思います。

○橋本敦君 報告していただくことは約束していただきます。

委員長、ちょうど二十六分まであと一分ですが、中川官房長官の問題をやる時間はもうありませんので、きょうはこれで終わります。

刑事局長その他来ていただいて、警察庁恐縮でございます。御退席をお願いいたします。

○福島瑞穂君 先ほど小川敏夫さんの方から、また民法改正の質問がありました。私も民法改正について法務大臣にお聞きをいたします。

先ほど最高裁は婚外子差別について合憲と出したということをおっしゃいました。私はこの裁判の代理人の一人でした。最高裁は、十五名中五名の裁判官は憲法十四条一項に違反しているとの反対意見を述べております。また、合憲意見を述べた裁判官の中でも、四名は、子の権利を重視する

観点から本規定の合理性に疑問ありとする立場を生じているのは理解でき、立法で改正することが至当であるなどの意見を出しており、立法により改正すべきであるとしております。すなわち、一九九五年の最高裁判所の裁判官のうち過半数が現行の婚外子の相続分の規定について違憲ないし立法による改正の必要性を認めております。

また、御存じのとおり、東京高等裁判所は二つのケースについて民法九百条四号ただし書きは憲法に違反するとの違憲決定を二件出しております。そのようなことにかんがみても、婚外子差別撤廃については法務省は前向きに取り組むべきではないでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君) 今、委員御指摘のように、最高裁は一応合憲の判断をしていることは間違いのない事実で、そこに御指摘の少数意見があることも承知しておりますが、このようにいろいろ裁判所においても判断が分かれる、しかも世論も大きく分かれていて、しかも消極的な世論の方が多数である。こういう状況を踏まえて、先ほど来申し上げているように、国民の社会生活上も非常に大きな影響を及ぼす問題でございますから、法務省としてはそういった国民の大方の意向というものを踏まえて対処をしたいと存じておりますが、御案内のように議員立法も提出されている。こととでございますので、舞台は国会の場に移っているのではないかと思います。

そういった意味で、こういったものに対する政党の対応などを法務省としては見守っていくのが今の我々の立場だと承知しております。

○福島瑞穂君 世論調査のことをおっしゃいました。しかし、例えば一九九六年、東京都の生活文化局の世論調査によりますと、選択的夫婦別姓の法制度化については女性の四〇・八％が賛成、また女性では若年層ほど容認派が多い傾向にあり、二十歳代の女性では八割に上っております。

御存じのとおり、夫婦別姓選択制の問題については、性別差もありますが、むしろ世代間格差がありまして、結婚をする可能性が最も高いと思わ

れる二十代、三十代の人たちの間、特に女性の間では非常に高い支持をするという答えが出ております。若い人たちがどういう結婚を望むかということに關して古いアンシャンレージュ世代が立ちだかるといふのはおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君) 委員御指摘のような世代間に認識や考え方に差があることも事実です。世の中にはいろいろな変化もあるわけですから、先ほどから申し上げているように、政府としては審議会の答申の内容をわかりやすくパンフレットなどで国民に広く公開もしておりますし、努力はしておりますが、先ほど申し上げたように、今の段階では国会のあるいはそれに対する政党の対応というものを見守ってまいりたいと思っております。

○福島瑞穂君 法務省の努力をお聞きしたいんですが、現在もパンフレットを配布するなど世論を変えるために努力をしていらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君) 世論を変える努力をする必要がないかということですか。

○福島瑞穂君 はい。

○国務大臣(保岡興治君) その点については、先ほど申し上げたように、議員立法が国会に提出されておりますので、私はやはりその動向を見守るのが正しい対応だと思っております。

○福島瑞穂君 法制審議会が五年間議論をして法務省自身がつくられた、法制審議会の答申を受けていらっしゃるわけですから、今もその努力を続けていただきたいというふうに思っております。

これについては、先日も総理府が出しました「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」、男女共同参画審議会が出したものに民法改正が盛り込まれておりますので、法務省としても取り組んでくださるよう強くお願い申し上げます。

上げます。

次に、千葉県警わいせつ事件についてお聞きいたします。

平成七年十一月二十六日に発生した事件について、当時、警察はどのように事実関係を認識していたのでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) 本件につきまして、平成七年十一月の事案が発覚した時点でございしますが、その直後から、事案の真相を究明するというところで被害女性からの事情聴取あるいは職員の取り調べ等を並行して実施したというふうに承知をいたしております。

この際、被害女性に事実の詳細について語っていただくことができなかったということが一つございします。それから、被害報告、供述調査の作成も拒否をされる、こういうことでありまして、事実関係の全容を把握することができなかったわけでございます。

ただ、留置場におきまして女性被留置者に対して極めて不適切な行為があったということについては認定できる状況でございましたので、それに対してきちっとした懲戒等の処分をもって臨むということとで処理をしたというふうに承知をいたしております。

○福島瑞穂君 平成七年十一月の段階で、加害者とされた男性も事実を認めたんでしょうか。極めて不適切な関係とは、罪名でいいますと何を指すのでしょうか。強制わいせつでしょうか、強姦でしょうか、それとも単にさわったということでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) 当時の時点におきまして、強姦というような事実関係は両者から出ていなかったと思います。

○福島瑞穂君 御存じのとおり、先日、この件について実刑判決が下されました。先週金曜日、元警官に二年六月の実刑判決。強姦があった。代用監獄のもとにおいて強姦があり、特別公務員暴行陵虐罪で実刑判決になりました。その判決の中で、事実認定は、当時その女性も男性も強姦の事

実を認めている、調書もあったということが判決で認定をされております。今と事実認定が違いますが、どうなんでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) 私ども、五年近く前の話でございますから、手持ちの資料でお話をしておるわけでございますけれども、その時点においていわゆる被害女性に関しては先ほど申しましたようなことを言っておられるわけで、それから今回判決が下された元警察官につきましても強姦をしたというところまでの供述がなかったわけでございます。

○福島瑞穂君 そうしますと、刑事裁判の中の事実認定と違ふんですね。それはなぜでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) これはことしの三月だと思えますが、この女性の声というようなテープが報道されて、それに基づきまして、その被害女性から、その当時の事情、それから現在訴追等についてどういう意思を持っておられるかというのを再度確認をする必要があるということ調査を開始したわけでございます。

その調査の過程で、やはり女性からは最終的なお話もございませんし、それから被害調書にも応じられない、告訴の意思というものも表明されない、そういう状況があったわけでございますが、私どもは、この警察職員が極めて不適切な行為をしたという判断のもとにこの警察職員をさらに取り調べをする、そういう過程において今回の判決で認定をされたような事実関係が今回の判決が下された元警察官から出たと。それによりまして、千葉県警察におきましては特別公務員暴行陵虐罪ということで地方検察庁に送致を行った、こういうことでございます。

○福島瑞穂君 特別公務員暴行陵虐罪と千葉県警が認定したのはいつですか。

○政府参考人(石川重明君) これは、ことしの三月二十九日の法務委員会におきまして事実関係の調査について千葉県警察がさらに進めるようにというふうなお話がございますので、私ども警察庁からもその旨千葉県警察に伝えました。そして、五

月二十三日に元巡査長を特別公務員暴行陵虐罪で書類送致をしたということでございますから、これの前の捜査段階、五月二十三日以前の段階だと、ことしになってからと、こういうことでございます。

○福島瑞穂君 刑事判決の中では、当初から二人は強姦であるということを確認していたということに事実認定がされているのですが、なぜ私は千葉県警が当時両者の言い分を聞いたときに強姦というこの事実認定ができなかったか非常に疑問なんです。

もう一回お聞きします。女性はその当時、強姦である主張をしなかったんですか。

○政府参考人(石川重明君) 現在私どもが調査可能な資料では、そういう主張はなされておられません。

○福島瑞穂君 先ほど不適切なおっしゃいましたが、具体的に男性は何をしたと言ったんですか。

○政府参考人(石川重明君) 今お尋ねの件につきましては、平成七年の十一月二十六日の夜に、千葉県の船橋東警察署の留置場で、当時の巡査長でございますが、留置中の女性の体にさわるなどの不適切な行為をしたと、こういうことを本人が言った、こういうことでございます。

○福島瑞穂君 細かくて済みません。それは強制わいせつが立件できるというふうに警察は考えられましたか。

○政府参考人(石川重明君) 当時の状況において強制わいせつということはあり得たと思います。ただ、強制わいせつについては、本人が被害親告も被害届にも応じない、調書化にも応じない、それから告訴の意思もない、そしてこのことについて公にしたいくない、こういう意思を非常に強固に持っておられたというふうに承知をいたしております。

○福島瑞穂君 この警官は諭旨免職になっているのですが、強制わいせつが本人の親告罪で、当時刑事告訴がなかったというふうにおっしゃいます。

たけれども、それは刑事裁判の中で明らかにしていることは違ひますけれども、なぜ警官は諭旨免職なんですか。諭旨免職で退職金が出てくるわけですが、なぜ懲戒免職ではないんですか。

○政府参考人(石川重明君) 現在、私ども、懲戒処分の基準というものを保持しているわけでございしますが、当時の時点におきましてはこの問題を立件するに至らなかった、証拠関係によりまして、という状況下で、どういう懲戒処分をするかというところについて、懲戒免職というところまで至らない諭旨免職ということで対応した、こういうことだろうと思えます。

○福島瑞穂君 当時、代用監獄のもとで警官が女性の体にさわって強制わいせつが成立する余地があったと。それであれば特別公務員暴行陵虐罪が成立すると考えられます。

そうしますと、これは女性側の刑事告訴は必要ないわけですし、男性側も代用監獄のもとで拘禁されている女性にそういう行為をしたことを認めているわけですから、諭旨免職でなく懲戒免職にすべきだと考えますが、いかがですか。

○政府参考人(石川重明君) 今たびたびお答えをいたしておりますように、当時、千葉県警察におきましては、関係者から事情聴取をするなど、この事案の解明に努めたわけでございますが、女性に被害報告の意思がない、事実関係の詳細な供述が得られない、またこの元巡査長についての供述も不明確である、そういったような状況から事件化ができないという判断をその時点において証拠との関係でしたのではないかとこのように思っています。

それから、懲戒免職とはせず諭旨免職処分にしたということについては、当時の時点で諭旨免職処分というのは懲戒免職処分に次ぐ重い処分という位置づけを行っていたのではないかと、こういうふうにお聞きいたします。

○福島瑞穂君 全く納得がいかないんです。先ほど体にさわったというふうにおっしゃった

ので、強制わいせつですかと言ったらそうだとおっしゃいました。ですから、特別公務員暴行陵虐罪が成立しているわけですから、事実関係は明らかです。

それから、もう一つ申し上げます。

刑事裁判の判決の中で実刑判決がちゃんと出たわけですから、その中で、両方が当初から強姦を認めていたということも判決の中で裁判所で認定をされました。当時の警察はそこまで捜査できる能力がなかったんですか。身内だから捜査が甘くなっただけですか。

○政府参考人(石川重明君) これは捜査によって立件するときにとこまでの証拠をきっちり固めるかという捜査上の問題だろうと思います。

それから、当時、身内かばいのためにこの問題について何らかの心が加えられたのではないかと、そういうような観点からの御質問だと思いますが、それにつきましては、この事案の発生につきましては警察庁も報告を受けておりまして、そのときに、この問題については厳正に処理をするようにということとで千葉県警察に指示をしている、こういう経過がございます。

○福島瑞穂君 厳正に処分せよと警察庁から指示が出ているにもかかわらず、なぜ退職金を払って論旨免職なんですか。それから、なぜ裁判の中で明らかにしたようなことを当時明らかにできなかったんですか。やっぱり隠べいをしたと言えないというふうに思っております。

それから、当時、宮内博文船橋東署刑事課長は、千葉刑務所へ移監された彼女のもとに日参し、この人の刑事責任は問わない、事件は口外しない旨の誓約書を書くよう迫ったとありますが、これは事実でしょうか。

○政府参考人(石川重明君) この件について、その後の調査、現在判明している事項について申し上げるわけですが、まず報道において何か念書があるのではないかと、そういったことが言われておるわけですが、この留置場の女性に対する不適切な行為を認知した平成七年当

時、県警において事件化のために被害届の提出について説得を行いました。しかし、先ほど申しましたような経緯でございました。

そういう状況で事件化ができないということの判断になりましたので、本人の意思を確認するために処罰を望まない旨の申書を書いてもらったというようないふことはございません。ただ、この上申書なるものは女性から強制的に徴取したものでない、女性が自由な意思に基づき書いたものであるというふうな千葉県警察から報告を受けているところでございます。

それ以外に、念書あるいは誓約書と言われるような内容の書類はないという報告を受けているところでございます。

○福島瑞穂君 非常に変だと思ふんです。普通は被害に遭った人間が被害を訴えて加害者が否定するのにおっしゃることですと、加害者は事実関係、特別公務員暴行陵虐を認めながら、女性側が言わないと。で、訴えないという書面にサインをしてもらったということ、やっぱりこれは隠ぺいではないかというふうに思ふんです。

遠藤豊孝本部長、それから福島警務部長、二人がかかわっていたんじゃないかと言われておりますが、その後、遠藤豊孝氏は警察大学の校長になって、その後六千万円の退職金を受け取っております。

先日、神奈川県警の覚せい剤のもみ消しが出たときに、本部長は警察大学の校長にその後になっておりますが、これはこの件が明らかになって退職金を返還しております。

それほど厳しくもみ消しや隠ぺいやきちんと捜査をしなかったことについて責任をとっているのになぜ千葉県警の場合はこういう状況になっているのでしょうか。あるいは、先日実刑判決が出たことによって当時の捜査に対する反省というのはあるのでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) 本件についての捜査の経緯につきましては先ほど来御答弁申し上げたのとおりですが、事案の発生当時、千葉県警

察において捜査をした、その結果、事件として立件できなかったものでありまして、そのこと自体が何らかの刑罰法令に触れるといったようなものではないかというふうに思っております。

それから、当時もみ消しみたいな話をきくとどこかで行われたようなことがあるのか、こういうようなことではないかと思ふんですが、そういうような事実は承知をいたしております。

○福島瑞穂君 ことしに入ってから、千葉県警はもう終わったことなのだから立件をしないというふうな言っております。この問題をもう一回洗い直すということは、ことしに入っても千葉県警自身が自発的にできたいと思ふんですが、それはなぜなされなかったのでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) 警察庁から法務委員会の御議論を踏まえて指示をしたということは事実でございます。

その後、千葉県警察としては、所要の体制をもつてきちんとして捜査を遂げた、そして送致に至った、こういうことだろうと思っております。

○福島瑞穂君 この千葉の特別公務員暴行陵虐事件で、代用監獄下において拘禁されている女性が決が出ています。ほかにも調べたところ、実際に事件になっているケース、代用監獄のもとで強姦をされているケースはあります。警察はひどい状況なわけですね、拘禁されている女性について、監禁されている状況のもとで警官が入って強姦をするわけですか。

こういう事件が起きていることで代用監獄制度そのものについても批判が当然出るべきだと思ふんですが、どうお考えでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) 看守の勤務員がこのように女性の被疑者に対して違法行為を行うというようないふことは絶対にあってはならないということであることは確かでございます。そして、この件につきましても大変遺憾に思っております。

今回の事案を見ておきますと、これはいろんな

状況下の中で、行為者本人のモラルとか資質といたるところがむしろ大きかったのではないかと、いわゆる代用監獄制度の必要性の議論とこれが直ちに直接結びつくようなものではないというふうな考えております。

ただ、警察庁といたしましては、こうした事案については真摯に受けとめて、反省すべき点は反省をして、第一線に対する再発防止のための指導を今後も行ってまいりたい、こういうふうな考えております。

○福島瑞穂君 権力的関係における性暴力というのはひどいものですけれども、意識の問題、それから代用監獄制度の問題、それから事件が発生した後の警察の取り組みの問題、これはこういう形で新たに提起されない限り全く人目に触れることはなかったわけですから、そういう意味でも警察に本来自浄作用があるのかどうか、警察法改正案が国会に出ておりますけれども、それが問われると。これはメディアが取り上げたことによって問題が明るみに出て判決になったわけですから、メディアが取り上げなければ一切私たちは知ることすらできなかったわけですね。警察の自浄作用が本当にあるのかという点について厳しくこれからの質問していきたいと思ふんです、ぜひ警察の中での意識の改革あるいは制度の改善をよろしくお願い申し上げます。

次に、証拠開示の問題についてお聞きをいたします。

司法制度改革の中でも証拠開示は議論になっておりますが、特に再審請求中の証拠開示のルールについてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君) 公判に提出していない記録の開示につきましては、検察当局において個々の事案ごとに関係者のプライバシーの保護あるいは将来の捜査における協力の確保などの観点から個別に判断すべき事柄でございますので、法務大臣として答弁すべき性格のものではないと考えています。

なお、いわゆる狭山事件における証拠の開示に

つきましても、検察当局においてたゞいま申し上げた観点を踏まえて適正に対処しているものと承知しております。

○福島瑞穂君 捜査の段階と公判の段階と再審請求中における証拠開示は共通のルールもあると思います。ただ一方で、再審請求中ですと動的に動いているわけでもありませんし、ある程度捜査に影響を与えるということもないわけですね。

そういう意味では、保岡法務大臣御自身で再審請求中の証拠開示についてどうお考えでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君) 今、委員もお認めになったとおり、私が先ほど示した関係者のプライバシーの保護の問題とか、将来捜査に協力していただくのに、それに支障にならないかというような観点、これはやっぱり再審請求の記録でも私はないとは言えないと思うんです。

したがって、それは再審請求の事案であることも加味して、個々の事案ごとに先ほど申し上げた二つの観点を照らして適切かどうかというものを個別に判断するものだと思います。

○福島瑞穂君 どうもありがとうございます。

かなり時間がたつていけば、関係者が亡くなっていることもあるでしょうし、あるいはプライバシーと関係ない部分での証拠の開示は大いになされていいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君) 先ほどと答えは同じになるわけですが、再審の事件であるという事柄の持つ意味や具体的なその事件のどういう証拠を開示するかということも含めて、個別的な適切な判断にまづべきだと思います。

○福島瑞穂君 女子差別撤廃条約選択議定書の個人通報制度についてお聞きをいたします。

女子差別撤廃条約の違反を個人が国際機関に通報できる個人通報制度の制度的侵害を国際機関が調査できる調査制度を定めた選択議定書が十二月二十二日に発効されますが、日本政府においてはどのような検討状況にあり、いつごろ批准される予定でしょうか。

○政務次官(上田勇君) 女子差別撤廃条約選択議定書に規定されております個人通報制度、今、委員の方から御指摘がありましたけれども、につきましては、条約の実施の効果的担保を図るとの趣旨から、注目すべき制度であるというふうに考えてはおります。他方、我が国の司法権の独立も含め、司法制度との関連で問題が生ずるおそれがあるという点も考えられるところでございます。

この問題につきましては、男女共同参画審議会の答申の趣旨や、また委員の御指摘も踏まえまして、また本選択議定書発効後の制度の運用状況等も見つつ真摯に検討を進めていきたいというふうに考えております。

○福島瑞穂君 前向きの御答弁、大変ありがとうございます。

ところで、司法権の独立を批准しない理由に挙げているのは日本だけです。司法権の独立を持ち出すのは国際人権のスタンダードからずれているのではないのでしょうか。

それから、法務大臣、法務省にぜひお願いを申し上げます。

ことしの六月にニューヨークでありました国連女性二〇〇〇年会議の日本政府代表団のメンバーに、外務省はもとより、厚生、労働、農水省などは入っているものの、法務省はだれも派遣をしておりません。国連の選択議定書の会議にも一度も出席されていないと聞いております。ぜひ法務省が積極的に選択議定書や女性会議に出席をされ、選択議定書の検討においても、国内の女性団体、人権団体とも積極的に意見交換されることを強く望みたいと思います。

保岡法務大臣、どうか御決意をお聞かせください。

○国務大臣(保岡興治君) お尋ねの国際会議に日本国政府としていかなる構成で代表団を派遣するかについては、その時々個別の事情に応じて政府内で調整が図られておりまして、私からちょっとお答えしかねるところがあるわけでございます。

なお、一般論として申し上げれば、対外的な関係における日本国政府としての見解をまとめる過程で、法務省としてもその都度必要な意見は述べておるところでございます。

○福島瑞穂君 日本が最後に批准することにならぬように、ぜひ選択議定書の批准をよろしく願います。

終わります。

○平野貞夫君 先日、保岡法務大臣から当委員会にあいさつという、あいさつにしては結構中身のある所信的あいさつといえましょうか。受けまして、資料も熟読玩味させていただきました。保岡法務大臣らしい内容のあるあいさつであったと私も評価をしております。

当面の法務行政、法務問題について述べておられるわけですが、私、若干寂しい思いをいたしましたのは、組織犯罪の問題とかオウムの問題、法秩序のあり方について触れられておりますが、今何といつても国民的に関心の高いのは多発している政治家関係のいろいろな事件でございます。中尾元建設大臣の事件以来さまざまな政治家絡みの事件が発覚しているいろいろな展開をしておるんですが、そういったことについて御所見があったら本当にもう言うことがなかったというふうな気持ちを持っておるんですが、それがいい。なかなかあいさつとして言えない事情はわかりますが。

そこで、一連のそういう多発する政治家のいろいろな事件に対して今どのような御感想、御所見をお持ちなのか、お聞かせいただけませんか。

○国務大臣(保岡興治君) 委員ももう十分御承知のとおりで、日ごろの御活動の中で強くそれを感じておりますから共感を覚えておりますが、今は非常に大きな時代の転換期でございます。したがって、政治がリードして、未来の日本のあり方あるいはそれを支える戦略的な、体系的な政策群というものを用意しなきゃならない。それは官僚に任せられない部分で、本当に国民と一緒に、そういう意味での政治のリーダーシップが強く求められる。そのために、政治改革、行政改革、

さらにはその延長線上として司法改革の完結ということを求めてやっている、努力しているわけでございます。そういう中において、信なくば立たずと言いますが、やはり国民の支持を得て、そういった国民のエネルギーや国を思う気持ちを受けて政治をやっていく上で政治家にいろいろな不祥事が重なっていることは極めて遺憾で大きな問題だと思います。

したがって、私としても、おっしゃるようなあいさつの中でそういうことに言及すべきではなかったかという御指摘だと思いますが、既に個々の事件として具体的な問題になっておったり世間の耳目を集めたりしております案件については、法務大臣としては、かねてから申し上げているとおり言及することは差し控えております。ただ、一般的には、検察にあって、もう御承知のとおり不偏不党の立場で厳正にそういった御指摘のような種類の問題についても対処してまいっておりますし、そのことを私としては信頼している立場でございますので、あいさつの中で特段触れなかったことを御理解賜りたいと思います。

○平野貞夫君 さまざまな凶悪な事件が発生しておるんですが、しかし何といつても法をつくりあるいは法を執行する立場の政治家が不正なことをやっていたら、これは世の中治まるはずはございません。ただ、非常にデリケートな問題も多うございまして、法務大臣がやれとかやるなとか言ううと、これはまた指揮権の問題にかかわります。そういうことを私は申すつもりはございません。また、与党の方には大変耳の痛い、耳ざわりな話になりますが、政権末期にはさまざまこういう問題が起こって、検察当局にもさまざまな形での圧力がかかると思います。

そこで、ぜひ法務大臣には、やはり法と証拠に基づいて公正、厳正に対応していただきたいということをお願いしておきます。これは答弁は結構でございます。

そこで、若干個別の問題について触れたいと思います。もちろん具体的な問題については答弁し

にくい問題もあると思いますので無理なことは言いませんが、構わない範囲でひとつ現状を説明していただきたいと思っています。

といえますのは、新聞、テレビを初め雑誌を含めて物すごい報道があふれています。国民もそれに大きな影響を受けておりますし、またこれだけの報道があるのに国会の法務行政、検察行政を担当する法務委員会でも何も説明されないということも、これもまた我々の立場からいってよくないことだと思っておりますので、可能な範囲でひとつ御説明をいただきたいと思っております。

刑事局長さんにもまずお聞きしますが、先般、東京地検が逮捕しました金融ブローカーの不正融資事件、この捜査の現状を御説明いただけませんか。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいまお尋ねの件につきましては、本年の十月十七日、十九日及び三十一日に、いわゆる金融ブローカーと呼ばれている者計十九名をいづれも出資法違反、内容は金銭貸借の媒介手数料の制限違反ということでございますが、その事実で逮捕し、現在捜査中でございます。

○平野貞夫君 けさあたりのテレビですと相当具体的な報道がなされております。都議会とかあるいは元衆議院議員などという具体的な報道もなされております。そういう方たちへの事情聴取も始まったというような報道がなされておるんですが、もうちょっと具体的に、例えば年内に捜査は終了するとか終了する目標をやっているとか、あるいはこの問題に対する見通しは相当時間がかかるのか、何かそういう時期的な問題でも結構ですから、もうちょっと詳しく説明してくれませんか。

○政府参考人(古田佑紀君) 何分にも現に捜査中の事件のごときでございますので、ただいま委員からお話のありましたような時期等の見通しなども含めてお答え申し上げます。捜査内容あるいは捜査活動にもかなり触れるところも出てまいりますので、御容赦いただきたいわけでございます。

す。

しかし、一般論として申し上げれば、検察といしましては、当該事件の真相を解明するために必要な捜査を尽くし、その過程で刑事事件として取り上げるべきものがあれば、当然これは法と証拠に照らして適切、厳正に対処するということになるわけでございます。

○平野貞夫君 わかりました。

報道によりますれば、与野党にわたっているようでございますし、非常に問題もデリケートなようでございますので、ぜひひとつ公正な捜査、そういうものを要望しておきます。

そして、これは実は自自連立を平成十年にやっただけに自由党側から出しました信用保証枠をふやすという私たちの党の政策提言がもとになっている政策でございます。要するに、最終的には国民の税金によって処理される問題でございます。この税金のいわば横食いのような、不正な食いつぶしのようないことが行われるということは、私たち政策提言をした立場からいえばまことに遺憾なことでございますので、ひとつ厳正な捜査、厳正な処分が行われるように要望しておきます。これは答弁は要りません。

続きまして、本委員会が既に問題になっておりますKSDの問題に関してちょっと聞いてみたいと思っておりますが、これも盛んに報道が行われております。

十月六日の各紙の夕刊によりますと、同日午前、KSD本部など関係箇所を背任容疑で東京地検特捜部が強制捜査に着手、家宅捜索した云々という、こういう報道が全紙で報道されておりますが、現時点でこの事件の捜査状況を説明していただきたいと思っております。

○政府参考人(古田佑紀君) まことに恐縮でございます。いますけれども、お尋ねの事件につきましてどのような状況になっているかということとは、これは捜査機関の活動の内容に絡むことでございます。御説明するのは差し控えていただきたいと存じます。

○平野貞夫君 そうすると、捜査をしていないというところなんですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 具体的な個別の案件については、御存じのとおり捜査というのはいろいろな流動的な過程を経て行うものでございまして、ある一定段階まで捜査をしているか捜査をしていないかということも含めて、これを申し上げることにいろいろな問題が出てくるということでございます。

したがって、そういうことで捜査機関の活動にわたることについては原則としては答弁を差し控えていただきたい、こういうことでございします。

○平野貞夫君 私は日ごろ刑事局長を尊敬していただきますので、余りここで変なことを言いたくないんですが、きょうの党首討論で森総理は捜査が行われていると答弁してあります、森総理はそれから、十月六日その日には吉川労働大臣は閣議後の記者会見で強制捜査が行われたとコメントしているんですよ。それから、労働省の事務次官も同じことを言っています。それから、問題になってる大物国会議員の事務所は、十月二十六日の読売新聞によりますと、「現在、KSDが(東京地検特捜部の)調べを受けており、コメントは差し控えた」と。それから、KSD自身の広報部も、十月二十九日の産経新聞によりますと、「東京地検に資料が押収されているため確認できない」というコメントを出しているんですよ。

捜査しているのかしてないかということも答弁できないというのは、何かあなたに圧力がかかっているんじゃないかと思つて、私、心配をするんですが、いかがでございますか。

○政府参考人(古田佑紀君) 新聞報道なり、あるいはいろいろな事件の関係者の方がそれぞれどのようなことを発言されるかということにつきましては、私ももととしてそれについて申し上げるべき立場でもございせんが、私が申し上げましたのは、捜査当局の立場としては私が先ほど申し上げ

たようなことでございしますということを御理解いただきたいということですが。

○平野貞夫君 刑事局長の立場は理解しますが、ではこの委員会では何がどうなっているかということとはわからぬわけですので、私は新聞のスクラップから若干報道を中心に例を私の発言時間の中で申し上げたいんです。

その報道は、関係者の話によるということから始まって、結構詳しい資料に基づく内容のことを言っているわけなんです。ですから、関係者と申したらやっぱりこれは検察関係だと思ふんですよ。これは勝手に言っていることですから気にしないでください。

そこで、例えば十月六日の産経新聞の夕刊によりますと、「KSD本部など捜索」という五段抜きの大きな見出しが出て、「労働省所管の財団法人「ケーエスデー」中小企業経営者福祉事業団」の古閑忠男理事長が、親族が経営する関連企業に数億円を不正に融資していた疑いが強まり、東京地検特捜部は六日午前、背任容疑で強制捜査に着手、同本部など関係箇所を家宅捜索した。特捜部では、すでに、古閑理事長ら役員数人から任意で事情聴取している」と。こんな話はよその人から出る話じゃございませんね。

それから、代表的な話としまして、やはり同じ十月六日の毎日新聞の夕刊によりますと、これは固有名詞を出すのは非常にまずいんですけども、既にもう国会に出されておりますので、「村上議員選挙に協力」というので五段抜きの記事がございします。「中小・零細企業の味方」を呼び続けたKSD。その不明朗な経理に六日、メスが入った。KSDは政治団体を通じて幅広く献金を行って政界に浸透。特に自民党の村上正邦・参院議員会長の選挙では、比例代表名簿登載順位を上げるための党員集めに協力してきた」ということで、全部読みませんが、そういう記事が掲載されております。

それから、KSDと取引のあった当事者のコメントも、例えば十月九日の朝日新聞朝刊にはこう

いう記載で載っております。「KSDと取引のあった男性は「昨秋の同党総裁選の前に、豊政連」、これは豊明会何とか政治連盟ということのようですが、「関係者から「党員になってくれ。党費は持つ」と頼まれた。自分と妻、息子の名前で入党申込書を書いた」と証言。その後、総裁選の投票用紙が送付され、党費を払っていないのに、党の機関誌が送られてきたという。」「こういう事実関係の話も載っております。

そこで、だんだんと日にちがたつにつれて詳細な記事になって、十月二十八日、「自民党費数億円肩代わり」という、これは読売の朝刊の記事ですが、そこで、九年間、昨年末九万人の党員、党費の肩がわりが行われている。「参院選の際には、幹部が、KSDの幹部ですね、「村上議員に当選してもらい、KSDを支えてもらいたい。一生懸命に票集めをしてほしい」と号令をかけ、会員らが推薦名簿の署名集めに奔走したこともあった」という記事。そして、これはさきさき金銭的なことも書いてありますが、余りそれは申しません。

そして、KSDの機関誌それ自身、これは平成十年の六月号、二十七年の豊政連新報、これはKSDそのものじゃないですけども、豊明会政治連盟の機関誌でございますが、ここにこういう記事が載っております。「豊政連では本年七月に行われる参院選挙にあたり、平成十年ですね、「比例区では村上正邦参議院自民党幹事長を応援しています。村上先生は「中小企業経営問題議員連盟会長」「国際技能工芸大学設立推進議員連盟会長」として、私も中小企業の声を国政の場で代弁して頂いています。現在の貸し渋りなどに對しても、衆参両院に「中小企業対策委員会」の設置を提案し、この問題解決にあたらうと努力していらっしゃいます。そして、速報という形で、「村上先生の「努力により、四月三十日参議院において「経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会」の設置が決定しました」と、こういう記事がこの会報に載っております。

そこで、事実関係というのは捜査当局が調べることでございますが、KSDの事件の問題点を整理しますと、きのうは土井社民党党首は詐欺だと言った絶叫していましたが、そこまでは私は申しません。

一つは、KSDと関連団体関係者がある参議院議員と密接な関係があったと。国政の場にKSDの立場、例えば中小企業特別委員会を設置するか、あるいはものづくり大学を設置できるようにするとか、先ほど橋本先生から話がありました外国人の問題もそうだと思いますが、そういう政策的な要求に中小企業の声を代弁する関係であったと思います。KSDと今有名になっている参議院の先生は、それが一番。

それから二番が、KSD豊明会、これは会員の福利等のための任意団体で、ここにKSDから年間約三十億が補助されていたというものなんです。その豊明会から豊政連、豊明会中小企業政治連盟に年間約十億円の政治資金が寄附されていた。これがトンネルと言われている部分でございますが、このお金で党費の肩がわりが行われていたんじゃないかと推測されておるわけです。

三番目に、この豊政連は村上議員の選挙対策のためにKSDの会員らに自民党員になるよう要請、名義借りの方法で党員を集めて、これが一九九七年には七万四千人、一九九八年、平成十年の選挙のときには九万人の党費の肩がわりが行われたと。それは先ほど申し上げましたように、豊明会がKSDから受けた補助金で肩がわりされているんじゃないか、こういうことが報道を整理すると言えると思います。

これをまとめて言いますと、KSDと関係者は、密接な関係にある村上議員のために、参議院選挙、すなわち比例代表名簿登載順位を上げるために自民党の党員を集め、党費をKSDで集めた中小企業者の貴重な共済金をもとにして負担していた、こういうのが結論じゃないかと思えます。そこで、刑事局長、こういう新聞報道に基づく私の整理についてあなたにコメントを聞こうとは

思いませんが、これは失礼に当たりますから。個別の問題でございますから申しませんが、これをよく抽象的一般化して、刑法の運用解釈としてお尋ねしたいと思えます。

私は法学部に行きましたけれども、刑法の時間は一時間しか出ていませんで、刑法は暗うございしますが、私はこの関係は刑法百九十七条の二の第三者供贖罪に当たるとは思いません。

法律に疎うございしますので、ひとつ勉強してみたいと思いますが、Aという人、これが公務員とします。それで、Bという人、これはAと関係が非常に密接な、請託関係をいつでも受け合えるような関係の人。それから、Cという団体があったとします。A、B、Cとこう置きます。

そこで、第一問は、Aという公務員はBの請託を受けて実行しました。これは抽象的に言うわけですから、何も問題になっていない人がそうしたというわけじゃないですね。そして、Bは公務員AのためにCという団体に寄附をしたとします。その請託の実行のお礼といえますか感謝して。こういうケースが一般論としてあった場合に、これは第三者供贖罪という刑法の適用要件に入りませんか、どうですか。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいまのお尋ねにお答えする前に一言申し上げておきたいんですが、私も新聞用語というのには必ずしも詳しくは承知しておりませんが、御指摘のようなときに関係者という言葉を言うのは、捜査当局を含まないような場合に普通使っているように私としては理解しております。

さて、ところで今のお尋ねでございますが、これはあくまで一般論ということでお尋ねでございます。刑法の第三者供贖罪は、御案内のとおり、公務員または仲裁人がまずその職務に関して何らかの請託を受けて、そのことに関連して第三者にいろいろを贈らせるといことが構成要件になっているわけです。したがって、今お尋ねのような関係

の場合がこの要件にそれぞれ当たるとは思いません。ケースでありましたら、これは第三者供贖罪ということになるわけでございます。

○平野貞夫君 大変うんちくのある御答弁をいただいておりますが、証拠とか要件とかそういうものが論理的に並ぶならば第三者供贖の可能性、適用もあり得るといふふうに理解します。

その次は、もう一つは、Bという人がAという公務員のためにCという団体の、これはAとCの関係は非常に依存関係で、Aという公務員はそのCという団体の中で地位を上げたいというふうなCといふのがあっていて、そういう関係を想定しますが、C団体の会費を世話してその会費を負担したというふうな場合にも、証拠とかそういう要件が整うならばこの第三者供贖罪というものは適用されますか、どうですか。

○政府参考人(古田佑紀君) なかなか言ってみれば純粋学問的といえますが、論理的といえますか、そういうふうなお尋ねであるのかとは思われるわけですが、一般論として申し上げます。先ほど申し上げたような、要するに職務に関して請託を受けていろいろをその第三者に供与させた。したがって、職務に関していいますと、か、いろいろに当たるといふ場合に当たるといふか、というふうな問題というのが当然あるわけでございます。それが実際の証拠関係からそういうものに該当するということになれば、それは当然第三者供贖になるということだと思います。

○平野貞夫君 そのままで言っていただけでは私も大分理解しましたが、抽象論はこれまでにしまして、ちょっとまたその具体論に戻りたいと思えます。

例えば平成十年四月三十日、連休中でした。突然、中小企業特別委員会をつくる当時のこの当該の人が言い出して不思議に思いました、当時の議長さんもういらっしゃいますけれども、それで、中小企業信用保険法改正案を、拡大するやつをやるわけですね。そして、その年に、これは一種の請託だと私は思うんですが、だって豊政連の機関

誌にそのお札を書いているわけですから、それからたくさん党費の立てかえをやってもらったということが事実ならば、これは僕は普通の犯罪じゃないと思うんですよ。非常に刑法上の厳しい犯罪になると思います。それから、このときに衆議院は、やはり連休が終わって五月十一日ごろ、特別委員会ではかのもとの一緒にやろうとするんですが、特別委員会の設置をめぐって大目にもめて、何と特別委員会の設置を記名投票でやっているんですよ。そのぐらい不自然な中小企業対策をやっておるんです。

ですから、私はここで言いたいのは、このKSDの問題というのは国会自身が使われているんです、政治家の犯罪に。この認識を私はこの問題に持つ必要があると思うんです。

それで、私、刑事局長に言うわけじゃございませんが、従来の例からいいますと、余り法的責任を問わないときに新聞にどんなニュースが出るんですよ、私のような素人から考えますと。そんなことはないと思いますが、こっちの方もきちんとした国民の納得のいく法的責任、そういうものをぜひ、法務大臣にやれとかやるなどかいうことを言っているわけじゃないですよ、法と証拠に基づいて国民が納得いく裁きを、裁きといえますが責任を追及していただきたいということをお願いして、終わります。

○中村敦夫君 判検交流に関して、特に訟務検事に関する質問をしたいと思います。

九月八日に熊本地裁である判決がありたわけですが、熊本県相良村というところで計画されており、川辺川ダムの水を利用する国営川辺川土地改良事業というものをめぐって、対象農家らが実質的な事業中止、これを求めた川辺川水利訴訟というものに対する判決なんです。

この裁判を通じて、土地改良事業計画の同意取得の際のいろいろな不祥事が判明したんです。極端なのは、数十名のもう既に死んだ人の署名があったということが出てまいりましたし、また署名を求める際に虚偽の説明をしたということ

も明らかにできています。非常にずさんな署名の扱い方をこの担当の役人さんたちがやって回った。その結果これが成立してしまったというところに対する農民たちの異議申し立てでありまして、四千八百人の農民のうちの半分以上がこの訴訟に参加している。大方が反対している。ですから、このような形で事業計画が開始されたということは、出発点から間違っているんじゃないかということが大きな問題になっているわけじゃないですか。

結果的に、これは被告農水相の主張をほぼ全面的に認めた国側の勝利、原告側の敗訴になったわけですね。しかし、これに関しては、幾ら何でもそんな判決が出るわけがなからうというのが大方の人々の感想でした。裁判ですから、判決というのは賛成者も反対者も出ますし、微妙なものだとは思いますが、これは余りにも極端過ぎる。このことに関して、私はその判決直後に農水省構造改善局の局長に面会を求めましたけれども、結局、日本は契約社会なんだから一たび成立したものは後戻りできないというような乱暴な答えが出てきたわけですね。

しかし、契約というのは正当な手続と正当な説明に基づいて初めて成立するわけであって、そうでない、うそ八百、死人まで署名しているというような名簿をもとに成立させたのであれば、これはもう詐欺の次元になっているわけですね。こういう状況があるにもかかわらず、要するに国側が勝ってしまったという事実があるんですね。

単にこれは素人考えでおかしいと思っているのではなく、大方の専門家も余りにもこれはひど過ぎるんじゃないかと。

十月二日付の熊本日日新聞では、熊本大学の中川教授がこういうことを言っております。大きくこの判決の不当性ということ三つ挙げております。一つは、原告適格について範囲を最も狭く解釈し、受益農家全般に適格を認めなかったこと、これは異常だと。それから第二には、事業計画の必要性について行政の幅広い裁量権を認めて、厳

密な審査を棚上げしていると。三つ目は、同意手続の違法性について行政庁に寛容な解釈をしたという三つの点を挙げておりますけれども、結局なぜこういう判決がおりたのか、極端な形で問題が出てしまったのかということになりますと、訟務検事の問題というのがどうしても浮かび上がってくる。

この川辺川水利訴訟のケースでは、政府側の担当訟務検事には訟務局局付の畠山稔という人がなっていますね。この畠山さんは一九八四年に横浜地裁の判事補に任命されて以来ずっと裁判官だったわけですね。それで、現在は法務省の訟務局に出勤中であると。

こういう状況から見ると、要するに裁判官がいて、それで被告も裁判官がやっている。被告の代表という形になりますね。こういう構造の中では、もう初めから政府側の勝訴ありきというような形になるのは当然なんです。ですから、全く日本の住民訴訟の公平性というものはこれでは守られない。私は普通のケースのことを申し上げているんじゃない。このケースは特に目立つんですね。

こういう点に関して訟務局長はどういうふうに考えているか、お答えいただきたいんです。

○政府参考人(山崎潮君) お答え申し上げます。ただいま委員御指摘のように、この訴訟に裁判官出身者が国の代理人となっているということは事実でございます。

結論的に申し上げたいと思いますが、確かに今御指摘の点、裁判の公正の問題、公平の問題、御指摘がございましたけれども、その点では問題がないというふうに考えております。

以下、その理由を申し上げます。

訟務の仕事というのは各省庁からいわば独立あるいは中立的な立場に立って仕事をしていますのでございます。法的紛争に関しまして論点を整理し、それから国の統一的主張をいたし、最終的には適正な判例の形成に寄与する、こういう仕

事をしていくわけでございます。また、各省庁が抱えております法律問題につきまして適切な意見を述べるということによって、法律による行政の確保に寄与して努めているところでございます。

それからまた、もともと法曹というものは、裁判官、検察官、弁護士、いずれの立場におかれましても互いに客観的、中立的な立場に立ちましてそれぞれの職務を全うしている、こういうふうな私どもは承知しているところでございます。

こういう中で、訟務検事も国の代理人といたしましてこのような立場で訴訟遂行に当たっております。裁判官出身であることが裁判の公正を害したりあるいは裁判所の中立公正な立場を揺るがすことはないというふうに考えておるところでございます。

○中村敦夫君 要するに、建前ではなくて、結果的にもうそういう形が出てきていると。ですから、裁判官個人の資質の問題とかではなくて、やはりこれは構造的な問題なんじゃないかと。このケースに限らず、訟務検事というのは九九年十月現在で五十四人もいますね。これだけ多くの裁判官が出勤している。

そして、行政訴訟における住民側の勝訴率というのは一%以下という、これはもうとんでもない異常な状態がずっと続いているんですね。住民訴訟というのはおもしろいところがある、性質のものじゃないですよ。本当に住民が国を相手に闘うという、大変な覚悟をしてやるケースが多いわけですから、やはり住民側に理があるというケースの方が多くありますけれども、こういうふうな結果がずっと出ています。

これでは国民の司法制度に対する信頼というのはもうどんどん揺らいでしまっていて、裁判そのものに対する、それを使いたいという思いすらなくなってしまうという危機があると思うんですね。ですから、私はこれは構造的な問題だと。その点に関しては前にも何度も質問しております。元法務大臣だった中村正三郎さんが、そのとき

私の判検交流についての質問に対しても、中村さんは確かにある面から見るとおかしいということをはっきり言われているんですね。ですから、この件に関して保岡法務大臣はどういうふうに見えるでしょうか。判検交流という構造的な問題がいろいろなゆがみを生じているということについてお答えいただきたいんですが。

○国務大臣(保岡興治君) 中村元法務大臣がどういう観点からそういうことを述べられたか私はよくわかりませんが、私としては、我が国の司法制度というものは、先ほど山崎局長から申し上げたとおり、法曹は、裁判官、検察官、弁護士といずれの立場においても、その立場に応じて職責を全うすることができるといふ理念に立脚しているものと思います。

法務省としては、国に対して提起された複雑困難な訴訟、これを法律による行政の理念のもとに適正に解決するためには、民事裁判の実務の経験を積んだ法曹の能力を活用することが必要であると認識しておりますし、なお訟務検事としてのこのような経験が行政に関する知識を磨いて法曹としての素養を深めることはあっても、裁判所に戻られて裁判官として執務をされるに当たって、裁判官としての中立公正な立場を揺るがすこととはない、これが私の少ない経験からいっても裁判官がその職務を全うするために心がけている点だと承知しております。

○中村敦夫君 ないと言われても、あるんですね、実際。結果としてある。このことの方が重要なのであって、建前を幾ら言われても実態はちっとも進歩しないということがあるんですね。

法曹一元にするかどうかという問題はさておいて、今法曹三元だということになっていますが、事実上は法曹二元になっているという不思議な形が現実であるということを描きたいと思っています。

次の質問に移りますが、中川前官房長官のスキヤンダルに関する質問をしたいと思っています。中川前官房長官というのは、役務の能力不足あ

るいは倫理的な欠陥ということについて世論の非難を受けて辞任に至ったわけですね。特に女性との不倫疑惑というものに関する批判がクローズアップされたようですが、この点是非難されても仕方がないと思うのですが、この問題をまた別の角度から見ると、中川さんがある種の被害者であるという視点が出てくるんですね。つまり、中川さんと関係のあった女性との会話がテープに入っていたり、奥さんの留守に自宅の二階の寝室で写真撮るという、こういう異常な物的なものが出てきたわけですね。これは要するに普通の愛人関係とか不倫関係の中でできるような仕事ではないというふうには私には考えておるんですね。これはもう確実にあるグループが何らかの意図を持って仕掛けた、その中に中川前長官がはめられていたということ、これはだれも否定できないというふうに物事の成り行きから考えられます。

そうしますと、結局その特定のグループというのは、中川前長官を何らかの形で、あるいは取引するというこの材料をつくっていたに違いないし、この女性はそのために使われていたということとは明確であると思うんですね。このスキヤンダルが外へ出てきたのは、やはりその要求に中川前長官がこたえられなかったということの報復というふうには考えられると思うんですね。でも、法務大臣としてはどういふふうにご不便な事件を考えられているか、御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(保岡興治君) 中川前官房長官をめぐる今いろいろ言われた事柄につきましては、私としては事実関係を正確に把握する立場にございませんで、お尋ねの点については答えを差し控えるのが適当だと思っております。

○中村敦夫君 それでは、警察庁及び法務省にお聞きしたいんですが、一連のこのストーリー、私が説明しましたが、明らかにある種の恐喝事件であるというふうには推定できるんですねけれども、この視点から捜査なり調査というものを開始しているのか、あるいはする意思がないのかと

いうことについてお答えいただきたいんです。○政府参考人(五十嵐忠行君) お尋ねの件につきましては、事実関係を承知しておりませんので答弁を差し控させていただきます。

なお、一般論として申し上げれば、刑罰法令に触れる行為については法と証拠に基づいて適正に対処するというのが警察の立場でございます。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいま警察庁の刑事局長からの御答弁もあつたとおり、個別の案件については、これについて捜査をどうするかというふうなことを特に法務省の立場から申し上げることは差し控えたいと存じます。

ただ、一般的に申し上げれば、犯罪がある、刑事事件として取り上げるべきものがあるという疑いがあるのならば、これは法と証拠に基づいて必要な処置をとるといふことでございます。

○中村敦夫君 警察庁も承知していないということですね。必要ならばという答えを私は求めているんじゃないんです。私が説明したとおり、これはおかしい過ぎるでしょうと、どう考えたって意図的に仕掛けられているんだと。はまっただのが中川前長官であり、こういう重要な人物がこんな不思議な事件に巻き込まれているということに関して調べないということ自体おかしいんじゃないかということを行っているんです。

ですから、その理由としてはいろいろあると思うんですが、それは、中川前長官のことは私は知りませんが、何らかのグループの中の抗争があるとか、あるいは金銭的な要求があったとか、あるいは利権関係の問題でもめたとか、何かなければこのようなとんでもなく難しい仕掛けができるわけはないわけですよ。そのことについてどういふふうにご考えているのか。

もう一つ考えれば、時期的にいえば、官房長官時代にこれが出てきているということになれば、相手のねらいが官房機密であるというふうなことから推理できるわけです。ですから、これはただの女性スキヤンダルだけじゃないと思うんです。そのぐらいの疑問というものは感じないのかと

いうことを警察庁と法務省にもう一度質問したいんです。

○政府参考人(五十嵐忠行君) 個別の案件について捜査をしているかどうかということについては答弁を差し控させていただきますが、先ほど言いましたように、一般論として申し上げます、刑罰法令に触れる行為については法と証拠に基づいて適正に対処するということでございます。

○政府参考人(古田佑紀君) 先ほどのお答えと同じ繰り返しになってまことに恐縮ではございますけれども、個別の案件につきましては、やはり捜査活動の内容でございますので、これについて捜査当局としてどうするかとか、そういうことについて申し上げることは差し控えたいと存じます。

○中村敦夫君 明確な答えが聞けないのは非常に残念ですが、内閣の中枢にこんな不思議な、おかしいことが起こっている。非常にやみの勢力との関係という疑惑が高いという事件なんです。そして、これを明確にしないと、国民の内閣に対する不信、あるいは警察庁、法務省に対する不信というのは増大する一方だと思つたので、これを強く要求して、質問を終わります。

○委員長(日笠勝之君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(日笠勝之君) 民事再生法等の一部を改正する法律案及び外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案を一括して議題といたします。両案について政府から趣旨説明を聴取いたします。保岡法務大臣。

○国務大臣(保岡興治君) 最初に、民事再生法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、いわゆるバブル経済の崩壊後の経済情勢の悪化及びこれに起因する社会経済構造の変革等に伴い、住宅ローン等を抱えた個人債務者の破産件数が急増しておりますが、現行の倒産法制においては、経済状態の悪化した個人債務者が経済生

活の再生を図るための手続が必ずしも十全でないとの指摘がされております。すなわち、個人債務者を対象とする現行の倒産処理手続のうち、破産法上の破産・免責手続につきましては、債務者がその有する全財産を清算されることになり、持ち家住宅を保持することができない上、破産者として事実上の社会的利益をこうむるといった問題点が指摘されており、また民事再生法上の再生手続につきましても、主として中小企業の再生手続として構想されたものであるため、個人債務者が利用するには手続的な負担が重過ぎる等の問題点が指摘されております。

また、近年は、経済活動の国際化の進展により、複数の国において事業を行い資産を保有する企業等が増加しており、このような国際的な経済活動を行う企業等が倒産に陥る事例がふえております。ところが、我が国の倒産法制においては、破産法及び会社更生法が、国内で開始された破産手続等の効力は債務者の外国財産には及ばないものとし、他方、外国で開始された倒産処理手続の効力は債務者の国内財産には及ばないものとする属地主義を採用しているなど、企業倒産事件の国際化に十分に対応したものになっておりません。

そこで、この法律案は、住宅ローンその他の債務を抱えて経済的に窮境にある個人債務者の経済生活の再生を迅速かつ合理的に図るための再生手続の特則を設けるとともに、国際倒産法制に關し、同時に提出いたしております外国倒産処理手続の承認援助に關する法律案と相まって、国際的に整合のとれた財産の清算または経済的再生を可能とする手続の整備を図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、住宅ローンを抱えた個人債務者ができる限り住宅を手放さずに再生できるようにするため、住宅資金貸付債権に關する特則を設けたこととあります。この特則におきましては、住宅ローン債権について、再生計画による弁済の繰り延べを一定の

厳格な要件のもとに認め、当該債権等を担保するために住宅に設定された抵当権の実行を制限することにより、住宅ローンに關する債権者、債務者間の利益の適切な調整を図っております。

第二は、継続的な収入の見込みがある個人債務者の小規模な事件を対象として、小規模個人再生と給与所得者等再生という二種類の再生手続を設けたこととあります。いずれの手続におきましても、その対象を債務額が小規模の個人債務者に限定して、再生債権の調査手続や再生計画の認可のための手続等を簡素で合理的なものとする等により、個人債務者が利用しやすい再生手続を整備し、債権者にとっても破産の場合よりも多くの支払いを受けることができるようにしております。

第三は、破産法、会社更生法、民事再生法等における国際倒産に關する規定を整備したこととあります。破産管財人及び更生管財人の財産の管理処分権を債務者の国外にある財産にも及ぼすとともに、同一の債務者について外国倒産処理手続と国内の破産手続等とが並行的に進行する場合に相互調整を行う旨の規定や、国際倒産管轄についての規定等を設けることにより、国際的に活動する企業等について公平かつ適正な倒産処理の実現を図っております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定等所要の手続を必要といたしますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

続いて、外国倒産処理手続の承認援助に關する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、国際的な取引が活発になり、資産の国外移転も容易になったことから、複数の国で事業を行い資産を保有する企業等がふえるとともに、国際的に経済活動を行う企業等が経済的に破綻する事例も増加しております。ところが、我が国の国際倒産法制においては、国内で開始された破産手続等の効力は債務者の外国にある財産には及ばず、他方で、外国で開始された倒産処理手続の効力は債務者の日本国内にある財産には及ばないものとする属地主義が採用されており、国際的に公平、適正な倒産処理という観点から問題があるとの指摘がされております。さらに、平成九年には、国際連合の国際商取引法委員会において国際倒産モデル法が採択され、国連総会において加盟各国に対してモデル法を踏まえた法整備が勧告されておまして、現在、各国で立法作業が進められている状況にあります。

そこで、この法律案は、モデル法の趣旨を踏まえ、外国倒産処理手続について、その効力を日本国内において適切に実現するための承認援助手続を創設することにより、国際的に整合のとれた債務者の財産の清算または経済的再生を図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、外国倒産処理手続を承認する手続を創設したこととあります。外国倒産処理手続の効力を日本国内に及ぼす必要がある場合には、外国管財人等は我が国の裁判所に対し外国倒産処理手続の承認の申し立てをし、申し立てを受けた裁判所は、その外国倒産処理手続について、日本国内において援助を与える適格性を備えているかを否かを審査して、承認の決定をすることとしております。

第二は、外国倒産処理手続を援助するため、債務者の日本国内にある財産に關して各種の必要な処分をすることができるようにしたこととあります。個々の事案に応じて、強制執行等の手続の中止命令等により債権者の個別的な権利行使を制限し、また債務者による財産の処分または債務の弁済の禁止を命ずる処分や財産の管理処分権を承認管財人に専属させる管理命令等により債務者の財産の管理処分権を制限することができるようとなっております。

第三は、国内債権者の利益を保護するため、外

国倒産処理手続の承認援助手続に入った債務者または承認管財人が日本国内にある財産の処分または国外への持ち出し等について裁判所の許可の制度を導入し、これに違反した場合の罰則についても整備をしたこととあります。

第四は、同一の債務者につき複数の外国倒産処理手続の承認援助手続が競合し、または外国倒産処理手続の承認援助手続と国内倒産処理手続とが競合した場合について、手続相互間の調整の規律を設けて矛盾抵触を回避することができるようにしたこととあります。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定等所要の手続を必要といたしますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、また証券取引法等の関係法律につき所要の整備をしております。

以上がこれらの法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(日笠勝之君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十七分散会

十月三十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、民事再生法等の一部を改正する法律案
一、外国倒産処理手続の承認援助に關する法律案

民事再生法等の一部を改正する法律案
民事再生法等の一部を改正する法律

(民事再生法の一部改正)

第一条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

は、第一項後段中「届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者」第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの及び保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権以外に再生債権を有しないものを除く。」と、第三項中「第百七十四条第二項各号第三号を除く。」とあるのは「第百二十五条第一項に規定する者」とあるのは「第百十五号第四号を除く。」と、前項中「第百十五号第一項に規定する者及び住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者で再生債権の届出をしていないもの」とする。

第二百六条第二項の次に次の一項を加える。
3 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、同項後段の再生計画案について第百七十四条第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該申立てを却下しなければならない。
第二百六条を第百七条とする。
第二百五条中「並びに第百八十七条を、」第百八十七条、第二百六条第二項及び第四項並びに第二百五条第二項に改め、第十一章第一節中同条を第百八条とする。

第二百四條第二項中「及び第百八十九條第三項のを、」第百八十九條第三項及び第二百六條第一項の「及び第百八十九條第三項中」を「並びに第百八十九條第三項及び第二百六條第一項中」、「第二百四條第一項を」第二百十五條第一項に改め、同条を第二百十五條とする。
第二百三條第一項中「第二百一一条第二項」を「第二百一一条第二項」に、「第二百一一条第一項後段」を「第二百一一条第一項後段」に改め、同条第三項中「第二百一一条第一項後段」に改め、同条を第二百一十四條とする。

第二百一一条第一項中「第二百一一条第一項」を「第二百一一条第一項」に改め、同条第五項中「第三項」を「同条第三項」に改め、同条を第二百一十三條とする。
第二百一一条を第二百一十二條とする。
第二百一十二條に次の一項を加える。

4 第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同項後段及び前項の規定の適用については、第一項後段中「届出再生債権者の総債権」とあるのは「届出再生債権者の債権（第百九十八條第一項に規定する住宅資金貸付債権又は保証会社の住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権で、届出があつたものを除く。）の全部」と、「債権を有する届出再生債権者」とあるのは「当該債権を有する届出再生債権者」と、前項中「第百七十四條第二項各号（第三号を除く。）」とあるのは「第二百一一条第二項各号（第四号を除く。）」とする。
第二百一一条を第二百一十一條とする。
第十一章を第十二章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十三章 小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則
第一節 小規模個人再生（手続開始の要件等）
第二百一十一條 個人である債務者のうち、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、かつ、再生債権の総額（住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によつて弁済を受けることができる見込まれる再生債権の額及び再生手続開始前の罰金等の額を除く。）が三千万円を超えないものは、この節に規定する特則の適用を受ける再生手続（以下「小規模個人再生」という。）を行うことを求めることができる。
2 小規模個人再生を行うことを求める旨の申述は、再生手続開始の申立ての際、債権者が再生手続開始の申立てをした場合にあつて

は、再生手続開始の決定があるまで）にしなければならない。
3 前項の申述をするには、次に掲げる事項を記載した書面（以下「債権者一覧表」という。）を提出しなければならない。

一 再生債権者の氏名又は名称並びに各再生債権の額及び原因
二 別除権者については、その別除権の目的及び別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる再生債権の額（以下「担保不足見込額」という。）
三 住宅資金貸付債権については、その旨
四 住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思があるときは、その旨
五 その他最高裁判所規則で定める事項
4 再生債務者は、債権者一覧表に各再生債権についての再生債権の額及び担保不足見込額を記載するに当たっては、当該額の全部又は一部につき異議を述べることがある旨をも記載することができる。

5 第一項に規定する再生債権の総額の算定及び債権者一覧表への再生債権の額の記載に関しては、第百八十七條第一項第一号から第三号までに掲げる再生債権は、当該各号に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額の債権として取り扱うものとする。
6 再生債務者は、第二項の申述をするときは、当該申述が第一項又は第三項に規定する要件に該当しないことが明らかになった場合においても再生手続の開始を求める意思があるかを明らかにしなければならない。ただし、債権者が再生手続開始の申立てをした場合については、この限りでない。
7 裁判所は、第二項の申述が前項本文に規定する要件に該当しないことが明らかであると認めるときは、再生手続開始の決定前に限り、再生事件を通常の再生手続により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が前項本文の規定により再生手続の開始を求める意思

がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。
（再生手続開始に伴う措置）
第二百一十二條 小規模個人再生においては、裁判所は、再生手続開始の決定と同時に、債権届出期間のほか、届出があつた再生債権に対して異議を述べることができる期間をも定めなければならない。この場合においては、一般調査期間を定めることを要しない。

2 裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の主文、債権届出期間及び前項に規定する届出があつた再生債権に対して異議を述べることができる期間（以下「一般異議申述期間」という。）を公告しなければならない。
3 再生債務者及び知れている再生債権者には、前項に規定する事項を記載した書面を送達しなければならない。
4 知れている再生債権者には、債権者一覧表をも送達しなければならない。この場合においては、第二百一十二條第四項及び第五項の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の規定は、債権届出期間又は一般異議申述期間に変更を生じた場合について準用する。ただし、一般異議申述期間の変更については、公告することを要しない。
（個人再生委員）
第二百一十三條 裁判所は、第二百一十一條第二項の申述があつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、一人又は数人の個人再生委員を選任することができる。ただし、第二百一十七條第一項本文に規定する再生債権の評価の申立てがあつたときは、当該申立てを不適法として却下する場合を除き、個人再生委員の選任をしなければならない。

2 裁判所は、前項の規定による決定をする場

合には、個人再生委員の職務として、次に掲げる事項の一又は二以上を指定するものとする。

一 再生債務者の財産及び収入の状況を調査すること。

二 第二百二十七条第一項本文に規定する再生債権の評価に関し裁判所を補助すること。

三 再生債務者が適正な再生計画案を作成するために必要な勧告をすること。

3 裁判所は、第一項の規定による決定において、前項第一号に掲げる事項を個人再生委員の職務として指定する場合には、裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間をも定めなければならない。

4 裁判所は、第一項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

5 第一項及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第五項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

8 第二項第一号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員は、再生債務者又はその法定代理人に対し、再生債務者の財産及び収入の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

9 個人再生委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

10 第五十四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までの規定は、個人再生委員について準用する。

(再生債権の届出の内容)

第二百二十四条 小規模個人再生においては、再生手続に参加しようとする再生債権者は、

議決権の額を届け出ることを要しない。

2 小規模個人再生における再生債権の届出に関しては、第二百二十一条第五項の規定を準用する。

(再生債権のみなし届出)

第二百二十五条 債権者一覧表に記載されている再生債権者は、債権者一覧表に記載されている再生債権については、債権届出期間内に裁判所に当該再生債権の届出又は当該再生債権を有しない旨の届出をした場合を除き、当該債権届出期間の初日に、債権者一覧表の記載内容と同一の内容で再生債権の届出をしたものとみなす。

(届出再生債権に対する異議)

第二百二十六条 再生債務者及び届出再生債権者は、一般異議申述期間内に、裁判所に対し、届出があった再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べることができる。ただし、再生債務者は、債権者一覧表に記載した再生債権の額及び担保不足見込額であつて第二百二十一条第四項の規定により異議を述べることがある旨を債権者一覧表に記載していないものについては、異議を述べることができない。

2 第九十五条の規定による届出又は届出事項の変更があつた場合には、裁判所は、その再生債権に対して異議を述べることができる期間(以下「特別異議申述期間」という。)を定めなければならない。

3 再生債務者及び届出再生債権者は、特別異議申述期間内に、裁判所に対し、特別異議申述期間に係る再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べることができる。

4 第二百二条第三項から第五項までの規定は特別異議申述期間を定める決定又は一般異議申述期間若しくは特別異議申述期間を変更する決定をした場合における決定書の送達について、第二百三条第二項の規定は第二項の場合に

ついて準用する。

5 再生手続開始前の罰金等及び債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載がされた場合における第九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権については、前各項の規定は、適用しない。

6 再生債務者が債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載をした場合には、第九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの及び保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権以外に再生債権を有しないものは、第一項本文及び第三項の異議を述べることができない。

(再生債権の評価)

第二百二十七条 前条第一項本文又は第三項の規定により再生債務者又は届出再生債権者が異議を述べた場合には、当該再生債権を有する再生債権者は、裁判所に対し、異議申述期間の末日から三週間の不変期間内に、再生債権の評価の申立てをすることができる。ただし、当該再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものである場合には、当該異議を述べた者が当該申立てをしなければならない。

2 前項ただし書の場合において、前項本文の不変期間内に再生債権の評価の申立てがなかったときは当該申立てが却下されたときは、前条第一項本文又は第三項の異議は、なかったものとみなす。

3 再生債権の評価の申立てをするときは、申立人は、その申立てに係る手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

4 前項に規定する費用の予納がないときは、裁判所は、再生債権の評価の申立てを却下し

なければならない。

5 裁判所は、第二百二十三条第一項の規定による決定において、同条第二項第二号に掲げる事項を個人再生委員の職務として指定する場合には、裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間をも定めなければならない。

6 第二百二十三条第二号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員は、再生債務者若しくはその法定代理人又は再生債権者当該個人再生委員が同項第一号に掲げる事項をも職務として指定された場合にあつては、再生債権者に対し、再生債権の存否及び額並びに担保不足見込額に関する資料の提出を求めることができる。

7 再生債権の評価においては、裁判所は、再生債権の評価の申立てに係る再生債権について、その債権の存否及び額又は担保不足見込額を定める。

8 裁判所は、再生債権の評価をする場合には、第二百二十三条第二号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員の意見を聴かなければならない。

9 第七項の規定による再生債権の評価については、第二百二十一条第五項の規定を準用する。

10 再生手続開始前の罰金等及び債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載がされた場合における第九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権については、前各項の規定は、適用しない。

(貸借対照表の作成等の免除)

第二百二十八条 小規模個人再生においては、再生債務者は、第二百二十四条第二項の規定による貸借対照表の作成及び提出をすることを要しない。

(再生計画による権利の変更の内容等)

第二百二十九条 小規模個人再生における再生計画による権利の変更の内容は、不利益を受

ける再生債権者の同意がある場合又は少額の再生債権の弁済の時期若しくは第八十四条第二項に掲げる請求権について別段の定めをする場合を除き、再生債権者の間では平等でなければならぬ。

2 再生債権者の権利を変更する条項における債務の期限の猶予については、前項の規定により別段の定めをする場合を除き、次に定めるところによらなければならない。

一 弁済期が三月に一回以上到来する分割払の方法によること。

二 最終の弁済期を再生計画認可の決定の確定の日から三年後の日が属する月中の日（特別の事情がある場合には、再生計画認可の決定の確定の日から五年を超えない範囲内で、三年後の日が属する月の翌月の初日以降の日）とすること。

3 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者その他の再生債権者との間については第一項の規定を、住宅資金特別条項については第二項の規定を適用しない。

（再生計画案の決議）

第二百三十条 裁判所は、一般異議申述期間（特別異議申述期間が定められた場合には、当該特別異議申述期間を含む。）が経過し、かつ、第二百二十五条第一項の報告書の提出がされた後でなければ、再生計画案を決議に付することができない。当該一般異議申述期間内に第二百二十六条第一項本文の規定による異議が述べられた場合（特別異議申述期間が定められた場合には、当該特別異議申述期間内に同条第三項の規定による異議が述べられた場合を含む。）には、第二百二十七条第一項本文の不变期間を経過するまでの間（当該不变期間内に再生債権の評価の申立てがあったときは、再生債権の評価がされるまでの間）も、同様とする。

2 裁判所は、再生計画案について第七十四條第二項各号（第三号を除く。住宅資金特別

条項を定めた再生計画案については、第二百二条第二項第一号から第三号まで）又は次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると認める場合には、その再生計画案を決議に付することができない。

3 再生計画案の提出があったときは、裁判所は、前二項の場合を除き、再生計画案を書面による決議に付する旨の決定をする。

4 前項の決定をした場合には、その旨を公告するとともに、議決権者に対して、再生計画案を記載した書面及び再生計画案に同意しない者は裁判所の定める期間内に書面でその旨を回答すべき旨を記載した書面を送達しなければならない。この場合においては、第二百二条第四項及び第五項の規定を準用する。

5 前項前段の期間内に再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が議決権者総数の半数に満たず、かつ、その議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えないときは、再生計画案の可決があったものとみなす。

6 届出再生債権者は、一般異議申述期間又は特別異議申述期間を経過するまでに異議が述べられなかった届出再生債権（第二百二十六条第五項に規定するものを除く。以下「無異議債権」という。）については届出があった再生債権の額又は担保不足見込額に応じて、第二百二十七条第七項の規定により裁判所が債権の額又は担保不足見込額を定めた再生債権（以下「評価済債権」という。）についてはその額に応じて、それぞれ議決権を行使することができる。

（再生計画の認可又は不認可の決定）

第二百三十一条 小規模個人再生において再生計画案が可決された場合には、裁判所は、第七十四條第二項（当該再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものであるときは、第二百二条第二項）又は次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

2 小規模個人再生においては、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合にも、再生計画不認可の決定をする。

一 再生債務者が将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがないとき。

二 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額（住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によって弁済を受けることができると見込まれる再生債権の額及び第八十四条第二項に掲げる請求権の額を除く。）が三千万円を超えているとき。

三 無異議債権及び評価済債権（別除権の行使によって弁済を受けることができると見込まれる再生債権及び第八十四条第二項に掲げる請求権を除く。以下「基準債権」という。）に対する再生計画に基づく弁済の総額の総額の五分の一又は百万円のいずれが多い額（基準債権の総額が百万円を下回っているときは基準債権の総額、基準債権の総額の五分の一が三百万円を超えるときは三百万円）を下回っているとき。

四 再生債務者が債権者一覽表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載をした場合において、再生計画に住宅資金特別条項の定めがないとき。

（再生計画の効力等）

第二百三十二条 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定したときは、第八十七条第一項第一号から第三号までに掲げる債権は、それぞれ当該各号に定める金額の再生債権に変更される。

2 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定したときは、すべての再生債権者の権利（第八十七条第一項第一号から第三号までに掲げる債権については前項の規定により変更された後の権利とし、再生手続開始前の罰金等を除く。）は、第二百五十六条の一般的基

準に従い、変更される。

3 無異議債権及び評価済債権以外の再生債権が前項の規定により変更された場合における当該変更後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあっては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時）までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。ただし、当該変更に係る再生債権が、再生債権者がその責めに帰することができない事由により債権届出期間内に届出をすることができず、かつ、その事由が第二百三十条第三項に規定する決定前に消滅しなかったもの又は再生債権の評価の対象となつたものであるときは、この限りでない。

4 第二項に規定する場合における第八十二条、第八十九条第三項及び第二百六条第一項の規定の適用については、第八十二条中「認可された再生計画の定めによって認められた権利又は前条第一項の規定により変更された後の権利」とあり、並びに第八十九条第三項及び第二百六条第一項中「再生計画の定めによって認められた権利」とあるのは、「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利」とする。

5 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合における第三項の規定の適用については、同項本文中「再生計画で定められた弁済期間」とあるのは「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）で定められた弁済期間」と、「再生計画に基づく弁済」とあるのは「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）に基づく弁済」と、同項ただし書中又は再生債権の評価の対象となつたもの」とあるのは若しくは再生債権の評価の対象となつたものであるとき、又は当該変更後の権利が住宅資金

特別条項によって変更された後の住宅資金貸付債権とする。

(再生手続の終結)

第二百三十三條 小規模個人再生においては、再生手続は、再生計画認可の決定の確定によって当然に終結する。

(再生計画の変更)

第二百三十四條 小規模個人再生においては、再生計画認可の決定があった後やむを得ない事由で再生計画を遂行することが著しく困難となったときは、再生債務者の申立てにより、再生計画で定められた債務の期限を延長することができる。この場合においては、変更後の債務の最終の期限は、再生計画で定められた債務の最終の期限から二年を超えない範囲で定めなければならない。

2 前項の規定により再生計画の変更の申立てがあった場合には、再生計画案の提出があった場合の手続に関する規定を準用する。

3 第二百七十五條及び第二百七十六條の規定は、再生計画の変更の決定があった場合について準用する。

(計画遂行が極めて困難となった場合の免責)
第二百三十五條 再生債務者がその責めに帰することができない事由により再生計画を遂行することが極めて困難となり、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、裁判所は、再生債務者の申立てにより、免責の決定をすることができる。

一 第二百三十二條第二項の規定により変更された後の各基準債権及び同条第三項ただし書に規定する各再生債権に対してその四分の三以上の額の弁済を終えていること。
二 免責の決定をすることが再生債権者の一般の利益に反するものでないこと。

三 前条の規定による再生計画の変更をすることが極めて困難であること。

2 前項の申立てがあったときは、裁判所は、届出再生債権者の意見を聴かなければならな

い。

3 免責の決定があったときは、再生債務者及び届出再生債権者に対して、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 免責の決定は、確定しなければその効力を生じない。

6 免責の決定が確定した場合には、再生債務者は、履行した部分を除き、再生債権者に対する債務(再生手続開始前の罰金等を除く。)の全部についてその責任を免れる。

7 免責の決定の確定は、別除権者が有する第五十三條第一項に規定する担保権、再生債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び再生債務者以外の者が再生債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

8 再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者」と、第三項中「及び届出再生債権者」とあるのは、「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者」とする。

(再生計画の取消し)
第二百三十六條 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定した場合には、計画弁済総額が、再生計画認可の決定があった時点で再生債務者につき破産手続が行われた場合における基準債権に対する配当の総額を下回ることが明らかになったときも、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。この場合においては、第百八十九條第二項の規定を準用する。

(再生手続の廃止)

第二百三十七條 小規模個人再生においては、第二百三十條第四項前段の期間内に再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が、議決権者総数の半数以上となり、又はその議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えた場合にも、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

2 小規模個人再生において、再生債務者が財産目録に記載すべき財産を記載せず、又は不正の記載をした場合には、裁判所は、届出再生債権者若しくは個人再生委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができる。この場合においては、第百九十三條第二項の規定を準用する。

(通常の再生手続に関する規定の適用除外)
第二百三十八條 小規模個人再生においては、第三十五條、第四十條、第三章第一節及び第二節、第四章第三節(第百三十三條第二項から第四項までを除く。)及び第四節、第百二十六條、第六節第二節、第百五十五條第一項及び第二項、第百五十七條から第百五十九條まで、第百六十三條第一項、第百六十四條第二項後段、第百六十五條第一項、第七章第三節、第百七十四條第一項、第百七十八條から第百八十條まで、第百八十一條第一項及び第二項、第百八十五條(第百八十九條第八項、第百九十條第二項及び第百九十五條第七項において準用する場合を含む。)、第百八十六條第三項及び第四項、第百八十七條、第百八十八條、第二百三十二條第二項及び第四項、第二百三十一條第一項、第二百五十五條第二項並びに第十二章の規定は、適用しない。

第二節 給与所得者等再生(手続開始の要件等)
第二百三十九條 第二百一十一條第一項に規定する債務者のうち、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者であつて、

かつ、その額の変動の幅が小さいと見込まれるものは、この節に規定する特別の適用を受ける再生手続(以下「給与所得者等再生」という。)を行うことを求めることができる。

2 給与所得者等再生を行うことを求める旨の申述は、再生手続開始の申立ての際(債権者が再生手続開始の申立てをした場合にあつては、再生手続開始の決定があるまで)にしなければならない。

3 再生債務者は、前項の申述をするときは、当該申述が第二百一十一條第一項又は第二百四十四條において準用する第二百一十一條第三項に規定する要件に該当しないことが明らかになった場合に通常の再生手続による手続の開始を求める意思があるか否か及び第五項各号のいずれかに該当する事由があることが明らかになった場合に小規模個人再生による手続の開始を求める意思があるか否かを明らかにしなければならない。ただし、債権者が再生手続開始の申立てをした場合については、この限りでない。

4 裁判所は、第二項の申述が前項本文に規定する要件に該当しないことが明らかであると認めるときは、再生手続開始の決定前に限り、再生事件を通常の再生手続により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が前項本文の規定により通常の再生手続による手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

5 前項に規定する場合のほか、裁判所は、第二項の申述があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があることが明らかであると認めるときは、再生手続開始の決定前に限り、再生事件を小規模個人再生により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が第三項本文の規定により小規模個人再生による手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始

始の申立てを棄却しなければならない。

一 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないこと。

二 再生債務者について次のイからハまでに掲げる事由のいずれかがある場合において、それぞれイからハまでに定める日から十年以内に当該申述がされたこと。

イ 給与所得者等再生における再生計画が遂行されたこと 当該再生計画認可の決定の確定の日

ロ 第二百三十五条第一項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)に規定する免責の決定が確定したこと 当該免責の決定に係る再生計画認可の決定の確定の日

ハ 破産法第三百六十六条ノ十一に規定する免責の決定が確定したこと 当該決定の確定の日

(再生計画案についての意見聴取)

第二百四十条 給与所得者等再生において再生計画案の提出があった場合には、裁判所は、次に掲げる場合を除き、再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者の意見を聴く旨の決定をしなければならない。

一 再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると認めるとき。

二 一般異議申述期間が経過していないか、又は当該一般異議申述期間内に第二百四十四条において準用する第二百二十六条第一項本文の規定による異議が述べられた場合において第二百四十四条において準用する第二百二十七条第一項本文の不変期間が経過していないとき(当該不変期間内に再生債権の評価の申立てがあったときは、再生債権の評価がされていないとき)。

三 特別異議申述期間が定められた場合における

いて、当該特別異議申述期間が経過していないか、又は当該特別異議申述期間内に第二百四十四条において準用する第二百二十六条第三項の規定による異議が述べられたときであつて第二百四十四条において準用する第二百二十七条第一項本文の不変期間が経過していないとき(当該不変期間内に再生債権の評価の申立てがあったときは、再生債権の評価がされていないとき)。

四 第二百二十五条第一項の報告書の提出がされていないとき。

2 前項の決定をした場合には、その旨を公告し、かつ、届出再生債権者に対して、再生計画案を記載した書面を送付するとともに、再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由がある旨の意見がある者は裁判所の定める期間内にその旨及び当該事由を具体的に記載した書面を提出すべき旨を記載した書面を送付しなければならない。

3 給与所得者等再生における第九十五条第四項及び第六十七條ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は再生計画案を提出する決議に付する旨の決定」とあるのは、「再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者の意見を聴く旨の決定」とする。

(再生計画の認可又は不認可の決定等)

第二百四十一条 前条第二項の規定により定められた期間が経過したときは、裁判所は、次の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

2 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、再生計画不認可の決定をする。

一 第一百七十四条第二項第一号又は第二号に規定する事由(再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合については、同項第一号又は第二号第一項第二号に規定する事由)があるとき。

二 再生計画が再生債権者の一般の利益に反するとき。

三 再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合において、第二百二条第二項第三号に規定する事由があるとき。

四 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないとき。

五 第二百三十一条第二号から第四号までに規定する事由のいずれかがあるとき。

六 第二百三十九条第五項第二号に規定する事由があるとき。

七 計画弁済総額が、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額から再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用の額を控除した額に二を乗じた額以上の額であると認めるとき。

イ 再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入の額について、再生計画案の提出前二年間の途中で再就職その他の年収について五分の一以上の変動を生ずべき事由が生じた場合 当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の道府県民税又は都民税及び個人の市町村民税又は特別区民税並びに所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四條第二項に規定する社会保険料(ロ及びハにおいて「所得税等」という。)に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

ロ 再生債務者が再生計画案の提出前二年間の途中で、給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者でその額の変動の幅が小さいと見込まれるものに該当する

こととなつた場合(イに掲げる区分に該当する場合を除く。) 給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者でその額の変動の幅が小さいと見込まれるものに該当することとなつた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税等に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

ハ イ及びロに掲げる区分に該当する場合以外の場合 再生計画案の提出前二年間の再生債務者の収入の合計額からこれに対する所得税等に相当する額を控除した額を二で除した額

3 前項第七号に規定する一年分の費用の額は、再生債務者及びその扶養を受けるべき者の年齢及び居住地域、当該扶養を受けるべき者の数、物価の状況その他一切の事情を勘案して政令で定める。

(再生計画の取消)

第二百四十二条 給与所得者等再生において再生計画認可の決定が確定した場合には、計画弁済総額が再生計画認可の決定があつた時点で再生債務者につき破産手続が行われた場合における基準債権に対する配当の総額を下回り、又は再生計画が前条第二項第七号に該当することが明らかになつたときも、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。この場合においては、第二百三十九条第二項の規定を準用する。

(再生手続の廃止)

第二百四十三条 給与所得者等再生において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

一 第二百四十一条第二項各号のいずれにも該当しない再生計画案の作成の見込みがないことが明らかになつたとき。

二 裁判所の定めたる期間若しくはその伸長した期間内に再生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出された再生計画案に第二百四十一条第二項各号のいずれかに該当する事由があるとき。

(小規模個人再生の規定の準用)

第二百四十四条 第二百三十一条第三項から第五項まで、第二百三十二条から第二百三十九条まで、第二百三十二条から第二百三十五条まで及び第二百三十七条第二項の規定は、給与所得者等再生について準用する。

(通常の再生手続に関する規定の適用除外)

第二百四十五条 給与所得者等再生においては、第二百三十八条に規定する規定並びに第八十七条、第七十四条第二項及び第三項、第九十一条並びに第二百二条第二項の規定は、適用しない。

第十章中第九十九条を第二百十条とする。

第九十九条第一項中「第九十九条第一項前段」を「第二百九条第一項前段」に改め、同条を第二百九条とする。

第九十九条を第二百八条とし、第九十九条を第二百七条とする。

第十章を第十一章とし、第九章の次に次の一章を加える。

第十章 住宅資金貸付債権に関する特則
(定義)

第九十六条 この章、第十二章及び第十三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅 個人である再生債務者が所有し、自己の居住の用に供する建物であつて、その床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものをいう。ただし、当該建物が二以上ある場合には、これらの建物のうち、再生債務者が主として居住の用に供する一の建物に限る。

二 住宅の敷地 住宅の用に供されている土地又は当該土地に設定されている地上権を

いう。

三 住宅資金貸付債権 住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る分割払の定めのある再生債権であつて、当該債権又は当該債権に係る債務の保証人(保証を業とする者に限る。以下「保証会社」という。)の主たる債務者に対する求償権を担保するための抵当権が住宅に設定されているものをいう。

四 住宅資金特別条項 再生債権者の有する住宅資金貸付債権の全部又は一部を、第九十九条第一項から第四項までの規定するところにより変更する再生計画の条項をいう。

五 住宅資金貸付契約 住宅資金貸付債権に係る資金の貸付契約をいう。

(抵当権の実行としての競売手続の中止命令) 第九十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがあると認めるときは、再生債務者の申立てにより、相当の期間を定めて、住宅又は再生債務者が有する住宅の敷地に設定されている前条第三号に規定する抵当権の実行としての競売の手続の中止を命ずることができる。

2 第三十一条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による中止の命令について準用する。

(住宅資金特別条項を定めることができる場合等) 第九十八条 住宅資金貸付債権(民法第五百条の規定により住宅資金貸付債権を有する者に代位した再生債権者が当該代位により有するものを除く。)については、再生計画において、住宅資金特別条項を定めることができる。ただし、住宅の上に第五十三条第一項に規定する担保権(第九十六条第三号に規定

する抵当権を除く。)が存するとき、又は住宅以外の不動産にも同号に規定する担保権が設定されている場合において当該不動産の上に第五十三条第一項に規定する担保権で当該抵当権に後れるものが存するとき、この限りでない。

2 保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合において、当該保証債務の全部を履行した日から六月を経過する日までの間に再生手続開始の申立てがされたときは、第二百四十四条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利について、住宅資金特別条項を定めることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者又は第二百四十四条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者が数人あるときは、その全員を対象として住宅資金特別条項を定めなければならない。

(住宅資金特別条項の内容)

第九十九条 住宅資金特別条項においては、次項又は第三項に規定する場合を除き、次の各号に掲げる債権について、それぞれ当該各号に定める内容を定める。

一 再生計画認可の決定の確定時までに弁済期が到来する住宅資金貸付債権の元本(再生債務者が期限の利益を喪失しなかつたとすれば弁済期が到来しないものを除く。)及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の住宅約定利息(住宅資金貸付契約において定められた約定利率による利息をいう。以下この条において同じ。)並びに再生計画認可の決定の確定時までに生ずる住宅資金貸付債権の利息及び不履行による損害賠償 その全額を、再生計画(住宅資金特別条項を除く。)で定める弁済期間当該期間が五年を超える場合においては、再生計

画認可の決定の確定から五年。第三項において「一般弁済期間」という。)内に支払うこと。

二 再生計画認可の決定の確定時までに弁済期が到来しない住宅資金貸付債権の元本(再生債務者が期限の利益を喪失しなかつたとすれば弁済期が到来しないものを含む。)及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の住宅約定利息 住宅資金貸付契約における債務の不履行がない場合についての弁済の時期及び額に関する約定に従つて支払うこと。

2 前項の規定による住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがない場合には、住宅資金特別条項において、住宅資金貸付債権に係る債務の弁済期を住宅資金貸付契約において定められた最終の弁済期(以下この項及び第四項において「約定最終弁済期」という。)から後の日に定めることができる。この場合における権利の変更の内容は、次に掲げる要件のすべてを具備するものでなければならない。

一 次に掲げる債権について、その全額を支払うものであること。

イ 住宅資金貸付債権の元本及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の住宅約定利息

ロ 再生計画認可の決定の確定時までに生ずる住宅資金貸付債権の利息及び不履行による損害賠償

二 住宅資金特別条項による変更後の最終の弁済期が約定最終弁済期から十年を超えず、かつ、住宅資金特別条項による変更後の最終の弁済期における再生債務者の年齢が七十歳を超えないものであること。

三 第一号イに掲げる債権については、一定の基準により住宅資金貸付契約における弁済期と弁済期との間隔及び各弁済期における弁済額が定められている場合には、当該

基準におおむね沿うものであること。

3 前項の規定による住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがない場合には、一般弁済期間の範囲内で定める期間以下この項において「元本猶予期間」という。中は、住宅資金貸付債権の元本の一部及び住宅資金貸付債権の元本に対する元本猶予期間中の住宅約定利息のみを支払うものとすることができる。この場合における権利の変更の内容は、次に掲げる要件のすべてを具備するものでなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる要件があること。

二 前項第一号に掲げる債権についての元本猶予期間を経過した後の弁済期及び弁済額の定めについては、一定の基準により住宅資金貸付契約における弁済期と弁済期との間隔及び各弁済期における弁済額が定められている場合には、当該基準におおむね沿うものであること。

4 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者の同意がある場合には、前三項の規定にかかわらず、約定最終弁済期から十年を超えて住宅資金貸付債権に係る債務の期限を猶予することその他前三項に規定する変更以外の変更をすることを内容とする住宅資金特別条項を定めることができる。

5 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者その他の再生債権者との間については、第百五十五条第一項の規定を、住宅資金特別条項については同条第二項の規定を、住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者については第百六十条及び第百六十五条第二項の規定を適用しない。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画案の提出等)

第二百条 住宅資金特別条項を定めた再生計画案は、再生債務者のみが提出することができる。

2 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める時までに届出再生債権者が再生債権の調査において第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権の内容について述べた異議は、それぞれその時においてその効力を失う。ただし、これらの時までに、当該異議に係る再生債権の確定手続が終了していない場合に限る。

一 いずれの届出再生債権者も裁判所の定めた期間又はその延長した期間内に住宅資金特別条項の定めのない再生計画案を提出しなかったとき、当該期間が満了した時

二 届出再生債権者が提出した住宅資金特別条項の定めのない再生計画案が決議に付されず、住宅資金特別条項を定めた再生計画案のみが決議に付されたとき、第百六十七条ただし書に規定する決定がされた時

三 住宅資金特別条項を定めた再生計画案及び届出再生債権者が提出した住宅資金特別条項の定めのない再生計画案が共に決議に付され、住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決されたとき、当該可決がされた時

3 前項の規定により同項本文の異議が効力を失った場合には、当該住宅資金貸付債権については、第百四条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

4 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、第二項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める時までに第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの又は保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づき求償権以外に再生債権を有しないものが再生債権の調査において述べた異議について

も、第二項と同様とする。この場合において、当該異議を述べた者には、第百四条第三項及び第百八十条第二項の規定による確定判決と同一の効力は、及ばない。

5 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、第二項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったときは、前項前段に規定する再生債権者又は保証会社は、第百七十七条第一項本文の異議を述べることができない。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画案の決議等)

第二百一条 住宅資金特別条項を定めた再生計画案の決議においては、住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者及び保証会社は、住宅資金貸付債権又は住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権については、議決権を有しない。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出されたときは、裁判所は、当該住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者の意見を聴かなければならない。第百六十七条の規定による修正(その修正が、住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者に不利な影響を及ぼさないことが明らかな場合を除く。)があった場合における修正後の住宅資金特別条項を定めた再生計画案についても、同様とする。

3 住宅資金特別条項を定めた再生計画案に対する第百七十条の規定の適用については、同条中「第百七十四条第二項各号(第三号を除く。)」とあるのは、「第二百一条第二項各号(第四号を除く。)」とする。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定等)

第二百二条 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合には、裁判所は、次の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

計画案が可決された場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、再生計画認可の決定をする。

一 第百七十四条第二項第一号又は第四号に規定する事由があるとき。

二 再生計画が遂行可能であると認めることができないとき。

三 再生債務者が住宅の所有権又は住宅の用に供されている土地を住宅の所有のために使用する権利を失うこととなると見込まれるとき。

四 再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。

3 住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者は、再生債権の届出をしていない場合であっても、住宅資金特別条項を定めた再生計画案を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができない。

4 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定があったときは、住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者で再生債権の届出をしていないものに対して、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

5 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合には、第百七十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画の効力等)

期限の猶予は、他の連帯債務者に対しても効力を有する。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定したときは、住宅資金特別条項によって変更された後の権利については、住宅資金特別条項において、期限の利益の喪失についての定めその他の住宅資金貸付契約における定めと同一の定めがされたものとみなす。ただし、第百九十九条第四項の同意を得て別段の定めをすることを妨げない。

3 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合における第百二十三条第二項及び第百八十一条第二項の規定の適用については、これらの規定中「再生計画で定められた弁済期間」とあるのは「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）で定められた弁済期間」と、「再生計画に基づく弁済」とあるのは「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）に基づく弁済」とする。

4 住宅資金特別条項によって変更された後の権利については前項の規定により読み替えて適用される第百八十一条第二項の規定を、住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者については第百八十二条の規定を適用しない。

（保証会社が保証債務を履行した場合の取扱）

第二百四十四条 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合において、保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行していたときは、当該保証債務の履行は、なかったものとみなす。ただし、保証会社が当該保証債務を履行したことにより取得した権利に基づき再生債権者としてした行為に影響を及ぼさない。

2 前項本文の場合において、当該認可の決定の確定前に再生債務者が保証会社に対して同項の保証債務に係る求償権についての弁済をしていたときは、再生債務者は、同項本文の

規定により住宅資金貸付債権を有することとなった者に対して、当該弁済をした額につき当該住宅資金貸付債権についての弁済をすることを要しない。この場合において、保証会社は、当該弁済を受けた額を同項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなった者に対して交付しなければならぬ。（査定の申立てがされなかった場合等の取扱）

第二百五十五条 第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権についての第百五十五条第一項に規定する査定の申立てが同条第二項の不変期間内にされなかった場合（第百七条及び第百九条の場合を除く。）、第百九条第二項の規定により同項本文の異議が効力を失った場合及び保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合には、住宅資金特別条項については、第百五十七条、第百五十九条、第百六十四条第二項後段及び第百七十九条の規定は、適用しない。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定したときは、前項に規定する場合（保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合を除く。）における当該住宅資金貸付債権を有する再生債権者の権利及び前条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利は、住宅資金特別条項における第百五十六条の一般的基本準に従い、変更される。

（住宅資金特別条項を定めた再生計画の取消し等）

第二百六十六条 住宅資金特別条項を定めた再生計画についての第百八十九条第一項第二号に掲げる事由を理由とする再生計画取消の申立ては、同条第三項の規定にかかわらず、再生計画の定めによって認められた権利（住宅資金特別条項によって変更された後のものを除く。）の全部（履行された部分を除く。）について裁判所が評価した額の十分の一以上に当た

る当該権利を有する再生債権者であつて、その有する履行期限が到来した当該権利の全部又は一部について履行を受けていないものに限り、することができぬ。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の取消しの決定が確定した場合における第百八十九条第七項ただし書及び第百九十条第一項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生債権者が再生計画によって得た権利」とあるのは、「再生債権者が再生計画によって得た権利及び第百二十四条第一項本文の規定によって生じた効力」とする。

（破産法の一部改正）

第二条 破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書を削る。

第三条第一項を削る。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条ノ二 債権者が破産宣告後破産財団ニ属スル財産ニシテ外国ニ在ルモノニ対シ為シタル権利ノ行使ニ依リテ弁済ヲ受ケタルトキト雖モ其ノ債権者ハ弁済ヲ受クル前ノ債権ノ全額ニ付破産債権者トシテ其ノ権利ヲ行フコトヲ得

第二編第一章中第百五条の前に次の一条を加える。

第百四条ノ二 此ノ法律ノ規定ニ依ル破産ノ申立ハ債務者が個人ナル場合ニ於テハ日本ニ其ノ営業所、住所、居所又ハ財産ヲ有スルトキニ限リ法人其ノ他ノ社団又ハ財団ナル場合ニ於テハ日本ニ営業所、事務所又ハ財産ヲ有スルトキニ限リ為スコトヲ得

第百三十一条の次に次の一条を加える。

第百三十一条ノ二 破産申立ノ当時既ニ外国ニ於テ破産ノ宣告アリタルトキハ破産ノ原因タル事実アルモノト推定ス

第百三十七条を次のように改める。

第百三十七条 削除

第百八十二条に次の一項を加える。

第二十三条ノ二ニ規定スル弁済ヲ受ケタル破産債権者ハ其ノ弁済ヲ受ケタル債権額ニ付テハ議決権ヲ行フコトヲ得ズ

第二百六十五条の次に次の一条を加える。

第二百六十五条ノ二 第二十三条ノ二ニ規定スル弁済ヲ受ケタル債権者ハ他ノ同順位ノ債権者ガ自己ノ受ケタル弁済ト同一ノ割合ノ配当ヲ受クル迄ハ配当ヲ受クルコトヲ得ズ

第三百六条の次に次の一条を加える。

第三百六条ノ二 第二十三条ノ二ニ規定スル弁済ヲ受ケタル破産債権者ハ強制和議ニ関スル決議ニ於テ弁済ヲ受ケザル債権額ニ付テノ議決権ヲ行フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ議決権ヲ行フコトヲ得ザル債権額ハ前条第一項ノ総債権ニ之ヲ算入セス

第三百七条中「前条」を「第三百六条」に改める。

第三百二十六条の次に次の一条を加える。

第三百二十六条ノ二 第二十三条ノ二ニ規定スル弁済ヲ受ケタル破産債権者ハ他ノ破産債権者ガ自己ノ受ケタル弁済ト同一ノ割合ノ履行ヲ受クル迄ハ強制和議ノ履行ヲ受クルコトヲ得ズ

第二編第十章の次に次の一章を加える。

第十章の二 外国倒産処理手続がある場合の特則

（外国管財人との協力）

第三百五十七条の二 破産管財人は、破産者についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。）がある場合には、外国管財人（当該外国倒産処理手続において破産者の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下同じ。）に対し、破産手続の適正な実施のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合においては、破産管財人は、外国管財人に対し、外国倒産処理手続の適正

な実施のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(外国管財人の権限等)

第三百五十七条の三 外国管財人は、債務者について破産の申立てをすることができる。

2 外国管財人は、前項の申立てをするときは、破産の原因たる事実を疎明しなければならない。

3 外国管財人は、破産者の破産手続において、債権者集会に出席し、意見を述べることができる。

4 第一項の規定により外国管財人が破産の申立てをした場合において、破産宣告があったときは第四百四十三条第二項の書面を、同条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じたときはその旨を記載した書面を、破産取消しの決定が確定したときはその主文を記載した書面を、それぞれ外国管財人に送達しなければならない。

(相互の手続参加)

第三百五十七条の四 外国管財人は、届出をしていない破産債権者であつて、破産者についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、破産者の破産手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 破産管財人は、届出をした破産債権者であつて、破産者についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 破産管財人は、前項の規定による参加をした場合には、同項の規定により代理した破産債権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の破産債権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該破産債権者の授権がなければならない。本則中第三百八十二条の次に次の一条を加える。

第三百八十二条ノ二 第三百八十条ノ規定ハ日本国外ニ於テ同条ノ罪ヲ犯シタル者ニモ之ヲ適用ス

第三百八十一条第一項ノ罪ハ刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条ノ例ニ従フ
(会社更生法の一部改正)

第三条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

目次中第十章 報酬及び報償金(第二百八十五条―第二百八十九条)を 第十章の二 外国倒産処理手続がある場合の特則(第二百八十九条の二―第二百八十九条の五)に、

「第二章 報酬及び報償金(第二百八十五条―第二百八十九条)を」を「第二章の二 外国倒産処理手続がある場合の特則(第二百八十九条の二―第二百八十九条の五)」に改める。

第四十条の見出しを「(外国で開始した更生手続の効力)」に改め、同条中第二項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第六条の見出しを削る。

第五条の次に次の見出し及び一条を加える。

(更生事件の管轄)

第五条の二 この法律の規定による更生手続開始の申立ては、会社が日本国内に営業所を有するときに限り、することができる。

第四十条第一項中「財産」の下に「(日本国内にあるかどうかを問わない。第五十三条、第二百一十一条第三項及び第二百四十八条の第二項において同じ。)」を加える。

第一百八条の次に次の一条を加える。

(更生債権者が外国で受けた弁済)

第一百八条の二 更生債権者は、更生手続開始の決定があつた後に、会社の財産で外国にあるものに対して権利を行使したことにより、更生債権について弁済を受けた場合であつても、その弁済を受ける前の債権の全部をもつて更生手続に参加することができる。

2 前項の更生債権者は、他の同順位の更生債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、更生手続により、弁済を受けることができない。

3 第一項の更生債権者は、外国において弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができない。

第二百二十四条の二の次に次の一条を加える。

(更生担保権者が外国で受けた弁済)

第二百二十四条の三 第二百八条の二の規定は、更生担保権者について準用する。

第十章の次に次の一章を加える。

第十章の二 外国倒産処理手続がある場合の特則

(外国管財人との協力)

第二百八十九条の二 管財人は、会社についての外国倒産処理手続(外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するもの)をいう。以下同じ。がある場合には、外国管財人(当該外国倒産処理手続において会社の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下同じ。)に対し、会社の更生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、管財人は、外国管財人に対し、会社の更生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(更生手続の開始原因の推定)

第二百八十九条の三 会社についての外国倒産処理手続がある場合には、当該会社に更生手続開始の原因たる事実があるものと推定する。

(外国管財人の権限等)

第二百八十九条の四 外国管財人は、第三十条第一項後段に規定する場合には、会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

2 外国管財人は、会社の更生手続において、関係人集会に出席し、意見を述べることができる。

3 外国管財人は、会社の更生手続において、第二百八十九条第一項に規定する期間(同条第二項の規定により期間が延長されたときは、その延長された期間)内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

4 第一項の規定により外国管財人が更生手続開始の申立てをした場合において、更生手続開始の決定があつたときは第四百七条第一項に掲げる事項及び更生手続を開始することの当否についての調査委員の意見の要旨を記載した書面を、同条第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じたときはその旨を記載した書面を、更生手続開始決定取消しの決定が確定したときはその主文を記載した書面を、それぞれ外国管財人に送達しなければならない。

(相互の手続参加)

第二百八十九条の五 外国管財人は、届出をしていない更生債権者又は更生担保権者であつて、会社についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、会社の更生手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 管財人は、届出をした更生債権者又は更生担保権者であつて、会社についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 管財人は、前項の規定による参加をした場合には、同項の規定により代理した更生債権者又は更生担保権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の更生債権者又は更生担保権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該更生債権者又は更生担保権者の授権がなければならない。

第二百九十条第二項及び第二百九十一条第二項を削る。

第二百九十五条を第二百九十六条とし、第二百九十四条の次に次の一条を加える。

(国外犯)

第二百九十五条 第二百九十二条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第二百九十三条の罪は、刑法明治四十年法律第四十五号(第二条の例に従う。
(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第四節 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中第十節 報酬及び報償金(第五百五十八條―第六百六十條)を 第十一節 外国倒産処理手続がある場合の特則(第六百六十條の二―第六百六十條の四)に、

第六百六十條の二の五に、第十節 報酬及び報償金(第六百六十條の百四十八―第六百六十條の百五十)を 第十一節 外国倒産処理手続がある場合の特則(第六百六十條の百五十一―第六百六十條の百五十四)に改める。

第二十一条中、第四条第一項及び第三項を削り、「第五条」の下に、「第五条の二」を加え、並びに「及び」に、「同法第八条」を「同法第五条の二、第八条」に改める。

第三十四条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十条第一項中「第五十二条、第二百一十一條第三項及び第二百四十八條の二第一項」とあるのは、「更生特例法第四十二條において準用する第五十二条並びに更生特例法第五十五条第三項及び第二百一

十九條第一項」と読み替えるものとする。

第五十七條中「第百三十三條第一項」の下に並びに第百三十八條の二第一項及び第二項を加え、「同条第二項及び同法を 同条第三項並びに同法第百三十三條第二項及び」に改める。

第六十四條中「会社更生法」の下に、第百三十八條の二第一項及び第二項並びに「及び第百三十四條から第百三十八條までを、第百三十四條から第百三十八條まで及び第百三十八條の二第三項」に改める。

第百六十條の二を第百六十條の二の五とする。

第三章に次の一節を加える。

第十一節 外国倒産処理手続がある場合の特則

(外国管財人との協力)

第百六十條の二 管財人は、協同組織金融機関についての外国倒産処理手続(外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ)がある場合には、外国管財人(当該外国倒産処理手続において協同組織金融機関の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下この節において同じ)に対し、協同組織金融機関の更生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、管財人は、外国管財人に対し、協同組織金融機関の更生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(更生手続の開始原因の推定)

第百六十條の二の二 協同組織金融機関についての外国倒産処理手続がある場合には、当該協同組織金融機関に更生手続開始の原因たる事実があるものと推定する。

(外国管財人の権限等)

第百六十條の二の三 外国管財人は、第二十九条第一項後段に規定する場合には、協同組織金融機関について更生手続開始の申立てをする

ことができる。

2 外国管財人は、協同組織金融機関の更生手続において、関係人集会に出席し、意見を述べることができる。

3 外国管財人は、協同組織金融機関の更生手続において、第九十四条第一項に規定する期間(同条第二項において準用する会社更生法第百八十九条第二項の規定により期間が延長されたときは、その延長された期間内)に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

4 第一項の規定により外国管財人が更生手続開始の申立てをした場合において、更生手続開始の決定があったときは第三十七条第一項に掲げる事項及び更生手続を開始することの当否についての調査委員の意見の要旨を記載した書面を、同項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じたときはその旨を記載した書面を、更生手続開始決定取消しの決定が確定したときはその主文を記載した書面を、それぞれ外国管財人に送達しなければならない。

(相互の手続参加)

第百六十條の二の四 外国管財人は、届出をしていない更生債権者又は更生担保権者であって、協同組織金融機関について外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、協同組織金融機関の更生手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 管財人は、届出をした更生債権者又は更生担保権者であって、協同組織金融機関についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 管財人は、前項の規定による参加をした場合には、同項の規定により代理した更生債権者又は更生担保権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。

る。ただし、届出の取下げ、和解その他の更生債権者又は更生担保権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該更生債権者又は更生担保権者の授権がなければならない。

第百六十條の四中、「第四条第一項及び第三項」を削り、「第五条」の下に、「第五条の二」を加え、「並びに」を「及び」に、「同法第八条を「同法第五条の二、第八条」に改める。

第百六十條の十七第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十条第一項中「第五十二条、第二百一十一條第三項及び第二百四十八條の二第一項」とあるのは、「更生特例法第百六十條の二十五において準用する第五十三条並びに更生特例法第百六十條の八十六第三項及び第百六十條の百二十二第一項」と読み替えるものとする。

第百六十條の四中「第百三十三條第一項」の下に並びに第百三十八條の二第一項及び第二項を加え、「同条第二項及び同法を「同条第三項並びに同法第百三十三條第二項及び」に改める。

第百六十條の四十七中「会社更生法」の下に「第百三十八條の二第一項及び第二項」を加え、「及び第百三十四條から第百三十八條までを、第百三十四條から第百三十八條まで及び第百三十八條の二第三項」に改める。

第三章の二に次の一節を加える。

第十一節 外国倒産処理手続がある場合の特則

(外国管財人との協力)

第百六十條の百五十一 管財人は、相互会社についての外国倒産処理手続がある場合には、外国管財人(当該外国倒産処理手続において相互会社の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下この節において同じ)に対し、相互会社の更生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、管財人は、外国

管財人に対し、相互会社の更生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

この場合において、同法第四十条第一項中「第五十二条、第二百一十一條第三項及び第二百四十八條の二第一項」とあるのは、「更生特例法第四十二條において準用する第五十二条並びに更生特例法第五十五条第三項及び第二百一

十九條第一項」と読み替えるものとする。

第五十七條中「第百三十三條第一項」の下に並びに第百三十八條の二第一項及び第二項を加え、「同条第二項及び同法を 同条第三項並びに同法第百三十三條第二項及び」に改める。

管財人に対し、相互会社の更生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(更生手続の開始原因の推定)

第六百六十条の百五十二 相互会社についての外国倒産処理手続がある場合には、当該相互会社に更生手続開始の原因たる事実があるものと推定する。

(外国管財人の権限等)

第六百六十条の百五十三 外国管財人は、第六百六十条の百五十二項後段に規定する場合には、相互会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

2 外国管財人は、相互会社の更生手続において、関係人集会に出席し、意見を述べることができる。

3 外国管財人は、相互会社の更生手続において、第六百六十条の七十五第二項に規定する期間(同条第二項において準用する会社更生法第六百八十九条第二項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間)内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

4 第一項の規定により外国管財人が更生手続開始の申立てをした場合において、更生手続開始の決定があったときは第六百六十条の二十第一項に掲げる事項及び更生手続を開始することの可否についての調査委員の意見の要旨を記載した書面を、同項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じたときはその旨を記載した書面を、更生手続開始決定取消しの決定が確定したときはその主文を記載した書面を、それぞれ外国管財人に送達しなければならない。

(相互の手続参加)

第六百六十条の百五十四 外国管財人は、届出をしていない更生債権者又は更生担保権者であって、相互会社についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、相互会社

の更生手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 管財人は、届出をした更生債権者又は更生担保権者であって、相互会社についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 管財人は、前項の規定による参加をした場合には、同項の規定により代理した更生債権者又は更生担保権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができ。ただし、届出の取下げ、和解その他の更生債権者又は更生担保権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該更生債権者又は更生担保権者の授権がなければならない。

第六百七十八條の二十二及び第六百七十八條の三十九中「第二百一十條第二項」を「第二百一十條第二項」に、「第二百一十條第一項」を「第二百一十條第一項」に、「第二百一十條第一項」を「第二百一十條第一項」に改める。

第六百九十五條第三項及び第六百九十六條第三項を削る。

第六百九十九條の二の次に次の一条を加える。

(国外犯)
第六百九十九條の三 第六百九十七條の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第六百九十八條の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第二百一十條第一項及び第二百一十條の二第一項中「第二百一十五條第一項」を「第二百一十六條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第六十号中「第二百一十條」を「第二百四十條」に、「第二百一十一條」を「第二百四十七條」に改める。

(農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三条 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二百一十條第一項中「第二百一十條第二項」を「第二百一十條第二項」に改め、同条第三項中「第二百一十條第一項」を「第二百一十條第一項」に改める。

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第十八条)

第二章 外国倒産処理手続の承認(第十七条―第二十四条)

第三章 外国倒産処理手続に対する援助の処分(第二十五条―第五十五条)

第四章 外国倒産処理手続の承認の取消し(第五十六条)

第五章 他の倒産処理手続がある場合の取扱い

第一節 国内倒産処理手続がある場合の取扱い(第五十七條―第六十一條)

第二節 他の外国倒産処理手続の承認援助手続がある場合の取扱い(第六十二條―第六十四條)

第六章 罰則(第六十五條―第六十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際的な経済活動を行う債務者について開始された外国倒産処理手続に対する承認援助手続を定めることにより、当該外国倒産処理手続の効力を日本国内において適切に実現し、もって当該債務者について国際的に整合のとれた財産の清算又は経済的再生を図ることを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 外国倒産処理手続 外国で申し立てられた手続で、破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続に相当するものをいう。

二 外国主手続 債務者が営業者である場合にあってはその主たる営業所がある国で申し立てられた外国倒産処理手続、営業者でない場合又は営業所を有しない場合にあっては、当該債務者が個人であるときは住所がある国で申し立てられた外国倒産処理手続、法人その他の社団又は財団であるときは主たる事務所がある国で申し立てられた外国倒産処理手続をいう。

三 外国従手続 外国主手続でない外国倒産処理手続をいう。

四 国内倒産処理手続 日本国内で申し立てられた破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続をいう。

五 外国倒産処理手続の承認 外国倒産処理手続について、これを日本国内において第三章の規定による援助の処分をすることができる基礎として承認することをいう。

六 承認援助手続 次章以下に定めるところにより、外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判並びに債務者の日本国内における業務及び財産に関し当該外国倒産処理手続を援助するための処分をする手続をいう。

七 外国管財人 外国倒産処理手続において債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者であつて、債務者以外のものをいう。

八 外国管財人等 外国倒産処理手続において外国管財人がある場合には外国管財人、外国管財人がない場合には債務者をいう。

九 承認管財人 第三十二条第一項の規定により債務者の日本国内における業務及び財産に關し管理を命じられた者をいう。

二 民事訴訟法(平成八年法律第九号)により裁判上の請求をすることが出来る債権は、日本国内にあるものとみなす。

(外国人の地位)
第三条 外国人又は外国法人は、承認援助手続に關し、日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

(承認援助事件の管轄)
第四条 承認援助事件は、東京地方裁判所の管轄に專屬する。

(承認援助事件の移送)
第五条 前条に規定する裁判所は、著しい損害又は遲滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、承認援助事件を債務者の住所、居所、営業所、事務所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送することが出来る。

(任意的口頭弁論等)
第六条 承認援助手続に關する裁判は、口頭弁論を経ないですることが出来る。

二 裁判所は、職権で、承認援助事件に關して必要な調査をすることが出来る。

(不服申立て)
第七条 承認援助手続に關する裁判につき利害關係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることが出来る。その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

(公告等)
第八条 この法律の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

二 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

三 この法律の規定によつて送達をしなければならない場合には、次項に規定する場合を除き、公告をもつて、これに代へることが出来る。

四 この法律の規定によつて公告及び送達をしなければならない場合には、送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることが出来る。

五 前項に規定する場合における公告は、一切の關係人に対する送達の効力を有する。

六 前三項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

(法人の承認援助手続に關する登記の嘱託等)
第九条 法人である債務者について、第三十二条第一項又は第五十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遲滞なく、当該処分の登記を債務者の各營業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

二 前項に規定する処分の登記には、承認管財人又は保全管理人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

三 第一項の規定は、同項に規定する処分の変更若しくは取消しがあつた場合、当該処分が効力を失つた場合(第六十一条第二項又は第六十四条の規定により承認援助手続が効力を失つたことにより当該処分がその効力を失つた場合を除く。次条第二項及び第五項において同じ。)又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

四 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十七条第二項本文、第五十八条第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第五十九条第一項第一号又は第六十条第一項の規定

による中止の命令があつた場合において、当該債務者について次に掲げる登記があるときは、職権で、遲滞なく、当該中止の命令の登記を債務者の各營業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

一 破産法(大正十一年法律第七十二号)第一百九条の規定による登記

二 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第十一条第一項又は第二項の規定による登記

三 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第十七条第一項又は第十八条の二第一項(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。)の規定による登記

四 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百八十二条同法第四百三十三号又は他の法律において準用する場合を含む。)又は第三百八十七号第一項(他の法律において準用する場合を含む。)の規定による登記(同法第三百八十六号第一項第五号(他の法律において準用する場合を含む。))の処分の登記を除く。

五 前項の規定は、同項に規定する中止の命令の取消しがあつた場合又は当該中止の命令が効力を失つた場合について準用する。

六 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十六条第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、当該債務者について第四項各号に掲げる登記又は第六十四条の規定によりその効力を失つた他の承認援助手続に關して第一項の規定によつてされた登記があるときは、職権で、遲滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

七 破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産終結の決定があつた場合又は強制和議認可の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一条第二項の規定によりその効力を失つた承認援助手続に關して第一項の規定によつてされた登記があるときは、職権で、遲滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

助手続に關して第一項の規定によつてされた登記があるときは、職権で、遲滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

(登記のある権利についての登記等の嘱託)
第十条 債務者について第三十二条第一項の規定による処分があつた場合において、債務者の財産に屬する権利で登記がされたものがあることを知つたときは、裁判所書記官は、職権で、遲滞なく、当該処分の登記を嘱託しなければならない。

二 前項の規定は、同項に規定する処分の取消しがあつた場合又は当該処分が効力を失つた場合について準用する。

三 前二項の規定は、前条第一項の規定により第三十二条第一項の規定による処分の登記を嘱託した場合には、適用しない。

四 債務者の財産に屬する権利で登記がされたものに關し第二十六条第一項又は第二項の規定による処分があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遲滞なく、当該処分の登記を嘱託しなければならない。

五 前項の規定は、同項に規定する処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該処分が効力を失つた場合について準用する。

六 裁判所書記官は、第五十六条第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、次に掲げる登記があることを知つたときは、職権で、遲滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

一 債務者の財産に屬する権利で登記がされたものについて破産法第二百二十条(同法第二百二十条ノ二において準用する場合を含む。)、民事再生法第十二条第一項、会社更生法第十八条第一項(同法第十八条の二第三項又は他の法律において準用する場合を含む。))又は商法第三百八十七号第二項(同法第四百五十四号第二項又は他の法律において準用する場合を含む。))の規定によつてされた登記

二 第六十四条の規定によりその効力を失つた

他の承認援助手続において第一項又は第四項の規定によつてされた登記

7 破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産終結の決定があつた場合又は強制和議認可の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一条第二項の規定によりその効力を失つた承認援助手続において第一項又は第四項の規定によつてされた登記があることを知つたときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を囑託しなければならない。

(非課税)

第十一条 前二条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

(登録への準用)

第十二条 前二条の規定は、登録のある権利について準用する。

(事件に関する文書の閲覧等)

第十三条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律又は第十五条において準用する民事訴訟法の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条及び次条第一項において「文書等」という。)の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、外国管財人等以外の利害関係人は、第二十五条第二項の規定による中止の命令、第二十六条第二項の規定による

る処分、第二十七条第二項の規定による中止の命令、第五十一条第一項の規定による処分、第五十八条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による中止の命令又は外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判があるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。

(支障部分の閲覧等の制限)

第十四条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。)を行うことにより、承認援助手続の目的の達成に著しい支障を生ずるおそれがある部分(以下この条において「支障部分」という。)があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した債務者、外国管財人、承認管財人又は保全管理人の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができない者を、当該申立てをした者、外国管財人等、承認管財人及び保全管理人に限ることができ。

一 第三十一条第一項、第三十五条第一項(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)(又は第五十三条第一項ただし書の規定による許可を得るために裁判所に提出された文書等

二 第十七条第三項又は第四十六条(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による報告に係る文書等

2 前項の申立てがされたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人同項の申立てをした者、外国管財人等、承認管財人及び保全管理人を除く。次項において同じ。)(は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3 支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申

立てをすることができ。

4 第一項の申立てを却下した決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

(民事訴訟法の準用)

第十五条 承認援助手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第十六条 この法律に定めるもののほか、承認援助手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二章 外国倒産処理手続の承認

(外国倒産処理手続の承認の申立て)

第十七条 外国管財人等は、外国倒産処理手続が申し立てられている国に債務者の住所、居所、営業所又は事務所がある場合には、裁判所に対し、当該外国倒産処理手続について、その承認の申立てをすることができ。

2 前項の申立ては、当該外国倒産処理手続について、破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令又は特別清算開始の命令に相当する判断(第二十一条第一項において「手続開始の判断」という。)(がされる前であつても、することができ。

3 外国管財人等は、第一項の申立てをした場合には、裁判所の定めるところにより、当該申立てに係る外国倒産処理手続の進行状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

4 裁判所は、承認援助手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、第一項の申立てをした外国管財人等に対し、承認援助手続について弁護士の中から代理人を選任すること(破産等の申立義務と外国倒産処理手続の承認の申立て)

第十八条 他の法律によつて法人の理事又はこれに準ずる者がその法人に対して破産又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、外国倒産処理手続の承認の申立てをすることを妨げない。

(疎明)

第十九条 外国倒産処理手続の承認の申立てをするときは、外国倒産処理手続が申し立てられている国に債務者の住所、居所、営業所又は事務所があることを疎明しなければならない。

(費用の予納)

第二十条 外国倒産処理手続の承認の申立てをするときは、外国管財人等は、承認援助手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができ。

(外国倒産処理手続の承認の条件)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却しなければならない。

一 承認援助手続の費用の予納がないとき。

二 当該外国倒産処理手続において、債務者の日本国内にある財産にその効力が及ばないものとされていることが明らかであるとき。

三 当該外国倒産処理手続について次章の規定により援助の処分をすることが日本における公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

四 当該外国倒産処理手続について次章の規定による援助の処分をする必要がないことが明らかであるとき。

五 外国管財人等が第十七条第三項の規定に違反したとき。ただし、その違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

六 不当な目的で申立てがされたことその他申立てが誠実にされたものでないことが明らかであるとき。

(外国倒産処理手続の承認の決定)

第二十二条 裁判所は、第十七条第一項に規定す

る要件を満たす外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、当該外国倒産処理手続につき手続開始の判断がされたときは、前条、第五十七条第一項又は第六十二条第一項の規定によりこれを棄却する場合を除き、外国倒産処理手続の承認の決定をする。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

(外国倒産処理手続の承認の公告等)

第二十三条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定をしたときは、直ちに、当該決定の主文を公告しなければならない。

2 外国管財人等には、外国倒産処理手続の承認の決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。第五十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分があった場合における保全管理人についても、同様とする。

3 次の各号に掲げる者には、外国倒産処理手続の承認の決定があった旨を通知しなければならない。ただし、第二十五条第九項本文(第二十六條第六項、第二十七條第八項、第五十二條第五項及び第五十八條第七項において準用する場合を含む。)の規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

一 租税その他の公課を所管する官庁又は公署であつて最高裁判所規則で定めるもの

二 債務者の日本国内における使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、債務者の日本国内における使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは債務者の日本国内における使用人その他の従業者の過半数を代表する者

(即時抗告等)

第二十四条 外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 外国倒産処理手続の承認の決定をした裁判所

は、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、外国管財人等にその主文を記載した書面を送達しなければならない。

3 外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、次条第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十六条第一項又は第二項の規定による処分、第二十七条第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十八条第一項の規定による禁止の命令及び第三十二条第一項の規定による処分は、その効力を失う。

第三章 外国倒産処理手続に対する援助の処分

(他の手続の中止命令等)

第二十五条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。

一 強制執行、仮差押え又は仮処分以下強制執行等(という。)の手続で、債務者の財産(日本国内にあるものに限る。以下この項において同じ。)に対して既にされているもの

二 債務者の財産に関する訴訟手続

三 債務者の財産に関する事件で行政庁に係属しているものの手続

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令をすることができ、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して前条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者(外国管財人がない場合に限る。)若しくは承認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第一項又は第二項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。ただし、同項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しについては、外国倒産処理手続の承認の決定があつた後に限る。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合において、第八条第三項の規定は、適用しない。

9 第二十三条第三項各号に掲げる者には、第二項の規定による中止の命令があつた旨を通知しなければならない。ただし、同条第三項ただし書に規定する規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

(処分の禁止、弁済の禁止その他の処分)

第二十六条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、債務者の日本国内における業務及び財産に関する処分の禁止を命ずる処分、弁済の禁止を命ずる処分その他の処分をすることができる。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による処分をすることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項

の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 前項の規定による処分は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

5 裁判所が第一項又は第二項の規定により債務者が債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることの禁止を命ずる処分をした場合には、債権者は、承認援助手続の関係において、当該処分が反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、債権者が、その行為の当時、当該処分がされたことを知っていたときに限る。

6 前条第六項から第八項までの規定は第一項又は第二項の規定による処分及び第四項の規定による決定について、同条第八項の規定はこの項において準用する同条第六項の即時抗告についての裁判があつた場合について、同条第九項の規定は第二項の規定による処分があつた場合について準用する。

(担保権の実行としての競売手続等の中止命令)

第二十七条 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既に企業担保権の実行手続としての競売の手続又は企業担保権の実行手続の中止を命ずることができる。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令をすることができ、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされたときも、同様とす

る。

3 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があったときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を発する場合に、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人の意見を聴かなければならない。

5 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人に限り、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 第二十五条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による中止の命令、第五項の規定による決定及び第六項の即時抗告についての裁判があった場合について、同条第九項の規定は第二項の規定による中止の命令があった場合について準用する。

(強制執行等禁止命令)

第二十八条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、すべての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等の禁止を命ずることができる。この場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する債権に基づく強制執行等又は一定の範囲に属する債務者の財産に対する強制執行等を禁止の命令の対象から除外することができる。

2 前項の規定による禁止の命令(以下「強制執行等禁止命令」という。)が発せられた場合には、債務者の財産に対して既にされている強制執行

等(当該命令により禁止されることとなるものに限る。)の手続は、中止する。

3 裁判所は、強制執行等禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者(外国管財人がいない場合に限る。)若しくは承認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第二項の規定により中止した手続の取消しを命ずることができる。

5 強制執行等禁止命令、第三項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 強制執行等禁止命令が発せられたときは、債務者に対する債権(当該命令により強制執行等が禁止されているものに限る。)については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(強制執行等禁止命令に関する公告及び送達等) 第二十九条 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があった場合には、その主文を公告し、かつ、その決定書を外国管財人等、承認管財人及び申立人に送達しなければならない。この場合において、決定書の送達については、第八条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に強制執行等禁止命令を発したときは、第二十三条第一項の規定による公告には、強制執行等禁止命令の主文をも掲げなければならない。この場合においては、前項の規定による公告は、することを要しない。

3 第一項の場合において、同項の決定書の送達を受けた外国管財人等は、当該決定書の内容を知れている債権者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

4 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、外国管財人等(承認管財人が選任されている場合にあつては、承認管財人)に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

5 前条第四項の規定による取消しの命令及び同条第五項の即時抗告についての裁判(強制執行等禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。)があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

(強制執行等禁止命令の解除) 第三十条 裁判所は、強制執行等禁止命令を発した場合において、強制執行等の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該債権者の申立てにより、当該債権者に対しては強制執行等禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合には、当該債権者は、債務者の財産に対する強制執行等を行うことができ、強制執行等禁止命令が発せられる前に当該債権者がした強制執行等の手続は、続行する。

2 前項の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十八条第七項の規定の適用については、同項中「当該命令が効力を失った日」とあるのは、「第三十条第一項の規定による解除の決定が効力を生じた日」とする。

3 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項の規定は、適用しない。

(債務者の財産の処分等に対する許可) 第三十一条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、債務者が日本国内にある財産の処分又は国

外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとする。ただし、承認管財人又は保全管理人がある場合は、この限りでない。

一 第二十五条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十六条第一項若しくは第二項の規定による処分、第二十七条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、強制執行等禁止命令又は第五十七条第二項、第五十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第五十九条第一項第一号、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による中止の命令が発せられたとき。

二 第六十二条第二項の規定により中止した外国従手続の承認援助手続があるとき。

2 裁判所は、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3 第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(管理命令) 第三十二条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、債務者の日本国内における業務及び財産に関し、承認管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下「管理命令」という。)をする場合には、当該管理命令において、一人又は数人の承認管財人を選任しなければならない。

3 法人は、承認管財人となることができる。

4 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

い。 (管理命令に関する公告及び送達等) 第三十三条 裁判所は、管理命令を発したときは、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を公告しなければならない。 一 管理命令を発した旨及び承認管財人の氏名又は名称 二 債務者の財産(日本国内にあるものに限る。)の所持者及び債務者に対して債務(日本国内にある債権に係るものに限る。)を負担する者(第六項において「財産所持者等」という。は、債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨 2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に管理命令を発したときは、第二十三条第一項の規定による公告には、前項に掲げる事項をも掲げなければならない。 3 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定をした場合には、その旨を公告しなければならない。 4 管理命令、前項の決定又は前条第五項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。 5 管理命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、承認管財人に対する決定書の送達があった時から、効力を生ずる。 6 管理命令が発せられた場合には第一項に掲げる事項を記載した書面を、第三項の決定があった場合又は管理命令が発せられた後に外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定した場合にはその旨を記載した書面を、知れている財産所持者等に送達しなければならない。 7 前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。 8 前項の規定によって書類を郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであった時に、送達があったものとみなす。 9 第八条第四項及び第五項の規定は、管理命令	に關し公告及び送達をしなければならない場合については、適用しない。 (承認管財人の権限) 第三十四条 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、承認管財人に専属する。 (承認管財人の財産の処分等に対する許可) 第三十五条 承認管財人が債務者の日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。 2 裁判所は、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認める場合に限り、前項の許可をすることができ。 3 第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に對抗することができない。 (管理命令が発せられた場合の債務者の財産関係の訴えの取扱い) 第三十六条 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内にある財産に関する訴えについては、承認管財人を原告又は被告とする。 2 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内にある財産に関する訴訟手続で債務者が当事者であるものは、中断する。 3 前項の規定によって中断した訴訟手続は、承認管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ。 4 第二項の規定によって中断した訴訟手続について前項の規定による受継があるまでに管理命令が効力を失ったときは、債務者は、当該訴訟手続を当然に受継する。 5 第二項の規定によって中断した訴訟手続について第三項の規定による受継がされた後に管理命令が効力を失ったときは、当該訴訟手続は、中断する。 6 前項の場合においては、債務者において当該	訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ。 (行政庁に係属する事件の取扱い) 第三十七条 前条第二項から第六項までの規定は、債務者の日本国内にある財産に関する事件で管理命令が発せられた当時行政庁に係属するものについて準用する。 (承認管財人に対する監督等) 第三十八条 承認管財人は、裁判所が監督する。重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、承認管財人を解任することができる。この場合においては、その承認管財人を審尋しなければならない。 (数人の承認管財人の職務執行) 第三十九条 承認管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。 2 承認管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。 (承認管財人代理) 第四十条 承認管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の承認管財人代理を選任することができる。 2 前項の承認管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。 (承認管財人による調査) 第四十一条 承認管財人は、個人である債務者若しくはその法定代理人又は法人である債務者の理事、取締役、監事、監査役、清算人若しくはこれらに準ずる者に対し、債務者の日本国内における業務及び財産の状況につき報告を求め、債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができ。 (債務者の業務及び財産の管理) 第四十二条 承認管財人は、就職の後直ちに債務者の日本国内における業務及び財産の管理に着	手しなければならない。 (郵便物の管理) 第四十三条 裁判所は、通信事務を取り扱う官署その他の者に対し、債務者にあてた郵便物を承認管財人に配達すべき旨を囑託することができる。 2 裁判所は、債務者の申立てにより又は職権で、承認管財人の意見を聴いて、前項に規定する囑託を取り消し、又は変更することができる。 3 管理命令が効力を失ったときは、裁判所は、第一項に規定する囑託を取り消さなければならない。 第四十四条 承認管財人は、債務者にあてた郵便物を受け取ったときは、これを開いて見ることができ。 2 債務者は、承認管財人に対し、承認管財人が受け取った前項の郵便物の閲覧又は当該郵便物で債務者の日本国内にある財産に關しないものの交付を求めることができる。 (承認管財人の注意義務) 第四十五条 承認管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。 2 承認管財人が前項の注意を怠ったときは、その承認管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。 (承認管財人の報告義務) 第四十六条 承認管財人は、裁判所の定めるところにより、債務者の日本国内における業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。 (承認管財人の行為に対する制限) 第四十七条 承認管財人は、裁判所の許可を得なければ、債務者の財産を譲り受け、債務者に対し自己の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために債務者と取引をすることができない。 2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に對抗
---	---	--	---

することができない。

(管理命令後の債務者の行為等)

第四十八条 承認管財人が管理及び処分をする権利を有する債務者の財産に関して、債務者が管理命令が発せられた後にした法律行為は、承認援助手続の關係においては、その効力を主張することができない。ただし、相手方がその行為の当時管理命令が発せられた事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 日本国内にある債権について、管理命令が発せられた後に、その事実を知らずに日本国内において債務者にした弁済は、承認援助手続の關係においても、その効力を主張することができない。

3 前項の債権について、管理命令が発せられた後に、その事実を知って日本国内において債務者にした弁済は、承認管財人が管理及び処分をする権利を有する財産が受けた利益の限度においてのみ、承認援助手続の關係において、その効力を主張することができる。

4 前三項の規定の適用については、第三十三条第一項の規定による公告(外国倒産処理手続の承認の決定と同時に管理命令が発せられた場合には、第二十三条第一項の規定による公告)前においてはその事実を知らなかったものと推定し、その公告後においてはその事実を知っていたものと推定する。

(承認管財人の報酬等)

第四十九条 承認管財人及び承認管財人代理は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。ただし、外国管財人である者については、この限りでない。

2 承認管財人及び承認管財人代理は、その選任後、債務者に対する債権又は債務者の株式その他の債務者に対する出資による持分を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 承認管財人及び承認管財人代理は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたとき

は、費用及び報酬の支払を受けることができない。

4 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(任務終了の場合の報告義務等)

第五十条 承認管財人の任務が終了した場合に、承認管財人又はその承継人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 承認管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、承認管財人又はその承継人は、後任の承認管財人又は債務者が財産を管理することができるに至るまで必要な処分をしなければならない。

(保全管理命令)

第五十一条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、当該外国倒産処理手続の承認の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の日本国内における業務及び財産に関して、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下「保全管理命令」という。)をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。

3 前二項の規定は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされた場合について準用する。

4 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(保全管理命令に関する公告及び送達等)

第五十二条 裁判所は、保全管理命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定が

あった場合も、同様とする。

2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

3 保全管理命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、保全管理人に対する決定書の送達が発された時から、効力を生ずる。

4 第八条第四項及び第五項の規定は、保全管理命令に関し公告及び送達をしなければならない場合については、適用しない。

5 第二十五条第九項の規定は、保全管理命令があった場合について準用する。

(保全管理人の権限)

第五十三条 保全管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者の業務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(保全管理人代理)

第五十四条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

(承認管財人に関する規定の保全管理人等への準用)

第五十五条 第三十二条第三項、第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条及び第四十四条から第五十条までの規定は保全管理人について、第四十九条の規定は保全管理人代理について準用する。

2 第三十六条第二項から第六項までの規定は、

保全管理命令が発せられた当時係属している債務者の日本国内にある財産に関する訴訟及び債務者の日本国内にある財産に関する事件で保全管理命令が発せられた当時行政庁に係属するものについて準用する。

第四章 外国倒産処理手続の承認の取消し
第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の取消しの決定をしなければならない。

一 当該外国倒産処理手続の承認の申立てが第十七条第一項に規定する要件を欠くものであったことが明らかになったとき。

二 当該外国倒産処理手続について第二十一条第二号から第六号までに規定する事由のあることが明らかになったとき。

三 当該外国倒産処理手続が、破産終結の決定、強制執行認可の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令又は特別清算終結の決定に相当する判断がされ終了したとき。

四 当該外国倒産処理手続が前号に規定する事由以外の事由により終了したとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の取消しの決定をすることができる。

一 債務者が第三十一条第一項の規定に違反したとき。

二 承認管財人である外国管財人が第三十五条第一項又は第四十六条の規定に違反したとき。

三 承認管財人でない外国管財人が債務者の日本国内にある財産の処分又は国外への持出しをしたとき。

3 裁判所は、前二項の取消しの決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

4 第一項又は第二項の取消しの決定に対して

は、即時抗告をすることができる。

5 第二項又は第二項の取消しの決定を取り消す決定が確定したときは、第一項又は第二項の取消しの決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

6 第二項又は第二項の取消しの決定は、確定しなければその効力を生じない。

7 第二十四条第三項の規定は、第一項又は第二項の取消しの決定が確定した場合について準用する。

第五章 他の倒産処理手続がある場合の取扱い

第一節 国内倒産処理手続がある場合の取扱い

(国内倒産処理手続の開始決定がされた場合の承認の条件等)

第五十七条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前に、同一の債務者につき開始の決定がされた国内倒産処理手続があることが明らかになったときは、次に掲げる要件のすべてを満たす場合を除き、当該申立てを棄却しなければならない。

一 当該外国倒産処理手続が外国主手続であること。

二 当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることが債権者の一般の利益に適合すると認められること。

三 当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることにより、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないこと。

2 前項の裁判所は、同項に規定する国内倒産処理手続があることが明らかになった場合において、外国倒産処理手続の承認の決定をするときは、当該国内倒産処理手続の中止を命じなければならない。ただし、当該国内倒産処理手続が次条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により中止されているときは、この限りでない。

3 裁判所は、前項の規定による中止の命令を取り消すことができる。

4 第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

(外国倒産処理手続の承認決定前の国内倒産処理手続の中止命令)

第五十八条 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、同一の債務者についての国内倒産処理手続の中止を命ずることができる。ただし、前条第一項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限る。

2 前項の規定は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされた場合について準用する。

3 裁判所は、第一項(前項において準用する場合を含む。)以下この条及び第六十一条第一項において同じ。)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

7 第二十五条第九項の規定は、第一項の規定による中止の命令があった場合について準用する。(外国倒産処理手続の承認決定と国内倒産処理手続の開始決定とが競合した場合の調整)

第五十九条 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定があった後、当該決定の後に同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の決定があったこと又は外国倒産処理手続の承認の決定以前に同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の決定があったことが明らかになった場合において、次の各号に掲げる事由があるときには、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 第五十七条第二項各号に掲げる要件のすべてを満たすとき 当該国内倒産処理手続の中止を命ずる旨の決定

二 前号に掲げる場合に該当しないとき 当該承認援助手続を中止する旨の決定

2 裁判所は、前項の規定による決定を取り消すことができる。

3 前二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

(外国倒産処理手続の承認決定と開始決定前の国内倒産処理手続との調整)

第六十条 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定があった後、同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の申立てがされたことが明らかになった場合(前条第一項に規定する場合を除く。)において、同項第一号に掲げる事由がある場合には、同号に定める決定をしなければならない。

2 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定があった後、同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の申立てがされたことが明らかになった場合(前条第一項に規定する場合を除く。)において、同項第二号に掲げる事由がある場合には、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権

で、同号に定める決定をすることができる。

3 裁判所は、前項の規定による決定を変更し、又は前二項の規定による決定を取り消すことができる。

4 前三項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

(中止した国内倒産処理手続及び承認援助手続の失効)

第六十一条 第五十七条第二項、第五十八条第一項、第五十九条第一項第一号又は前条第一項の規定により国内倒産処理手続が中止していた場合において、同一の債務者につき第五十六条第一項第三号の規定による外国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定したときは、当該国内倒産処理手続は、その効力を失う。

2 第五十九条第一項第二号又は前条第二項の規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が中止していた場合において、同一の債務者につき破産終結の決定があったとき又は強制清算認可の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令若しくは特別清算終結の決定が確定したときは、当該承認援助手続は、その効力を失う。

第二節 他の外国倒産処理手続の承認援助手続がある場合の取扱い

(他の外国倒産処理手続の承認がされた場合の承認の条件等)

第六十二条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、既に承認の決定がされた同一の債務者についての他の外国倒産処理手続の承認援助手続があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合にも、当該申立てを棄却しなければならない。

一 当該他の外国倒産処理手続が外国主手続で

あるとき。

二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該申立てに係る外国倒産処理手続が外国従手続であり、かつ、当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることが債権者の一般の利益に適合すると認められないとき。

2 外国倒産処理手続の承認の決定があった場合において、同一の債務者につき外国倒産処理手続の承認の決定がされた他の外国従手続があるときは、当該外国従手続の承認援助手続は、中止する。ただし、次条第一項の規定による中止の命令が発せられているときは、この限りでない。

(外国倒産処理手続の承認決定前他の承認援助手続の中止命令)

第六十三条 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定がされた同一の債務者についての外国従手続の承認援助手続の中止を命ずることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第三項に規定する裁判及び前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

(中止した承認援助手続の失効)
第六十四条 第六十二条第二項又は前条第一項の規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が

中止していた場合において、同一の債務者につき第五十六条第一項第三号の規定による他の外国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定したときは、当該承認援助手続は、その効力を失う。

第六章 罰則

(収賄罪)

第六十五条 承認管財人、保全管財人、承認管財人代理又は保全管財人代理がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 承認管財人又は保全管財人(以下この条において「承認管財人等」という。)が法人であるときは、承認管財人等の職務に従事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。承認管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が承認管財人等の職務に關し承認管財人等に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる承認管財人等の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。(贈賄罪)

第六十六条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(報告及び検査拒絶の罪)
第六十七条 債務者若しくはその法定代理人又は債務者の理事、取締役、監事、監査役、清算人若しくはこれらに準ずる者が第四十一条(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)

第六十八条 第三十一条第一項の規定により債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとされた場合において、個人である債務者若しくはその法定代理人若しくは支配人がこれに違反したとき、又は法人である債務者の役員若しくは職員がこれに違反する行為をしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 個人である承認管財人、保全管財人、承認管財人代理又は保全管財人代理が第三十五条第一項(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定に違反したとき、又はこれらの者が法人である場合においてその役員若しくは職員が第三十五条第一項に違反する行為をしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第六十九条 第六十五条第一項及び第二項の罪は刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に、第六十六条の罪は同法第二条の例に従う。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(破産法の一部改正)

第二条 破産法の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第四条 削除

第四十条ノ二に次の一項を加える。

民事訴訟法(平成八年法律第九号)二依り裁判上ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ債権ハ日本ニ在ルモノト看做ス

(証券取引法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「又は更生手続を」、更生手続又は承認援助手続に改める。

一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

第六十四条の十第一項及び第六十六条の第二項

二 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第三十三条第一項

三 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四十六条第一項

四 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第三十四条の二十七第一項

五 保険業法(平成七年法律第五十五号)第二百七十一条第一項

(会社更生法の一部改正)

第四条 会社更生法の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第二百七十七条第一項中「民事訴訟法」の下に「(平成八年法律第九号)」を加える。

(商業登記法の一部改正)

第五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「又は民事再生法」を、「民事再生法」に改め、「保全管財人」の下に「又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第 号)による承認管財人若しくは保全管財人(会社につき選任された者に限る。)」を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「第五十二条」の下に「第一項」を加え、「第二項の規定を」の規定に改め、同表の十二の項中「特別清算開始の申立て」の下に「、外国倒産処理手続の承認の申立て」を加える。

(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第七条 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四号)の一部

を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び会社更生法」を、「会社更生法」に改め、「第十九条又は他の法律において準用する場合を含む。」の下に「並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第 号）第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「若しくは再生手続開始の決定」を、「再生手続開始の決定若しくは承認援助手続における外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第 号）第二十八条第一項の規定による禁止の命令」に改める。

（民事再生法の一部改正）

第九条 民事再生法の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第四条の二に次の一項を加え、同条を第四条とする。

2 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）により裁判上の請求をすることができる債権は、日本国内にあるものとみなす。